

文教・科学技術関係資料

平成26年10月27日(月)

財務省主計局

目次

1. 義務教育予算について	3
2. 国立大学改革について	22
3. 科学技術関係予算について	37
4. スポーツ関係予算について	50

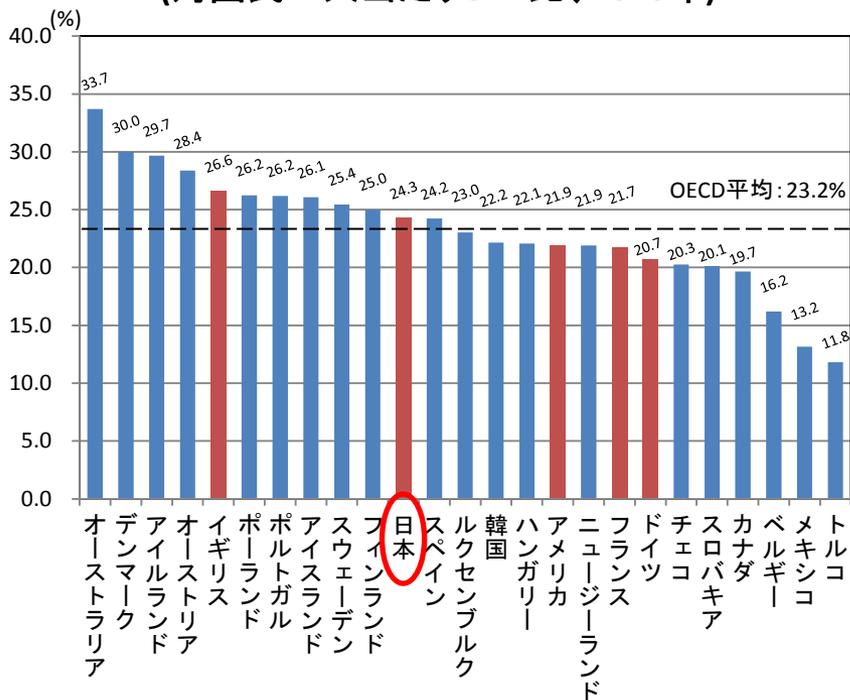
義務教育予算について

義務教育予算の現状①

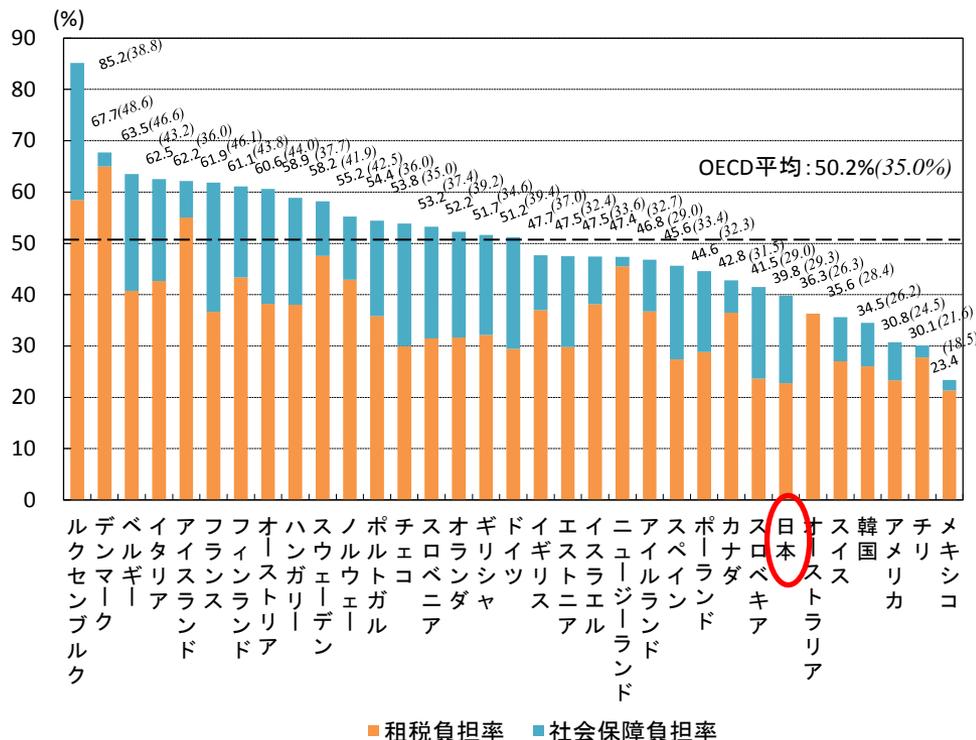
(小中学校向け公財政支出の国際比較)

- 日本の小中学校向け公財政支出(注1)は、国際的に低い水準であるとの指摘もあるが、日本は諸外国に比べて子供の数が少ない。
(小中学校への公財政支出対GDP比: 日本 2.0%、OECD平均 2.5%。小中学校の在学者数対総人口比: 日本 8.4%、OECD平均 10.8%)
- 日本の小中学校向け公財政支出を在学者一人当たりで見るとOECD平均よりも高く、特にG5諸国の中では高水準。
※国によって所得水準が異なるため、国民一人当たりGDPに対する割合で比較。
- さらに、日本の国民負担率が国際的にみて低水準であることをふまれば、日本の小中学校には十分に手厚い予算措置が行われているといえる。

小中学校への在学者一人当たり公財政支出 (対国民一人当たりGDP比、2010年)



国民負担率(対国民所得比)



(注1) ここでの公財政支出は教育機関向け補助と個人向け補助の合計。

(注2) OECD平均の値は、計数が取れず算出不能である国を除いた加盟国の平均値。

(注3) 国民負担率について、括弧内の数字は対GDP比の国民負担率。ニュージーランドは2009年、カナダは2010年、日本は2011年度、その他の国は2011年の値。

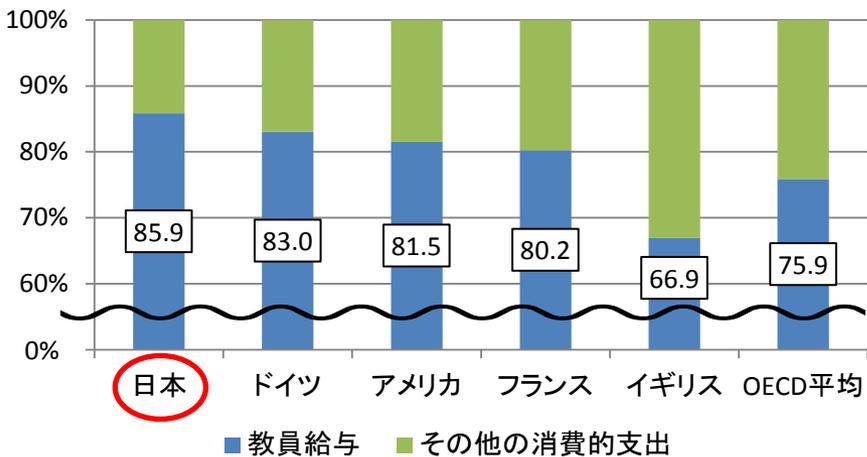
(出典) OECD stat、National Accounts (OECD) Revenue Statistics1965-2011(OECD)、内閣府「国民経済計算」等

義務教育予算の現状②

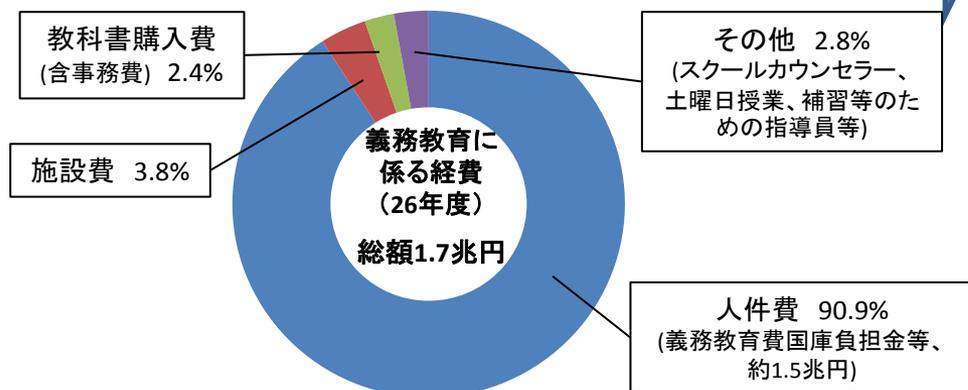
(日本の教員給与支出は国際的にも高水準)

- 諸外国においても、教員給与は教育支出(注)のうち最大の部分を占めるが、特に日本の小中学校予算は教員給与に配分が偏っている。その結果、在学者一人当たり教員給与支出は国際的にも高い水準になってしまっている。
- 教員給与(人件費)に多額の投資を続けることが効率的な教育投資といえるか疑問であり、教員定数、給与水準両面で効率化を図る必要。

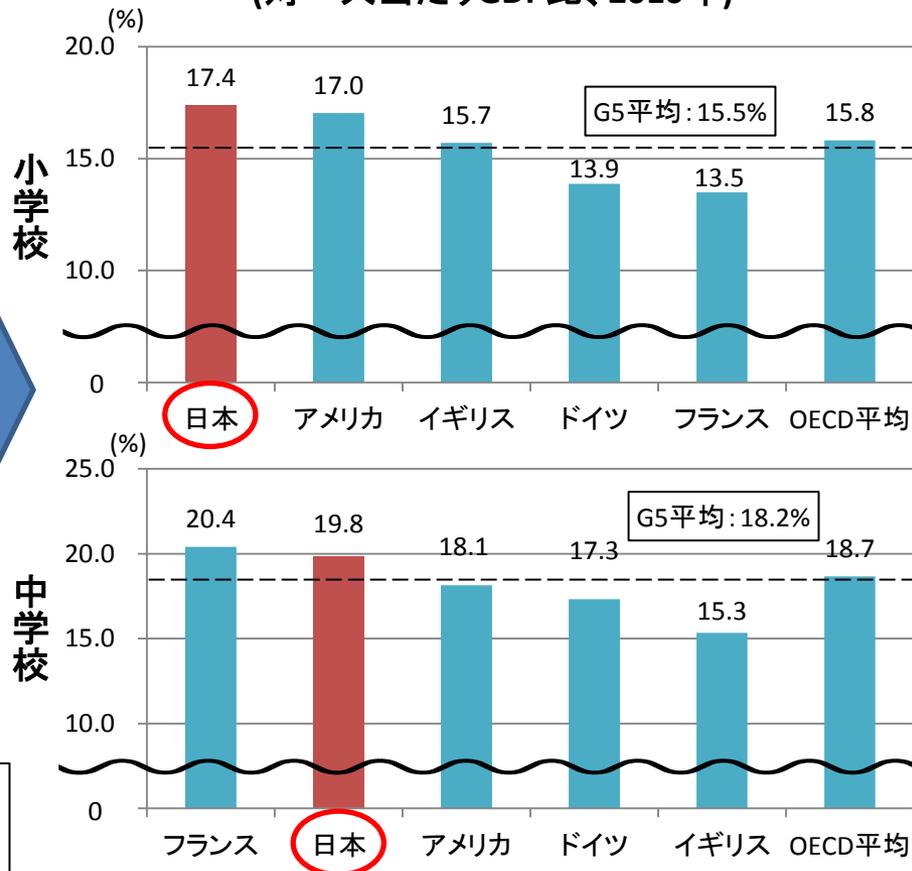
小中学校向け教育支出の支出項目別構成 (2010年)



国の義務教育予算における経費の内訳 (2014年)



在学者一人当たり教員給与支出 (対一人当たりGDP比、2010年)



(注)ここでの教育支出は消費的支出を指し、資本支出等を含まない。

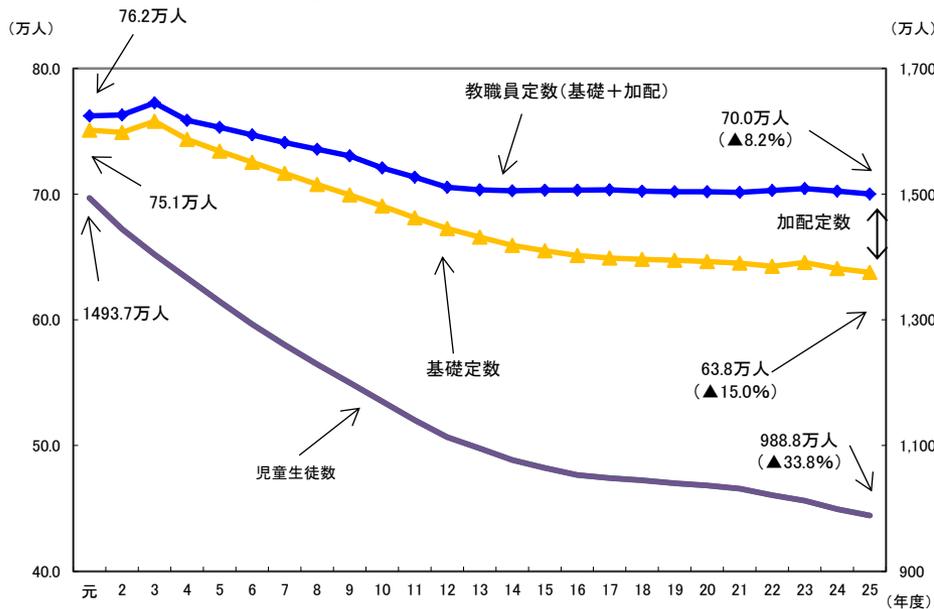
(出典)OECD stat

義務教育予算の現状③

(児童生徒数あたりの教職員数は大幅に増加している)

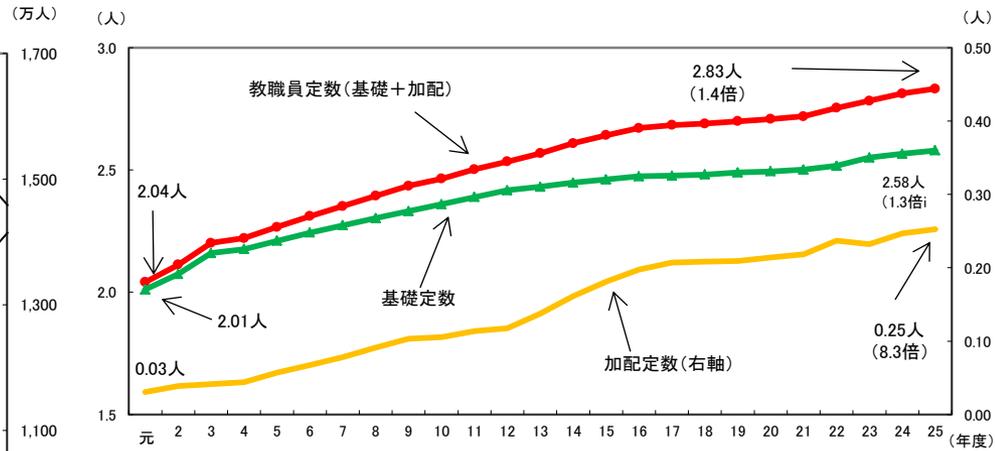
- 政策目的に応じて予算措置される定数（加配定数）は、平成元年以降、約5万人（11,418人→62,405人）増員されている。
その結果、児童生徒当たりの加配定数は約8.3倍増加。
- 学級数に応じて計算（法令で規定）される定数（基礎定数）は、平成元年以降、児童生徒数の減少幅ほど減っていない。
その結果、児童生徒当たりの基礎定数は28.4%増加。
- 教職員定数全体（基礎+加配）でみれば、児童生徒あたりの定数は、平成元年以降、約1.4倍（+38.7%）に増加。

【児童生徒数及び教職員定数の推移】



(出所)学校基本調査等

【児童生徒40人当たりの教職員定数の推移】



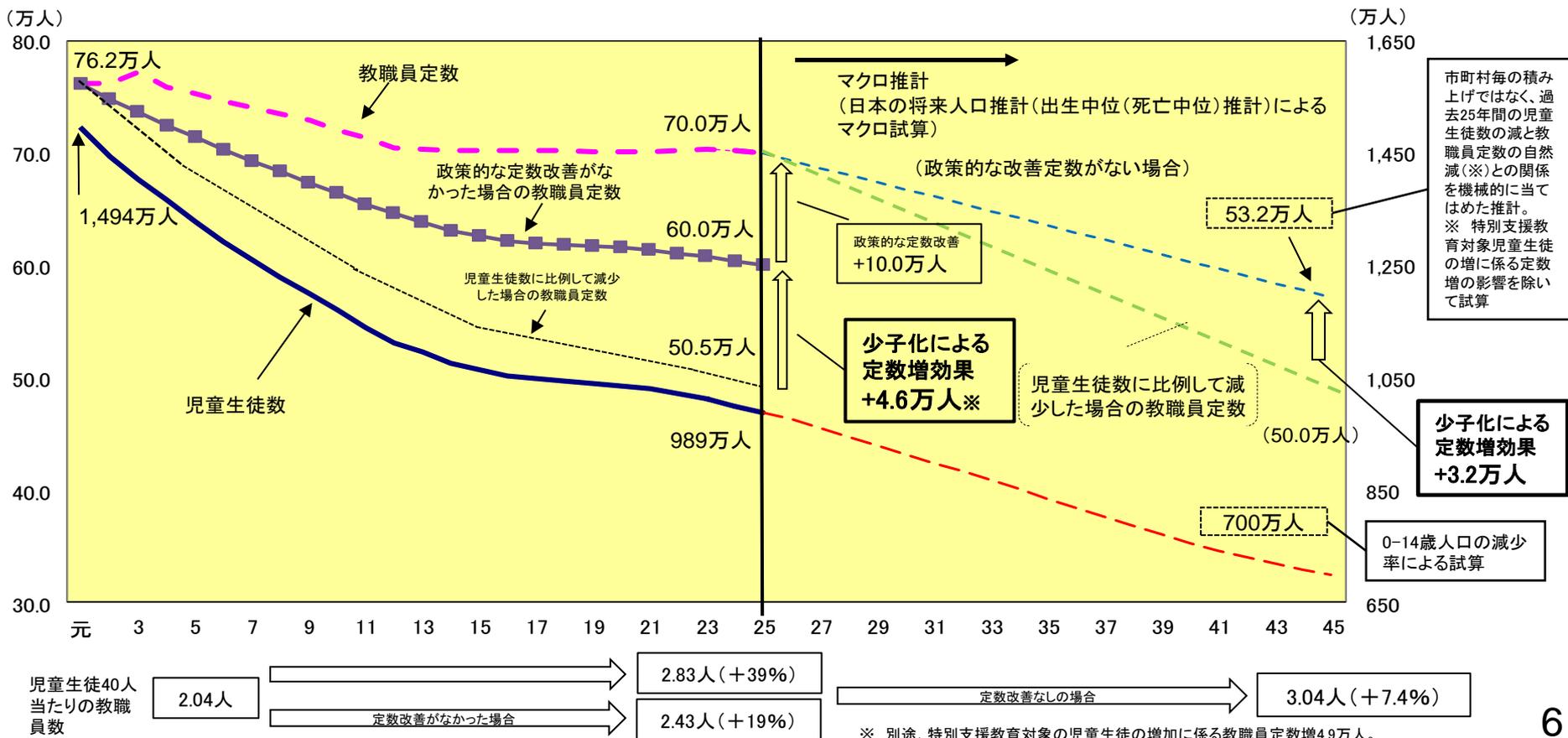
(出所)学校基本調査等

	平成元年	平成25年	
教職員定数全体	2.04人	→ 2.83人	(+38.7%)
基礎定数	2.01人	→ 2.58人	(+28.4%)
加配定数	0.03人	→ 0.25人	(+833.3%)

教職員定数の合理化①

(政策的な定数増措置とは別に、教員数は子供の数当たりで事実上年間1,800人増加。今後も継続)

- 平成以降、教職員数は、政策的な定数増10.0万人のほか、こどもの数の減少ほど基礎定数が減らないため、こどもの数当たりで見ると事実上4.6万人(年間約1,800人)増えている(※)。
 - 現行制度を前提とすれば、政策的な定数改善措置を講じなくても、教員数は、こどもの数当たりで見れば、今後20年間で事実上3.2万人(年間約1,600人)程度増える見込み。
- 既に国際的に高い水準にある在学者一人当たり教員給与支出をこれ以上伸ばさないためには、**毎年度1,600人(34億円)の加配定数合理化が必要。**



教職員定数の合理化②

(平成25年度全国学力・学習状況調査の結果)

- 現在、少人数学級を推進するために10,500人もの加配措置がなされているが、平成25年度全国学力・学習調査でもその政策効果は認められなかった。この少人数学級推進のための加配定数を中心に合理化を図るべき。
- 平成25年度全国学力・学習状況調査を用い、文部科学省は、「小学校においてチームティーチングに取り組んだ学校の平均正答率が向上」「中学校において習熟度別指導に取り組んだ学校の平均正答率が向上」と評価。
- ⇒ 同じ基準に立つならば、「小学校・中学校ともに少人数学級に取り組んだ学校の平均正答率は悪化した」と評価せざるをえないのではないかと？
- また、文部科学省は、平均無回答数が減少したことをもって、「少人数学級に取り組んだ学校では、学習への積極的な姿勢が見られる」と評価。
- ⇒ 同じ基準に立つならば、「チームティーチングや習熟度別指導は、学習への姿勢を悪化させる」と評価せざるをえないが、そもそも無回答数で学習への姿勢を測れるものなのか？

(表1)平均正答率(+は向上、-は低下)

<小学校>		国語A				算数A			
		H22	H25	H25-H22	H22	H25	H25-H22		
少人数学級	H22未実施でH25実施	193校	0.052	-0.018	-0.070	193校	0.047	0.004	-0.043
	H22とH25両方未実施	4307校	-0.003	0.004	0.007	4307校	0.001	0.002	0.001
チームティーチング	H22未実施でH25実施	88校	-0.003	0.023	0.026	368校	-0.022	-0.004	0.018
	H22とH25両方未実施	3273校	-0.002	-0.004	-0.002	2733校	-0.003	-0.002	0.001
習熟度別指導	H22未実施でH25実施	53校	0.064	-0.016	-0.080	387校	-0.031	-0.021	0.01
	H22とH25両方未実施	3397校	0.000	0.001	0.001	2594校	-0.009	0.000	0.009

(表2)無回答数(+は増加、-は減少)

<小学校>		国語A(全18問)		国語B(全10問)		算数A(全19問)		算数B(全13問)	
		H25	差	H25	差	H25	差	H25	差
少人数学級	32人以下学級の児童(※1)	1.882	-0.076	0.235	-0.081	0.312	-0.018	0.790	-0.054
	36人以上学級の児童(※2)	1.958		0.259		0.330		0.843	
習熟度別指導	習熟度別指導を受けた児童	1.998	0.203	0.301	0.124	0.319	0.051	0.838	0.038
	受けていない児童	1.795		0.228		0.268		0.758	
チームティーチング	T・Tを受けた児童	1.869	0.051	0.255	0.070	0.306	0.024	0.820	0.042
	T・Tを受けていない児童	1.802		0.231		0.282		0.778	

<中学校>		国語A			数学A				
		H22	H25	H25-H22	H22	H25	H25-H22		
少人数学級	H22未実施でH25実施	457校	0.017	0.000	-0.017	457校	0.032	0.006	-0.026
	H22とH25両方未実施	2535校	-0.030	-0.017	0.013	2535校	-0.028	-0.022	0.006
チームティーチング	H22未実施でH25実施	84校	0.000	0.009	0.009	296校	-0.032	-0.032	0.000
	H22とH25両方未実施	3185校	-0.008	-0.004	0.004	2268校	-0.001	-0.002	-0.001
習熟度別指導	H22未実施でH25実施	65校	-0.129	-0.102	0.027	322校	-0.051	-0.025	0.026
	H22とH25両方未実施	3239校	-0.004	-0.000	0.004	2169校	0.004	-0.006	-0.011

<中学校>		国語A(全32問)		国語B(全9問)		数学A(全36問)		数学B(全16問)	
		H25	差	H25	差	H25	差	H25	差
少人数学級	32人以下学級の生徒(※1)	0.713	-0.081	0.235	-0.024	1.893	-0.052	2.635	-0.067
	36人以上学級の生徒(※2)	0.794		0.259		1.945		2.702	
習熟度別指導	習熟度別指導を受けた生徒	0.882	0.176	0.301	0.074	1.945	0.146	2.699	0.207
	受けていない生徒	0.706		0.228		1.799		2.492	
チームティーチング	T・Tを受けた生徒	0.764	0.051	0.255	0.024	1.876	0.041	2.636	0.104
	T・Tを受けていない生徒	0.714		0.231		1.835		2.532	

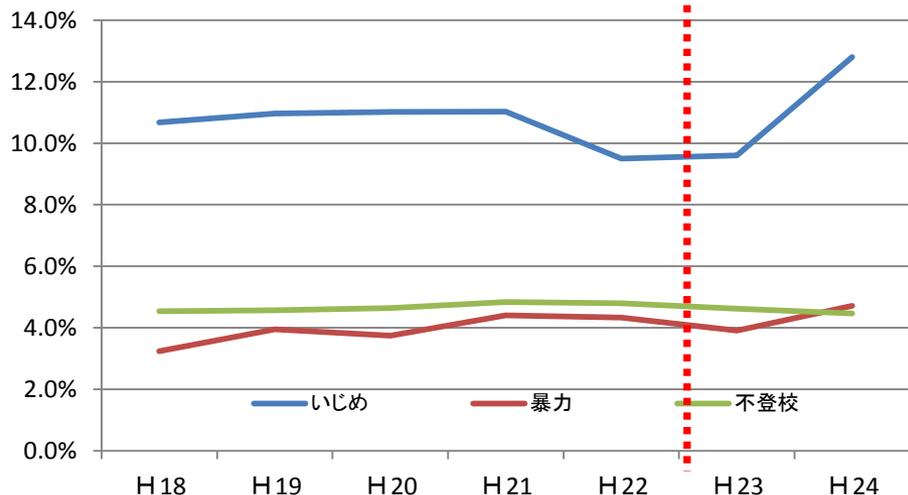
出典：文部科学省 概算要求資料「全国学力・学習状況調査を活用した少人数教育の効果検証について(速報)」

教職員定数の合理化③

(「小一35人学級」に政策効果はみられない)

- 平成23年に義務標準法が改正され、小学1年生の学級編制の標準は、40人から35人に引き下げられた。その際、小学1年生に特有の理由として、小1プロブレム※への対応が必要とされた。
※小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動がとれないなど、学校生活に馴染めない状態が続くこと。
 - しかし、平成23年以後も、小学校における問題発生件数に占める小学1年生の割合は、ほとんど変わっておらず、むしろ、いじめや暴力行為は少し増加している。
 - 「小一35人学級」に明確な効果があったとは認められず、厳しい財政状況を考えれば、40人学級に戻すべきではないか。
- ※小一を40人学級に戻した場合、教職員数は、4,000人減少(約86億円)

小学校における問題行動の発生件数の小1が占める割合



小学校における問題発生件数に占める小1の割合
(各項目 小1発生件数/小学校全体発生件数)

	40人学級 ←					→ 35人学級	
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
いじめ認知件数	10.7%	11.0%	11.0%	11.0%	9.5%	9.6%	12.8%
暴力行為	3.2%	4.0%	3.7%	4.4%	4.3%	3.9%	4.7%
不登校	4.5%	4.6%	4.6%	4.8%	4.8%	4.6%	4.5%

	H18~H22 導入前の平均	H23, H24 導入後の平均
いじめ認知件数	10.6%	11.2%
暴力行為	3.9%	4.3%
不登校	4.7%	4.5%

「35人学級」導入の前後で明確な効果は、みられない

教員負担を軽減するために教員数を増やすべきか①

平成26年6月26日 読売新聞 朝刊

日本の中学教員 勤務時間最長

OECD 33か国・地域調査

※教員の1週間あたりの仕事時間

時間	国・地域	時間
53.9	日本	53.9時間
48.2	アルバータ(カナダ)	48.2
47.6	シンガポール	47.6
45.9	イングランド(英)	45.9
45.1	マレーシア	45.1
33.1	キプロス	33.1
31.6	フィンランド	31.6
30.7	イスラエル	30.7
29.4	イタリア	29.4
29.2	チリ	29.2

部活や事務負担に

経済協力開発機構(OECD)は25日、33の国・地域の中学にあたる学校の教員らに勤務や指導の環境を問いた国際調査結果を発表した。日本の中学教員の勤務時間平均(1週間当たり)は53・9時間と最長で、4分の1が部活動や事務作業などに費やされていた。

〈関連記事36面〉

やすなど対策を考えたい。ICT利用の環境も整える必要がある」としている。計約11万人が参加した「国際教員指導環境調査」で、今年が2回目。日本は初参加で、昨年2〜3月、無作為で選んだ192校の校長と教員約3700人に聞いた。

土日を含む日本の中学教員の仕事時間は平均が53・9時間で全体平均の38・3時間を15時間以上超えた。授業やその準備の時間は26・4時間と平均的だが、部活など課外活動の指導に平均7・7時間、事務作業に同5・5時間と、全体平均よりそれぞれ5・6時間、2・6時間長くあっていた。

平成26年6月26日 毎日新聞 朝刊

世界の中学 OECD調査

日本の教員勤務時間最長

週53.9時間 部活、事務で

経済協力開発機構(OECD)は25日、日本を含む34カ国・地域の中学校教諭の勤務状況に関する調査結果を公表した。1週間当たりの勤務時間は日本が53・9時間と最長で、授業以外に部活動や事務作業に長い時間を使っていた。一方、自らの指導力に対する自己評価は極めて低く、参加国・地域の平均を大きく下回った。「仕事に忙殺されているうえ自己評価も低い」日本特有の教員像が浮かび上がった。(3面にクローズアップ)

指導力 自己評価は平均以下

2013年の国際調査「国際教員指導環境調査」(TALIS、タリス)の結果で、調査は08年以来2回目。日本の参加は今回が初めて。34カ国・地域にある中学校の教員と校長を対象に実施した。

1週間当たりの教員の平均勤務時間は38・3時間。日本は最長の53・9時間と参加国平均の2・9時間(約2倍)で、これらが長

時間勤務の要因だった。授業時間は17・7時間で、参加国平均(19・3時間)より短かった。

学級運営や教科指導といった「指導力」に対する自己評価は参加国平均を大きく下回った。「学級内の秩序を乱す行動を抑えらるるか」の問いに「非常によくできていない」「かなりできていない」と答えた教員は計52・7%で、参加国平均が87・0%。より30%以上少ない。「生徒に勉強ができる」と自信を持たせる「も同様」に、日本は合わせても17・6%と参加国平均の85・8%を大きく下回った。「勉強にあまり関心を示さない生徒に動機付けをする」とも同21・0%で、参加国平均を50%近く下回った。教員の基本的能力に対する自己評価が著しく低かった。

一方、指導力を向上させるための研修には参加意欲は高いものの、多忙で参加できていない実態も浮かんできた。文部科学省教職員課は、低い自己評価について「他国に比べ、高い水準の指導力を目指しているため自己評価が低めなのではないか」としながらも「多忙で研修に参加できないことなどが影響している可能性はある。教員の負担軽減策を検討したい」と話している。

【三木陽介】

教員負担を軽減するために教員数を増やすべきか②

OECD国際教員指導環境調査(TALIS)について
 ~教員に対するアンケートの集計であり、単純な国際比較は誤解を招く恐れ~

- OECD国際教員指導環境調査(TALIS)については、中学校教員に対するアンケート調査の集計により、一週間あたりの仕事時間の国際比較を行っている。この調査によれば、一週間あたりの仕事時間は、参加国平均で38.3時間であったが、日本は参加国中最も長く53.9時間。
- TALISが採用している手法はアンケート調査の集計であるため、以下の例の通り、各国の教員が同一基準で回答を行っているか疑問。単純な国際比較は誤解を招くおそれがあり、他の客観的な統計データ等を踏まえた評価が必要。

(例)

- ① TALISで仕事時間が最短※であったチリ(週29.2時間)は、法定勤務時間がOECDで最も長い(年1,998時間)。
- ② 法定勤務時間がOECD中最短のイングランド(年1,265時間)は、TALISでは仕事時間が2番目に長い※(週45.9時間)。
- ③ 仕事時間を構成する各項目(授業時間、生徒指導、会議、一般事務等)の合計時間は、全仕事時間と乖離しており、その乖離幅は各国においてまちまち。

(注)年間法定勤務時間については、"Education at a Glance(OECD)"による。

※『TALISの「仕事時間の合計」』と『Education at a Glance の「法定勤務時間」』の両方のデータがそろっている国が対象

「TALIS」と「Education at a Glance」の比較

	TALIS調査	Education at a Glance
1位	日本	チリ
2位	イングランド	アメリカ
3位	アメリカ	日本
4位	ポルトガル	アイスランド
....		
下位4位	エストニア	ポルトガル
下位3位	オランダ	ポーランド
下位2位	アイスランド	スペイン
最下位	チリ	イングランド

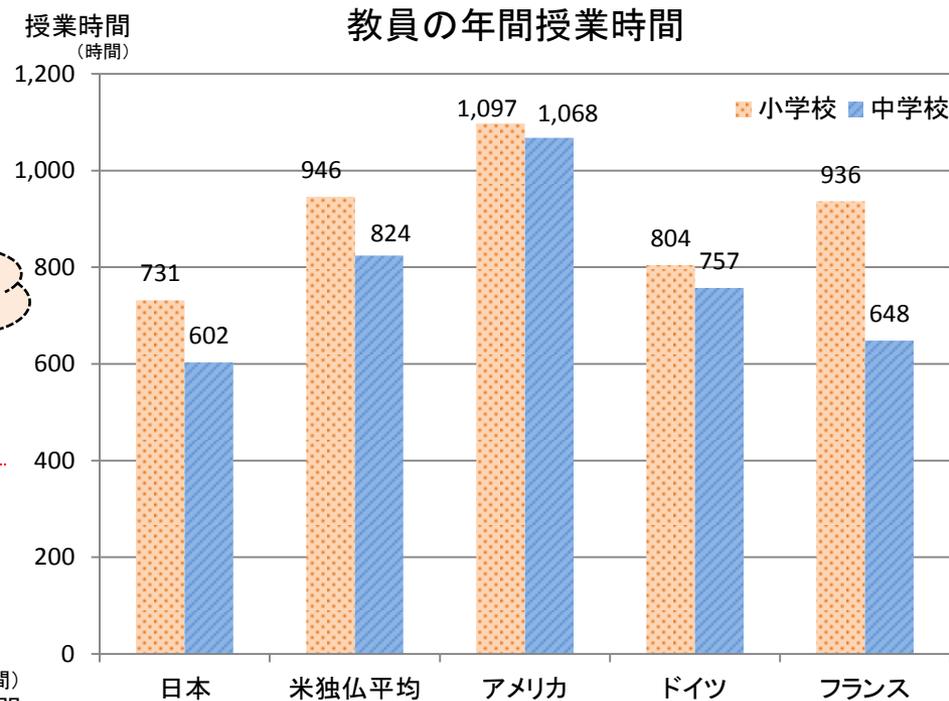
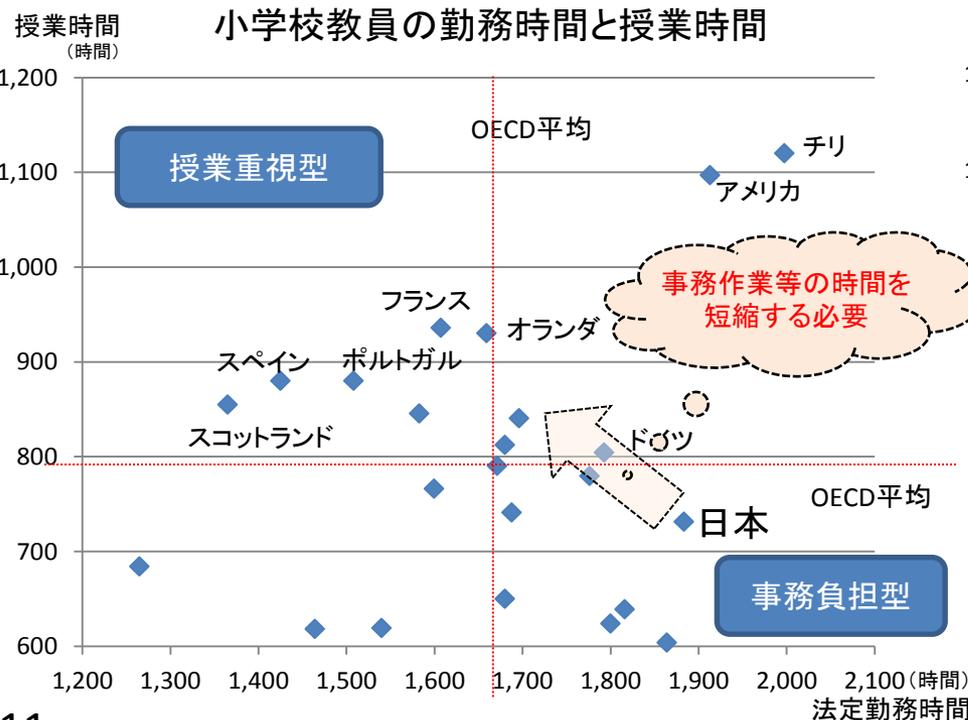
TALIS ~「全仕事時間」と「各仕事時間の合計」の間の乖離が大きい~

	全仕事時間	各仕事時間の合計	乖離幅
ノルウェー (乖離幅最小)	38.3	39.6	<u>1.3</u>
フランス	36.5	39.9	3.4
日本	53.9	58.0	4.1
韓国	37.0	53.3	16.3
アメリカ	44.8	61.4	16.6
チリ (乖離幅最大)	29.2	53.2	<u>24.0</u>
平均	38.3	46.6	8.3

教員負担を軽減するために教員数を増やすべきか③

(日本の教員は授業以外の事務作業等で忙しい)

- OECD調査(Education at a Glance 2013)によれば、日本の教員の年間勤務時間(小:1883時間、中:1883時間)は、小中学校ともに、OECD平均(小:1671時間、中:1667時間)を上回っている一方、日本の教員の年間授業時間(小:731時間、中:602時間)は、小中学校ともに、OECD平均(小:790時間、中:709時間)を下回っている。
- 具体的には、日本の教員の年間授業時間(小学校・中学校合計)は、OECD調査対象30ヶ国中23位と低水準であり、主要先進国(アメリカ、ドイツ、フランス)平均よりも小学校については2割程度、中学校については3割程度少ない。日本では授業以外の事務作業等(授業準備、職員会議、一般事務作業等)に多くの時間が充てられているという問題がある。(注)イギリスについては、国としてのデータが存在しない。
- 教員の負担感を軽減し、より児童生徒に向き合う時間を確保するためにも、事務作業等の時間を短縮するための取組み(業務の合理化・外部化、外部専門人材の活用、教職員一人一人の能力向上等)が必要。年間授業時間が国際的にも低水準にある中で、これ以上教員を増員しても効率的な解決策にはならない。

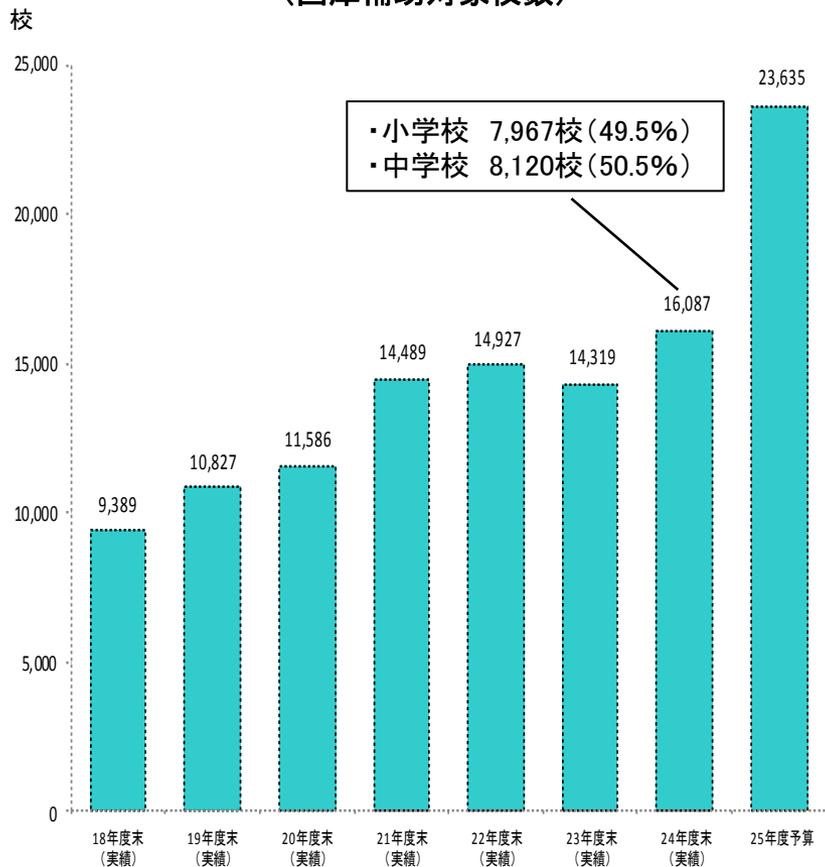


学校運営のあり方（外部の力の活用）

（公立小中学校における外部人材の活用状況について）

○ スクールカウンセラー等の専門的な人材の活用は進みつつあるが、特に中学校においてボランティアを含む地域人材の活用が低調。

公立小中学校へのスクールカウンセラー等の配置状況
（国庫補助対象校数）

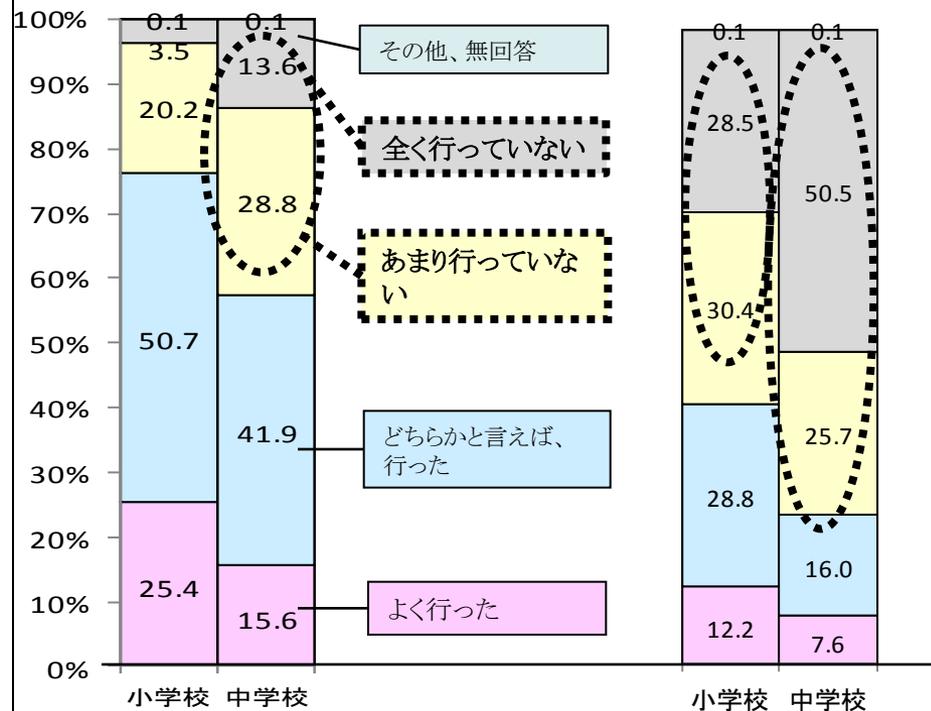


（出所）文部科学省調べ

地域人材の活用状況

【質問】小学校6学年（中学校3学年）を対象とした地域の人材を活用した授業の実施。

【質問】小学校6学年（中学校3学年）を対象としたボランティア等による授業サポートの実施。



※ 全国の小・中学校を対象とした悉皆調査による調査結果
（出所）平成26年度 全国学力・学習状況調査

学校規模の適正化①

(公立小中学校規模の現状)

1. 児童・生徒数等

	児童・生徒数	学校数	学級数	教員数	1校当たり 児童・生徒数	1校当たり 学級数	1学級当たり 児童・生徒数	1校当たり 教員数	教員一人当たり 児童・生徒数
小学校	6,556,527人	20,507校	269,868学級	410,928人	319.7人	13.2学級	24.3人	20.0人	16.0人
中学校	3,255,326人	9,699校	114,603学級	237,568人	335.6人	11.8学級	28.4人	24.5人	13.7人

(注)平成25(2013)年度学校基本調査(学校数は、休校中等の学校を除いている。)

2. 児童・生徒数と学校数の直近のピーク時との比較

☞ 児童・生徒数の減少幅に比べ学校数は大きく変化していない。

		昭和56(1981)・61(1986)年	平成25(2013)年	増減率
小学校	児童数	11,819,002人	6,556,527人	▲44.5%
	学校数	24,574校	20,507校	▲16.6%
中学校	生徒数	5,885,843人	3,255,326人	▲44.7%
	学校数	10,483校	9,699校	▲7.5%

(注1)昭和56(1981)、昭和61(1986)、平成25(2013)年度学校基本調査(学校数は、休校中等の学校を除いている。)

(注2)直近のピーク時は、小学校は昭和56(1981)年、中学校は昭和61(1986)年。

3. 学級数別学校数

☞ 小中学校とも、標準規模に満たない学校が約半数を占めている。

	小学校		中学校		
	学校数	構成比	学校数	構成比	
5学級以下	2,346校	11.4%	2,028校	20.9%	← 標準規模
6～11学級	7,120校	34.7%	2,983校	30.8%	
12～18学級	6,153校	30.0%	3,108校	32.0%	
19学級以上	4,888校	23.8%	1,580校	16.3%	

(注1)平成25(2013)年度学校基本調査(学校数は、休校中等の学校を除いている。)

(注2)標準規模:学校教育法施行規則第41条(第79条)

46.1

51.7%

学校規模の適正化②

(学校統合の教育上の効果について)

学校統合により学校規模の適正化が図られる場合の教育上の効果については、以下の点があげられる。

- 一般に、一定の規模がある学校では、子どもが集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力をさらに伸ばしやすいという利点がある。
- 各学年複数学級とすると、人間関係に配慮した学級編制ができる、習熟度別指導等の多様な指導形態をとることができる、スポーツでクラスの対抗戦ができる、部活動がより多くの種目、多くの人数でできるため、生徒のモチベーションがあがるなどの利点がある。
- 教員配置に関しても、各学年複数学級とすることで、教員同士が指導方法について協議ができるようになる、校務分掌を組織的に行いやすくなるなどの利点がある。
- 現在の規定は、小・中学校ともに12学級以上18学級以下を標準とし、地域の実態その他により特別の事情があるときはこの限りではないとされているが、上記の観点を総合して考えると、12学級以上18学級以下を標準とすることについては、現在も概ね妥当であると考えられるのではないか。

(平成21年7月6日 中央教育審議会 初等中等教育分科会(第66回)
配付資料「小・中学校の適正配置に関する主な意見等の整理」より抜粋)

学校規模の適正化③

(過小規模校を解消した場合の機械的試算)

- 標準規模(12～18学級)に満たない学校を解消し、全小中学校が少なくとも最低規模の標準規模校(小学校:12学級(小1は36人、小2以上は各学年41人⇒計241人)、中学校:12学級(各学年121人⇒計363人))となるように機械的に試算※計算方法は、注参照。
- この場合、学校の統廃合により、全国で5,462校の小中学校が減少するという結果。今後、更に少子化が進展することを考えれば、積極的に統廃合に取り組む必要。
- ただし、離島、山間地域、豪雪地域等、子どもの通学上、統合困難な地域等については、個別に配慮が必要であり、この機械的試算をそのまま当てはめて考えることはできないことに留意が必要。

【現状】

【統合後】

	生徒数	学校数	1校当たりの生徒数
北海道(小学校)	259,540人	1,147校	226人
東北(小学校)	459,197人	2,086校	220人
関東(小学校)	2,089,055人	5,052校	414人
中部(小学校)	1,171,299人	3,566校	328人
近畿(小学校)	1,184,476人	3,326校	356人
中国(小学校)	394,192人	1,623校	243人
四国(小学校)	198,295人	976校	203人
九州(小学校)	800,473人	3,060校	262人
小学校(全国)	6,556,527人	20,836校	315人
中学校(全国)	3,255,326人	9,784校	333人
全国小・中計	9,811,853人	30,620校	320人



	統合後の学校数	学校数の増減	1校当たりの生徒数	教員数の減(小学校のみ)
北海道(小学校)	828校	▲319校	313人	▲2,183人
東北(小学校)	1,570校	▲516校	292人	▲2,740人
関東(小学校)	4,831校	▲221校	432人	▲1,304人
中部(小学校)	3,187校	▲379校	368人	▲2,000人
近畿(小学校)	2,946校	▲380校	402人	▲2,068人
中国(小学校)	1,239校	▲384校	318人	▲2,098人
四国(小学校)	617校	▲359校	321人	▲1,991人
九州(小学校)	2,293校	▲767校	349人	▲3,650人
小学校(全国)	17,511校	▲3,325校	374人	▲18,034人
中学校(全国)	7,647校	▲2,137校	426人	—
全国小・中計	25,158校	▲5,462校	390人	—

※市町村ごとにて、1校当たりの平均学級数が12学級を下回り、かつ2校以上存在する市町村を「統合可能な市町村」としてカウント。(この条件に合致しない市町村は、現状維持と仮定。)
「実際の学校数」と「標準規模の最少生徒数で機械的に計算した想定学校数(仮想学校数)」との差を統合可能校数とした。

教員数の減は、市町村ごとに「1校当たりの平均学級数(担任数)+2人(校長、教頭)」に「統合可能校数」を乗じた数(→統合による教員の減数)と、「仮想学校数で想定した12学級」と「1校当たりの平均学級数」の差(1校当たりの教員数増の影響)を相殺して算出。中学校は教科担任制をとっており、今回の試算を適用するのは困難であるため、教員数については、小学校のみを試算の対象とした。

教員給与の見直しについて①

(人材確保法に基づく優遇措置の縮減)

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和49年2月成立）

第3条 義務教育諸学校の教育職員の給与については、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならない。



簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行革推進法）（平成18年5月成立）

56条3項 政府は、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和四十九年法律第二号）の廃止を含めた見直しその他公立学校の教職員の給与の在り方に関する検討を行い、平成十八年度中に結論を得て、平成二十年四月を目途に必要な措置を講ずるものとする。



「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)

人材確保法に基づく優遇措置を縮減するとともに、メリハリを付けた教員給与体系を検討する。その結果を退職手当等にも反映させる。

平成18年6月、文科省・財務省は自民党歳出改革PTに対して、義務教育費国庫負担金のうち、人材確保法優遇分**約430億円を減額する旨の資料を提出。**

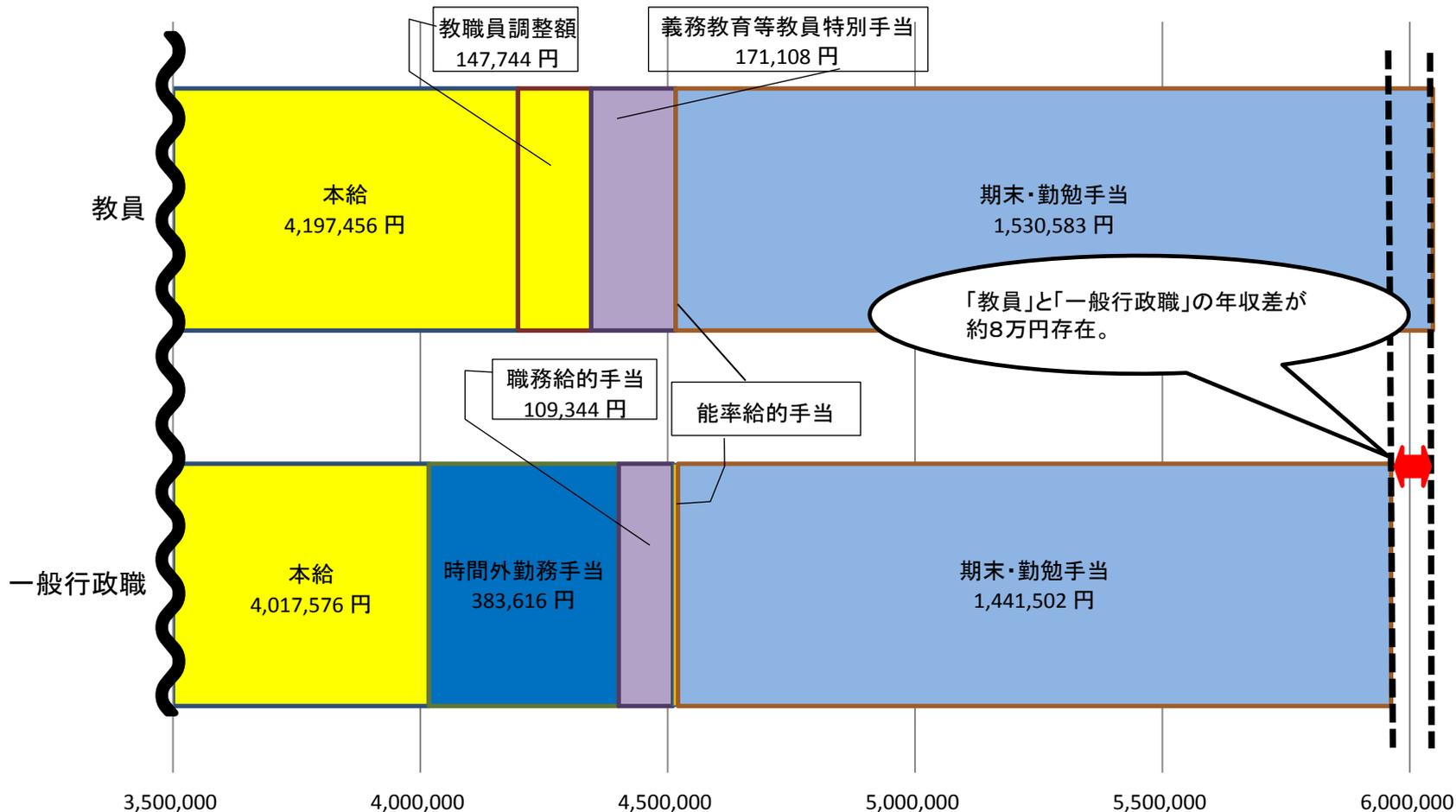
⇒ 2.76% (教員給与が一般行政職を上回る割合) × 15,618億円 (平成18年度予算ベース※) ÷ 430億円

※ 15,618億円 = 10,830億円 (本給+教職調整額) + 344億円 (義務特手当) + 149億円 (管理職手当) + 44億円 (特勤手当) + 4,251億円 (期末勤勉手当)

教員給与の見直しについて②

(一般行政職と教員の給与比較(平成25年度))

- 平成20年度以降の教員給与の見直しにより、月例給については調整が終了(義務教育費国庫負担金は約210億円縮減)
- 他方、期末・勤勉手当については、依然として教員は一般行政職よりも優遇されており、約8万円の年収差が存在。
※期末・勤勉手当の算定基準となる給与(教員の場合:本給+教職員調整額、一般行政職の場合:本給)について、教員は一般行政職を上回っているため。
- 未実施となっている約220億円分の減額について、早急の実施すべき。



※ 一般行政職員、教員ともに平均年齢43歳(大卒)とした場合の平均給与月額を基に年収を試算。

(参考) 幼児教育無償化について

- 教育振興基本計画(抜粋) (平成25年6月14日閣議決定)
「幼児教育の無償化への取組について、財源、制度等の問題を総合的に検討しながら進める。」
- 経済財政運営と改革の基本方針 2014 (平成26年6月24日閣議決定)
「『第2期教育振興基本計画』等に基づき、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める。」

⇒ 財源とセットで進めるのが政府方針となっており、財源確保が課題。

(義務教育費国庫負担金の見直し)

- ・ 小一35人学級の見直し (35人→40人)
→ 国負担▲86億円
地方負担▲172億円
- ・ 教員給与の優遇分解消
→ 国負担▲220億円
地方負担▲440億円

⇒ 合計 国負担▲306億円
地方負担▲612億円

(幼児教育無償化に追加的に必要な公費)

推定年収	全員(3歳~5歳児)	5歳児のみ	5歳児+ 3歳~4歳の第2子
270万円未満まで	124億円 ※ うち国費 約50億円 ※ うち地方負担 約74億円	45億円 ※ うち国費 約18億円 ※ うち地方負担 約27億円	58億円 ※ うち国費 約23億円 ※ うち地方負担 約36億円
360万円未満まで	729億円 ※ うち国費 約324億円 ※ うち地方負担 約405億円	244億円 ※ うち国費 約107億円 ※ うち地方負担 約137億円	306億円 ※ うち国費 約131億円 ※ うち地方負担 約175億円
680万円未満まで	3,898億円 ※ うち国費 約1,732億円 ※ うち地方負担 約2,166億円	1,273億円 ※ うち国費 約560億円 ※ うち地方負担 約713億円	1,597億円 ※ うち国費 約687億円 ※ うち地方負担 約910億円
680万円以上	7,445億円 ※ うち国費 約3,208億円 ※ うち地方負担 約4,238億円	2,797億円 ※ うち国費 約1,156億円 ※ うち地方負担 約1,642億円	3,097億円 ※ うち国費 約1,289億円 ※ うち地方負担 約1,808億円

※推計額については、保育所分と幼稚園分の合計額

(まとめ)平成27年度義務教育費国庫負担金の見直しの方向性

考え方

- 小中学校向け公財政支出を在学者一人当たりで見るとOECD平均よりも高く、特にG5諸国の中では高水準。さらに、日本の国民負担率が国際的にみて低水準であることをふまれば、日本の小中学校には十分に手厚い予算措置が行われているといえる。
- 日本の小中学校予算は教員給与支出に配分が偏っているのが問題。予算構造を見直し、義務教育予算の質を高めるため、既に国際的にも高い水準になってしまっている在学者一人当たり教員給与支出を引き下げる方向で見直す必要。教員定数、給与水準両面で効率化を図るべきではないか。

教員定数

- 基礎定数はこどもの数の減少幅程減らないため、こどもあたり教員数をこれ以上高めな
いたためには、約1,600人(▲34億円)の加配定数合理化が必要。これまで少人数学級を推進
するために10,500人もの加配定数が措置されているが、政策効果は明らかではなく、この
少人数学級推進のための加配定数を中心に合理化を図るべきではないか。
- 平成23年に義務標準法が改正され、小学校一年生の学級編成の標準が40人から35人
に引き下げられたが、その後いわゆる小一プロブレムは解消しておらず、明確な効果は認
められない。厳しい財政状況を踏まえれば、学級編成の標準は40人に戻すべきではない
か。
(基礎定数▲約4,000人(▲86億円))

教員給与水準

- 日本の教員給与については、国際的に見ても高い水準となっており、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、「人材確保法に基づく優遇措置を縮減する」とされた。
- 文部科学省・財務省は、平成18年6月に自民党歳出改革PTにおいて、義務教育費国庫負担金を約430億円縮減する旨の資料を提出。平成20年度から23年度までの間に約210億円の縮減を実施したが、平成24年度以降縮減の取組みが行われていない。依然として教員年収は一般行政職年収を約8万円上回っており、未実施となっている約220億円分の縮減について早急の実施すべきではないか。

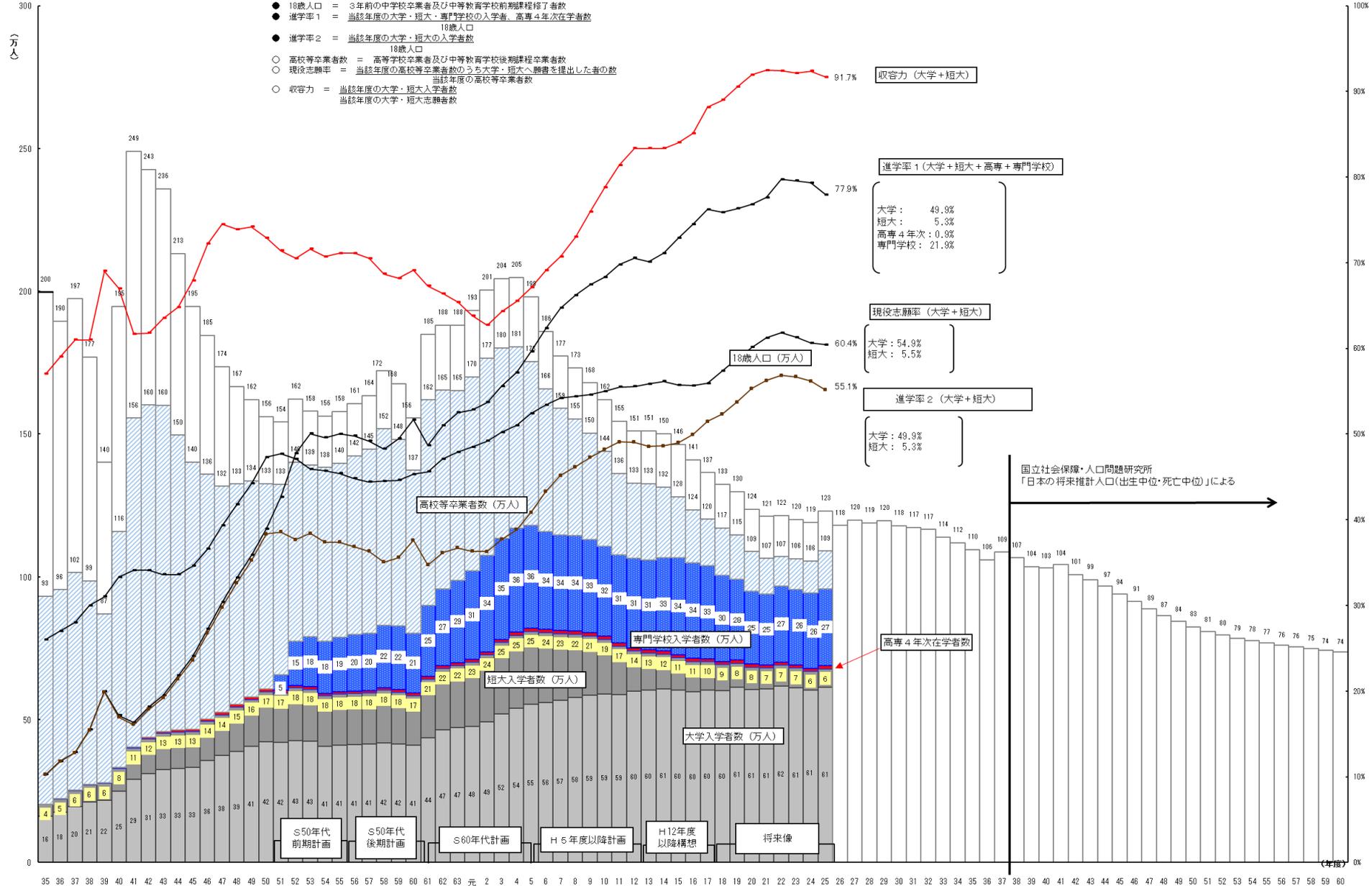
今後の小中学校のあり方

- 学力低下、いじめ問題等の学校がかかえる諸課題には、外部人材の活用(退職教員等の市民ボランティアによる放課後や土曜日を活用した補習授業の充実、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材によるいじめ問題への対応等)により、教員の負担軽減を図りつつ、きめ細かく対応することが効率的かつ効果的。
- 標準規模(12~18学級)に満たない小規模校が増える中、学校規模の適正化が課題。学校規模が適正化された場合、子どもが集団の中で一人一人の資質・能力を伸ばしやすいといった教育効果があると言われており、財政上も教職員人件費をはじめとしたコストの縮減につながる。国としても、こうした方向に向けた取組みを支援すべきではないか。

国立大学改革について

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

- 18歳人口 = 3年前の中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者数
- 進学率1 = 当該年度の大学・短大・専門学校の入学者・高専4年次在学者数
- 進学率2 = 当該年度の大学・短大の入学者数
- 高校等卒業生数 = 高等学校卒業生及び中等教育学校後期課程卒業生数
- 現役志願率 = 当該年度の高校等卒業生のうち大学・短大へ志願を提出した者の数
- 収容力 = 当該年度の大学・短大入学者数 / 当該年度の高校等卒業生数

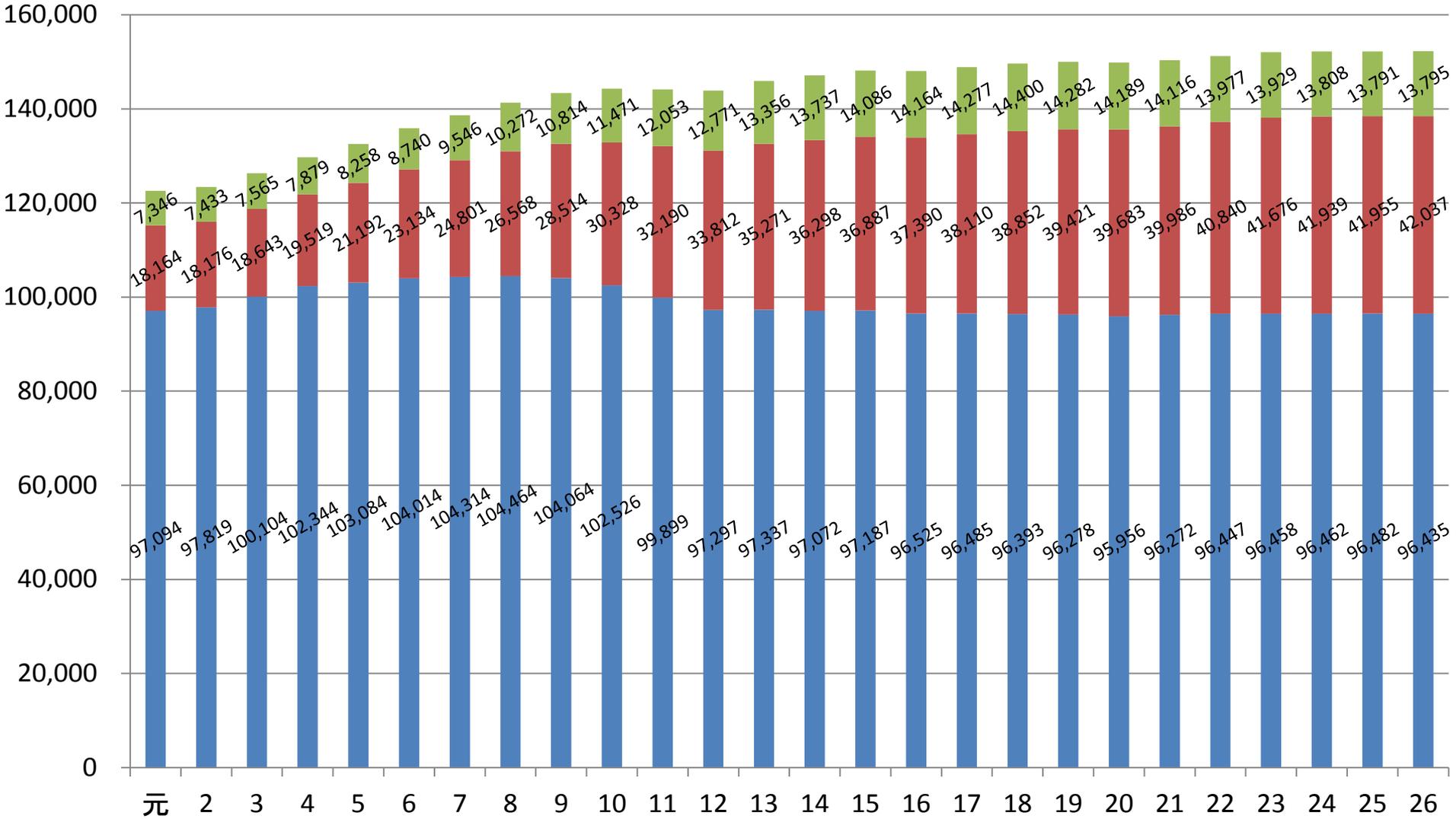


出典: 文部科学省「学校基本調査」、平成38年～43年度については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(出生中位・死亡中位)」を基に作成

入学定員の推移(国立大学)

(人)

■ 大学院（博士） ■ 大学院（修士） ■ 学部



大学が担う社会的役割

- グローバル化や少子高齢化による18歳人口の減少など、社会が急激に変化している現代において、国立大学法人には様々な社会的役割を担うことが期待されている。
- 一方で、大学はその役割を十分に担うことができず、一層の機能強化が求められているのではないか。

大学が担う 社会的役割

人材の育成

世界を舞台に活躍するグローバル人材の育成、
新たな価値を創造するイノベーション人材の育成 等

研究を通じた社会貢献

研究を通じた諸課題の解決、
特色のある研究を進め新たな価値の創造を行う 等

地域の活性化

産学官連携、地域への人材供給 等

【現状】

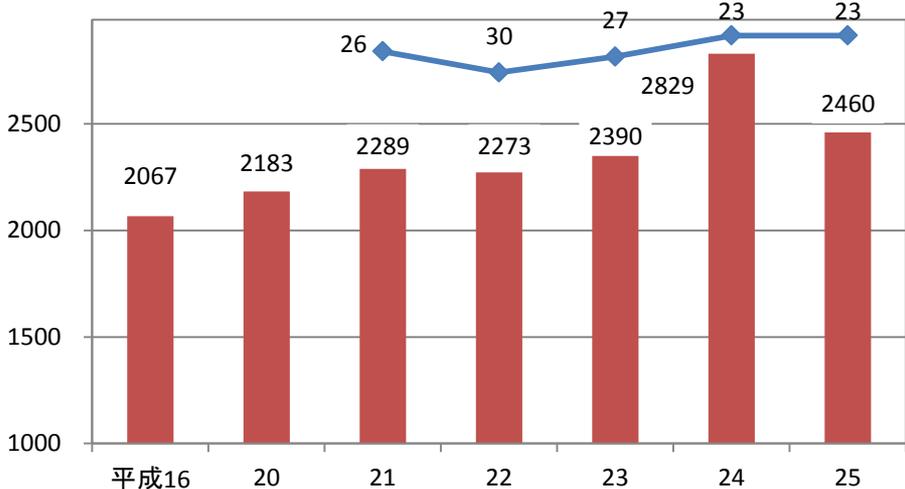
- 世界大学ランキングにおいて日本の存在感が低下
- 大学の均質化（＝地方国立大学のミニ東大化）
- 地方からの人材流出（首都圏への一極集中）

事業規模と大学の評価について

○国内上位4大学※について、事業規模は増加傾向にあるものの、大学の評価とは必ずしも比例していない。
 ○世界トップレベルの教育研究拠点となり得る潜在力を持つ大学においてすら、資金の一層の有効活用が必要とされている現状（ex：マネジメント能力の強化、グローバル人材の育成、産学連携の強化）

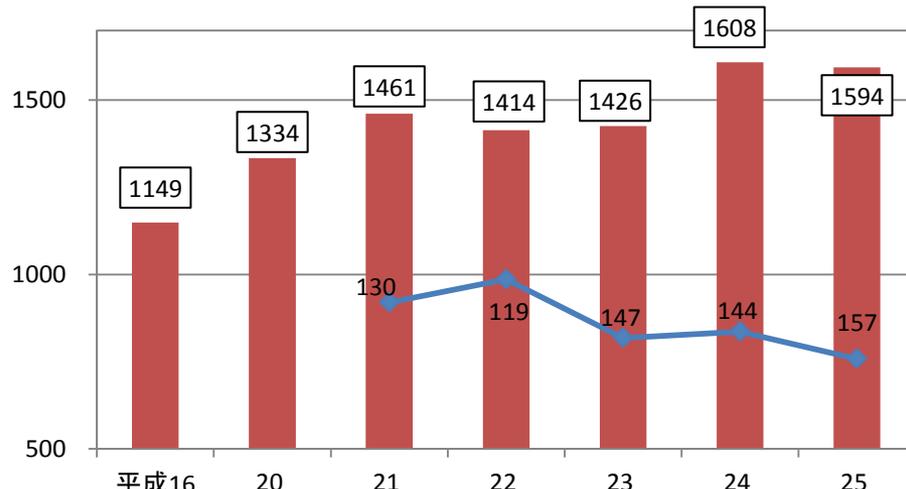
東京大学

(単位：億円)



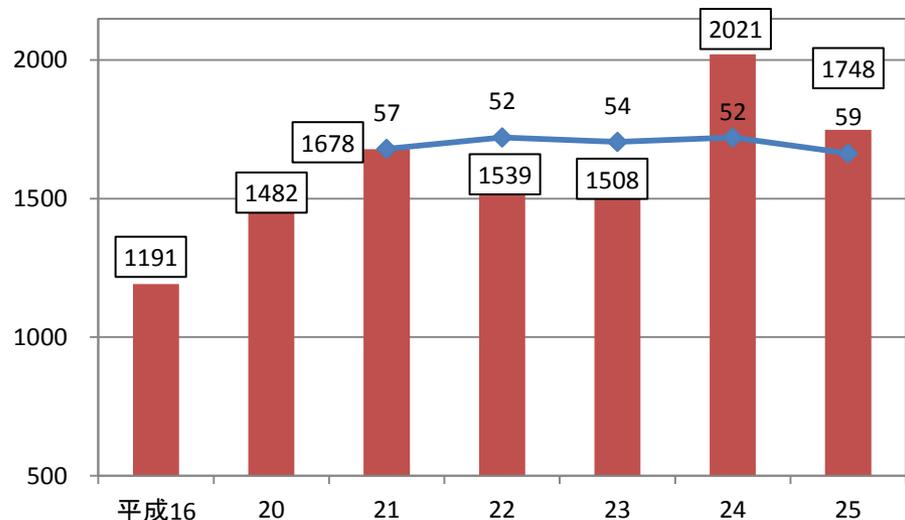
大阪大学

(単位：億円)



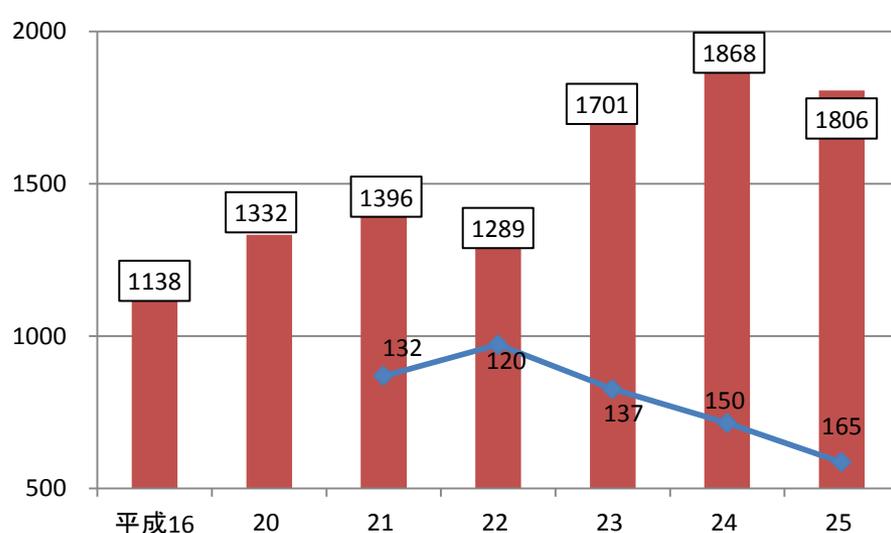
京都大学

(単位：億円)



東北大学

(単位：億円)



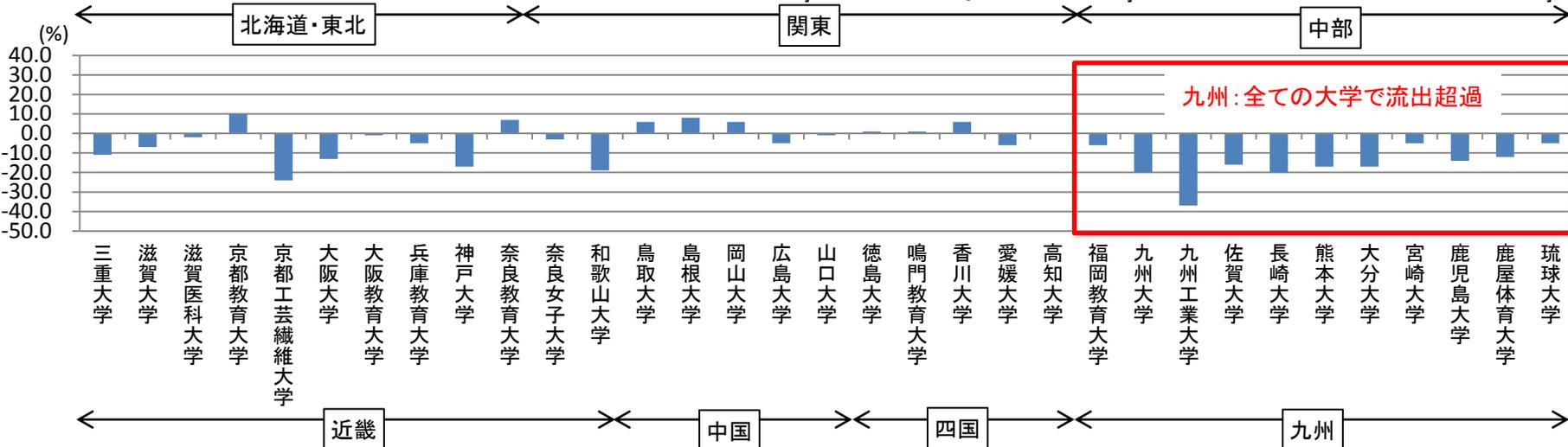
(注1)※は運営費交付金の金額規模

(注2)大学ランキング順位はTimes Higher Education World University Rankingsの2010-2011を21年度、2011-2012を22年度、2012-2013を23年度、2013-2014を24年度、2013-2014を25年度の順位としている。

地域の人材供給機能としての国立大学

○ 全国の国立大学のうち47大学において、大学の設置されている地域^(注1)を出身とする入学者の割合(平成26年度)が、同地域を就職先とする卒業生の割合(平成25年度)を上回り、流出超過となっている。特に、関東にある国立大学は全て流入超過である一方、北海道・東北の国立大学については14校中11校で流出超過、九州の国立大学については全ての大学が流出超過であるなど、地方に設置されている国立大学が地域の人材供給機能を果たしていない。

国立大学の設置されている地域を出身とする入学者(平成26年度)と同地域を就職先とする卒業生(平成25年度)の差^(注2)



(注1) 地域の分け方は、北海道・東北(北海道、青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島)、関東(栃木、群馬、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川)、中部(新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知)、近畿(三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)、中国(鳥取、島根、岡山、広島、山口)、四国(香川、徳島、愛媛、高知)、九州(福岡、佐賀、大分、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄)とした。なお、就職地域については「就職先の本社所在地地域」とした大学と「配属先地域」とした大学が混在している。

(注2) 東京芸術大学、東京海洋大学、京都大学は卒業生就職地域のデータがないため除外している。

日本の大学における教育研究組織の見直し

○教育研究組織の見直しを行って機能強化を行っている大学がある一方、全く見直しを行っていない大学が存在する中、一般運営費交付金の予算については、必ずしも機能強化に向けての取組みが逡巡されるような配分となっていない。

(機能強化を行っている大学の事例)

【国立大学Aの学部の変遷】

教育系学部を見直し、理工系学部を機能強化

平成16年度		平成25年度		増減	
学部・学科等	入学定員	学部・学科等	入学定員		
教育系学部	A課程	230	A' 課程	230	Δ 80
	B課程	50	B' 課程	150	
	C課程	90			
	D課程	90			
	計	460	計	380	
経済系学部	A学科	115	A学科	115	0
	B学科	115	B学科	115	
	計	230	計	230	
経営系学部	A学科	75	A学科	75	0
	B学科	70	B学科	70	
	C学科	65	C学科	65	
	D学科	65	D学科	65	
	計	275	計	275	
理工系学部	A学科	140	A' 学科	140	80
	B学科	160	B' 学科	175	
	C学科	130	C' 学科	160	
	D学科	145	D' 学科	270	
	E学科	90			
	計	665	計	745	
学部合計		1630	学部合計		1630

※夜間主除く

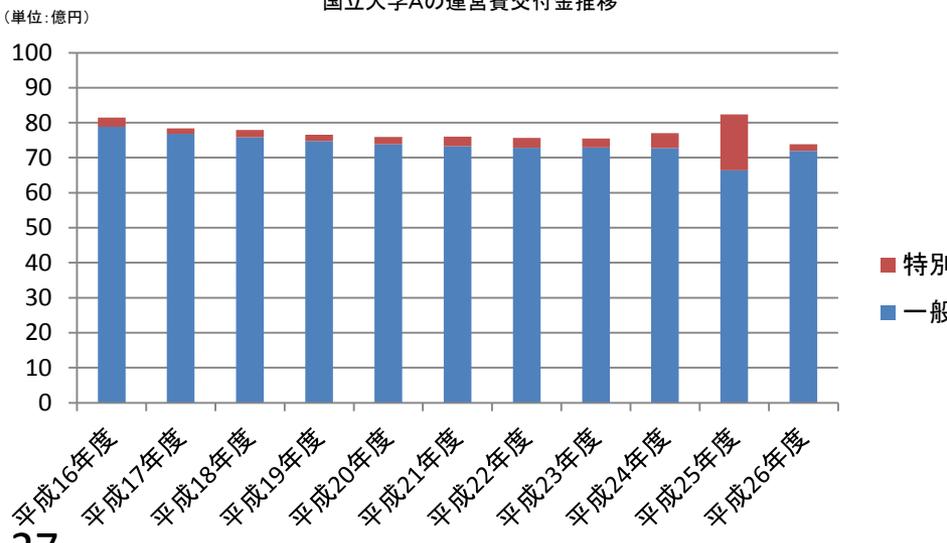
(機能強化を行っていない大学の事例)

【国立大学Bの学部の変遷】

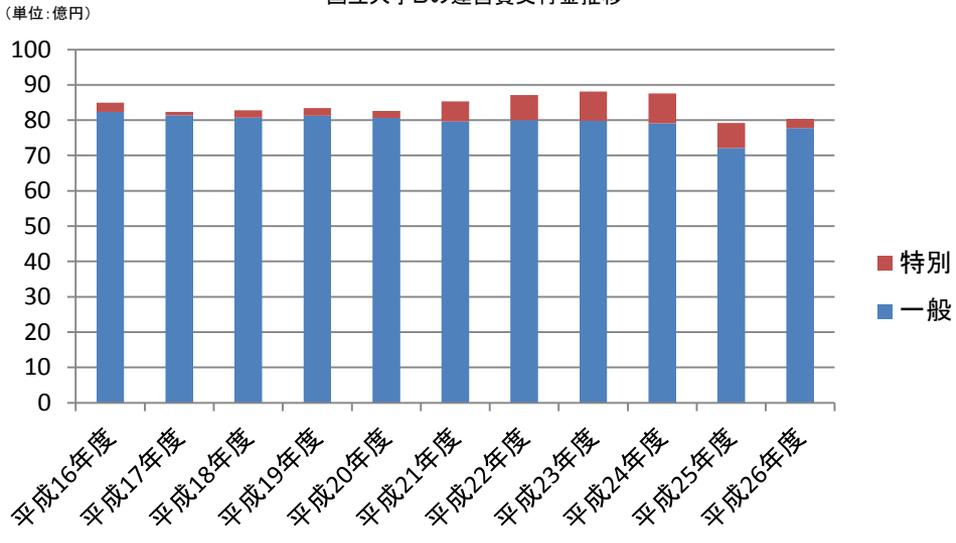
教育研究組織・入学定員に変化がない

平成16年度		平成25年度			
学部・学科等	入学定員	学部・学科等	入学定員		
教育系学部	A課程	100	A課程	100	
	B課程	50	B課程	50	
	C課程	95	C課程	95	
	計	245	計	245	
経済系学部	A学科	130	A学科	130	
	B学科	130	B学科	130	
	C学科	45	C学科	45	
	計	305	計	305	
工学系学部	A学科	80	A学科	80	
	B学科	80	B学科	80	
	C学科	70	C学科	70	
	D学科	60	D学科	60	
	E学科	80	E学科	80	
	計	370	計	370	
医学系学部	A学科	85	A学科	100	
	B学科	60	B学科	60	
	計	145	計	160	
学部合計		1065	学部合計		1080

国立大学Aの運営費交付金推移



国立大学Bの運営費交付金推移

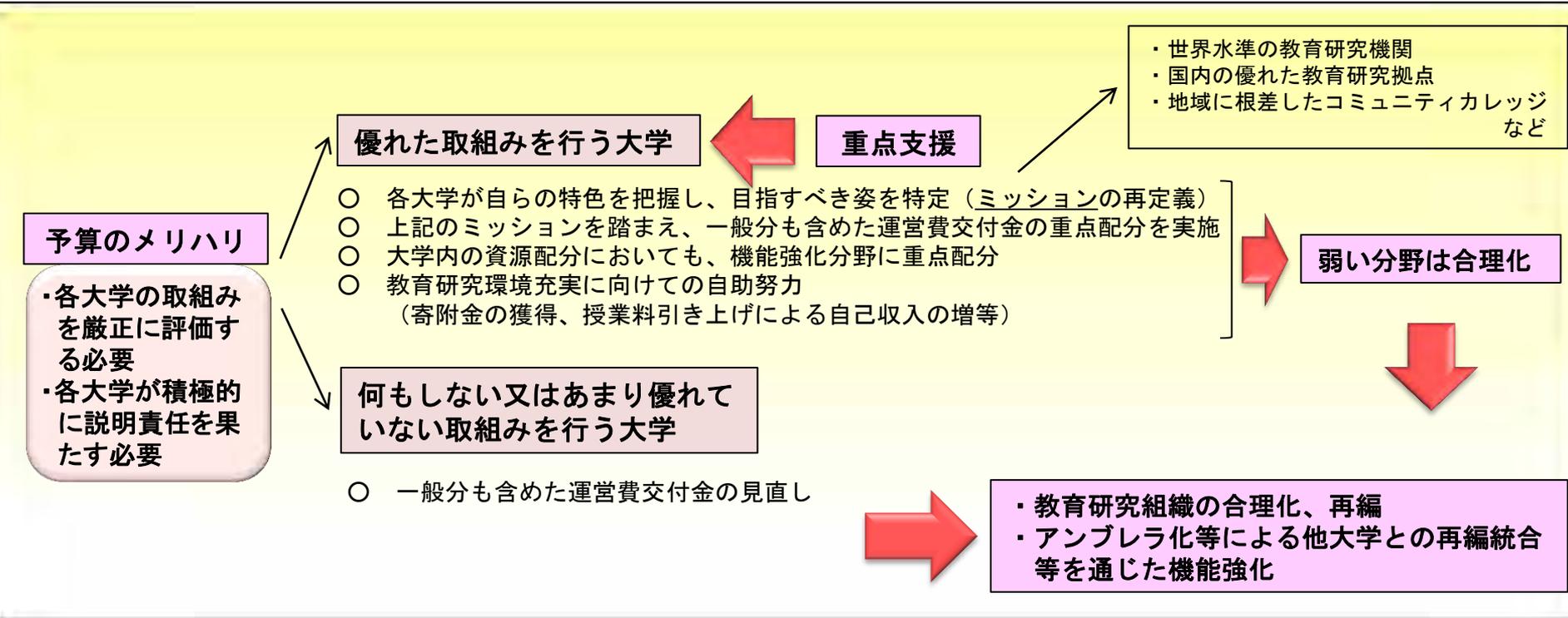


(注) 上記以外に退職手当等に係る特殊経費分を計上

(注) 上記以外に退職手当等に係る特殊経費分を計上

国立大学の今後の取組

- 国立大学全体に係る評価を向上するためには、一般運営費交付金を含めた大学予算についてメリハリを付けた配分を行うことにより、優れた取組を行う大学に対しては重点支援する一方、その他の大学についてもより有効に社会的要請を果たせるよう、思い切った合理化・再編統合により機能強化を図ることが必要ではないか。
- 重点支援を実施する前提として、各大学の取組みを厳正に評価する必要があるのではないか。
- 各大学がその取組みについて、納税者である国民に対して積極的に説明責任を果たす必要があるのではないか。



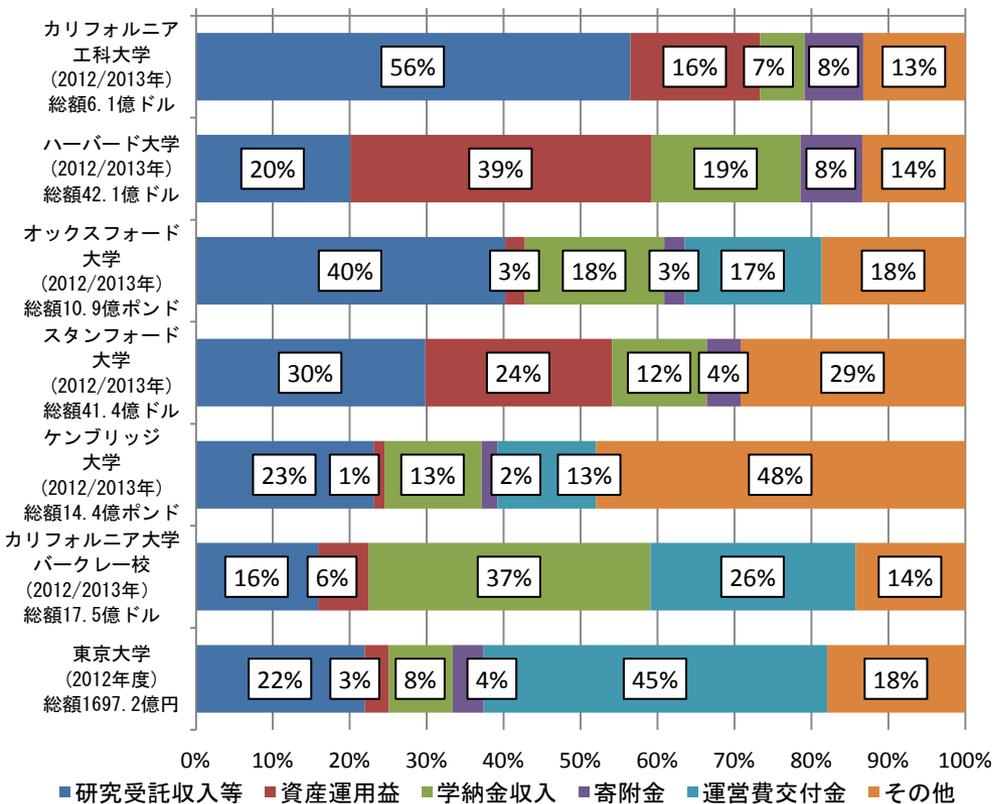
持続的な競争力を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学へ

諸外国の取組み (多様な資金調達方法)

○ 諸外国の大学や研究機関では、資産運用や民間からの研究受託収入等、多様な研究資金調達が行われている。

世界大学ランキング上位校及び東京大学の事業収入構成の比較

○ 諸外国の大学では多様な資金調達に向けた取組みがなされている一方、日本の大学は取組みが進んでいない。

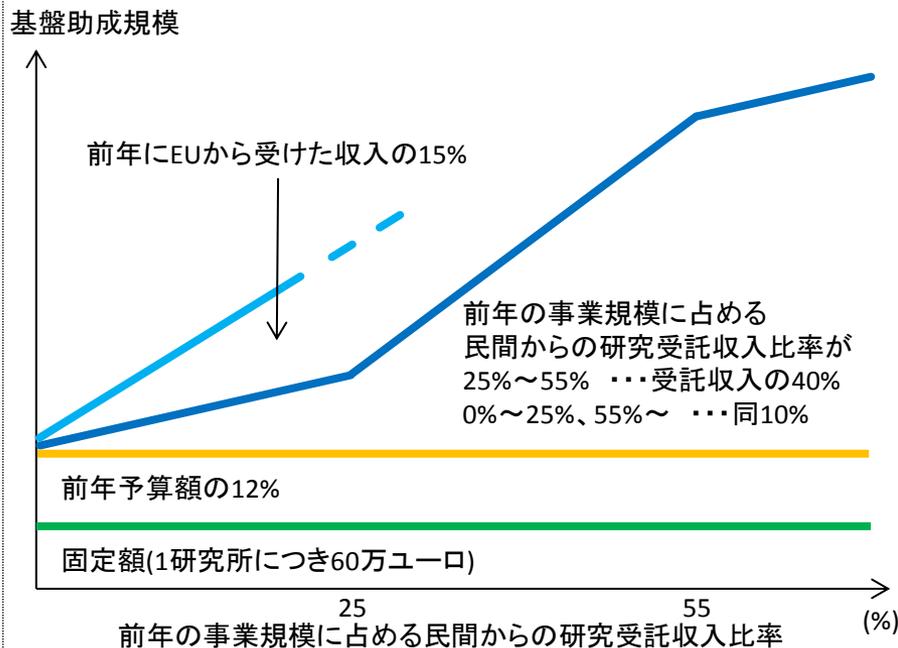


フラウンホーファー応用研究促進協会(ドイツ)の例

○ フラウンホーファー応用研究促進協会は傘下に66の研究所を擁する応用研究・産学連携推進のための研究協会。

○ 各研究所への基盤助成については、民間からの研究受託収入規模に応じて政府が資金を交付するなどの取組みがなされている。

各研究所に対する基盤助成の配分方法

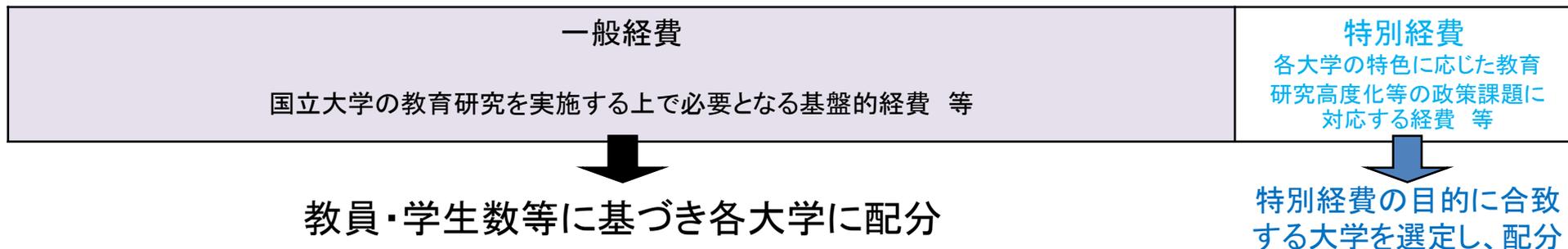


(注1) 事業収入構成の比較対象校については、Times Higher Education World University Rankings (2014-2015)における上位5校に加え、州立大学であるカリフォルニア大学バークレー校を東京大学と比較した。
 (注2) 大学部門のみの収入で比較しており、病院部門を含まない。
 (注3) オックスフォード大学及びケンブリッジ大学の運営費交付金は、高等教育財政審議会(HEFCs)が交付する補助金額を記載している。また、研究審議会から交付される補助金である研究プロジェクト経費は、研究受託収入等に含まれる。
 (注4) ケンブリッジ大学のその他項目には、ケンブリッジ大学英語検定等試験収入(3.2億ポンド)及びケンブリッジ大学出版局による出版収入(2.6億ポンド)が含まれる。
 (注5) カリフォルニア大学バークレー校の寄附金の額は、資産運用益に含まれる。また、政府からの研究受託収入の額は、運営費交付金に含まれる。
 (注6) 東京大学の研究受託収入等は、科学研究費補助金が含まれる。また、寄附金は、寄附金を含む雑収入の額を記載している。

国立大学法人運営費交付金の配分方式

【現行】

基盤的経費である一般経費と政策課題に対応する特別経費を各大学に配分



<問題点>

現行のスキームでは、大学改革を促進できない。

- 各大学に本来競争的に配分されるべき特別経費の配分が、教員・学生数に基づき配分される一般経費と大差なく、大学毎の取組みを評価できていないのではないか
- 教員・学生数等に基づき各大学に配分される一般経費が運営費交付金の太宗を占めるため、学長が特段のリーダーシップを発揮する場合を除いて、学内資源の重点化や再配分が進まない。また、大学間の再編・統合に向けたインセンティブが働きにくい
- 特別経費の内容は長期に亘るプロジェクト経費(通常5年程度)が全体の40%程度。非常に硬直的であり、大学改革を行う上で機動的な予算配分が不可能

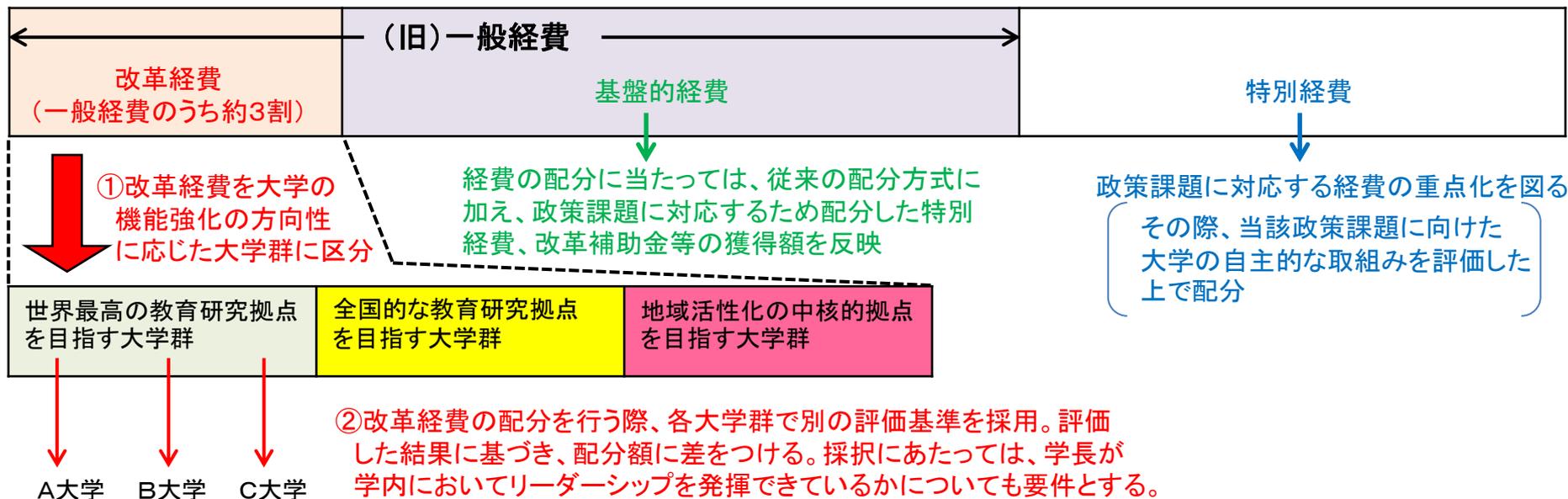
【文部科学省 国立大学改革プラン】

改革加速期間(26~27年度)に各大学の改革の取組みへの配分及びその影響を受ける国立大学法人運営費交付金の額を3~4割に

国立大学法人改革に向けた財務省案①<運営費交付金の改革>

【改革案】

一般経費を基盤的経費と改革経費に区分。改革経費の活用を学長のリーダーシップに委ねるとともに、各大学の取り組みに応じて配分に差をつけることで改革を促進



<期待される効果>

①大学の自発的な改革への取り組みを促す

○ 「法人」としての全体マネジメント意識の醸成、予算のメリハリ、競争原理の導入

②教育研究組織、学内の資源配分について各大学が見直す環境を生み出す

○ 一般運営費交付金の一部(3割)を改革経費に位置付けることで固定化を防ぐ

○ 各大学の執行にあたって、学長のリーダーシップが十分に発揮される仕組みとする

➡ 改革経費を効率的に運用するためには、各大学の取り組みを公平に評価するシステムの構築が不可欠

国立大学法人改革に向けた財務省案①－Ⅱ <基盤的経費の配分>

基盤的経費(除く改革経費)

A	B	C	D
---	---	---	---

前年度配分シェア

特別経費(政策的経費)

A	B	C	D
---	---	---	---

前年度配分シェア

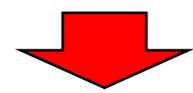
基盤的経費(翌年度分)

基	政	基	政	基	政	基	政
A		B		C		D	

翌年度の基盤的経費の配分に当たっては、

$$\left(\begin{array}{c} \text{前年度の基盤的経費配分シェア} \\ + \\ \text{前年度の政策的経費配分シェア} \end{array} \right)$$

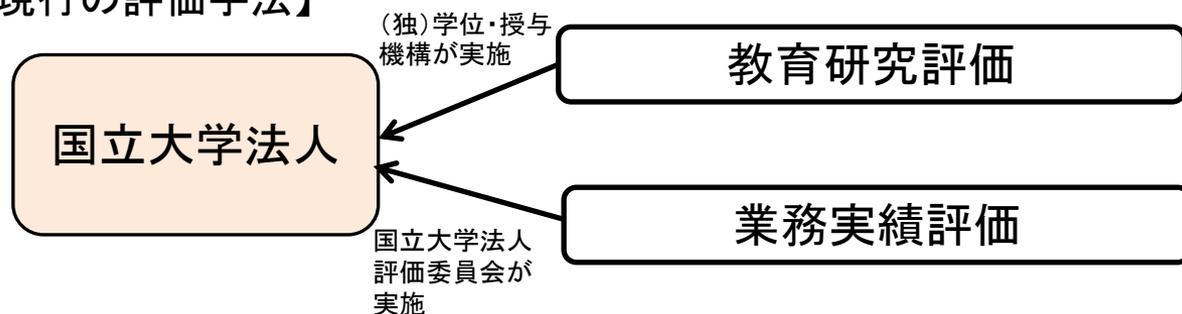
をもとに決定することで、政策的経費の配分終了後も
継続して政策課題に取り組む体制を整備する。



<期待される効果>
教育研究高度化等の政策課題対応について、
自主的に継続する環境整備に寄与

国立大学法人改革に向けた財務省案② <新たな大学評価システム>

【現行の評価手法】



<問題点>

- ・ 評価手法が一律(中期目標の検証)
- ・ このうち教育研究は各中期目標期間に一度だけ実施され、6年間評価が固定される。
- ・ この評価をもとに特別経費の一部(30億円)が配分される

【改革案】

世界最高の教育研究の拠点をめざす大学群

評価指標(例)

- ・ 論文数、論文数の世界シェア
- ・ TOP10%補正論文数
- ・ 外国人研究者の招聘数
- ・ 海外の大学との連携やパートナーシップ
- ・ 研究成果の実用化状況
- ・ 特別運営費交付金の獲得状況
- ・ 年俸制の導入促進状況
- ・ 競争的資金、運営費交付金以外の収入の獲得状況
- ・ 高度人材の育成、社会への供給状況 等

<改革のポイント>

- ・ 各大学は中期目標の設定に際してどの大学群に属するかを決定
⇒各大学の強み・特色を最大限に生かす環境整備を効果的に支援
- ・ 各大学群を別の基準で評価
⇒各大学の特性に応じた評価が可能となり、モチベーション向上に寄与
- ・ 評価に当たっては、客観的な指標の評価を重視し、2年程度の期間で評価を実施
⇒従来と比較して短期間での評価が可能となり、モチベーション向上に寄与
- ⇒客観的な指標を導入することで大学の事務負担を軽減

全国的な教育研究拠点をめざす大学群

評価指標(例)

- ・ 教育研究組織の整備、再編状況
- ・ カリキュラム調整などによる大学教育の国際的な互換基盤の整備状況
- ・ 競争的資金、運営費交付金以外の収入の獲得状況
- ・ 1人あたり論文数
- ・ 教員が教育に投じる時間数と質
- ・ 特別運営費交付金の獲得状況
- ・ 若手研究者の活用状況
- ・ 大学教育質保証の共通システムの構築
- ・ アジアをリードする技術者の養成状況
- ・ 大学間連携の状況
- ・ 学修成果の状況 等

地域活性化の中核的拠点をめざす大学群

評価指標(例)

- ・ 産学官連携の共同研究結果
- ・ 自治体等地域社会との連携による全学的な教育・研究活動の状況
- ・ 大学病院の機能強化状況 等
- ・ 地域への人材供給状況(就職率)
- ・ 地域(企業、自治体、寄附)からの収入
- ・ 社会人の学び直しの機会の提供状況
- ・ 学内の資源配分の重点化状況
- ・ 学修成果の状況 等

国立大学授業料の設定状況

- 文部科学省令(国立大学等の授業料その他の費用に関する省令)において「標準額」を規定。
- 省令第10条に基づき、各大学は「標準額」の120%を上限に、その範囲内で学則等においてそれぞれ授業料を設定。
(下限は未設定)

平成25年度国立大学の授業料標準額の設定

各大学の授業料の設定状況

平成25年度標準額

学部・大学院	年額 535,800
法科大学院	年額 804,000

5大学院及び2研究科等を除き、標準額と同額に設定。

あるべき姿

質の高い教育等の提供



当該教育に見合う授業料の設定



収入増加



- ①更なる教育への投資
- ②教育環境整備による学生への還元 等

①国立大学授業料等学生納付金標準額

・国立大学の授業料標準額については、中期目標期間(6年)毎に社会経済情勢や家計負担の状況等を勘案しつつ、標準額を見直すこととし、中期目標期間中はその額を固定する。

②上限設定

・各国立大学法人の自主性・自律性を一層確保する観点から、平成19年度から標準額の120%(+10%)に引き上げ。

(まとめ) 今後の大学改革の方向性

グローバル化や少子高齢化による18歳人口の減少など、社会の急激な変化によって、国立大学法人は様々な社会的役割を果たすことが求められているが、その役割を十分に担うことができていないのではないかと懸念されている。

現状をふまえ、文部科学省では「国立大学改革プラン」を策定し、運営費交付金の配分方法の見直し等の様々な改革を行うこととしているが、今後その具体化に向けて、さらに検討を加速する必要がある。

一方、諸外国の状況を見ると、国の財政支出の重点化や積極的な外部資金の獲得などが進んでおり、参考とすべき点が見られる。学生に対する支援や、教育研究環境を改善させるために、授業料の引き上げについても積極的に取り組むべきではないかと懸念されている。

実効性ある大学改革を進めるためには、予算のメリハリにより、各大学の改革に向けた取組みを促すことが必要であり、以下、改革促進策として、財務省案を提示する。

<運営費交付金の改革>

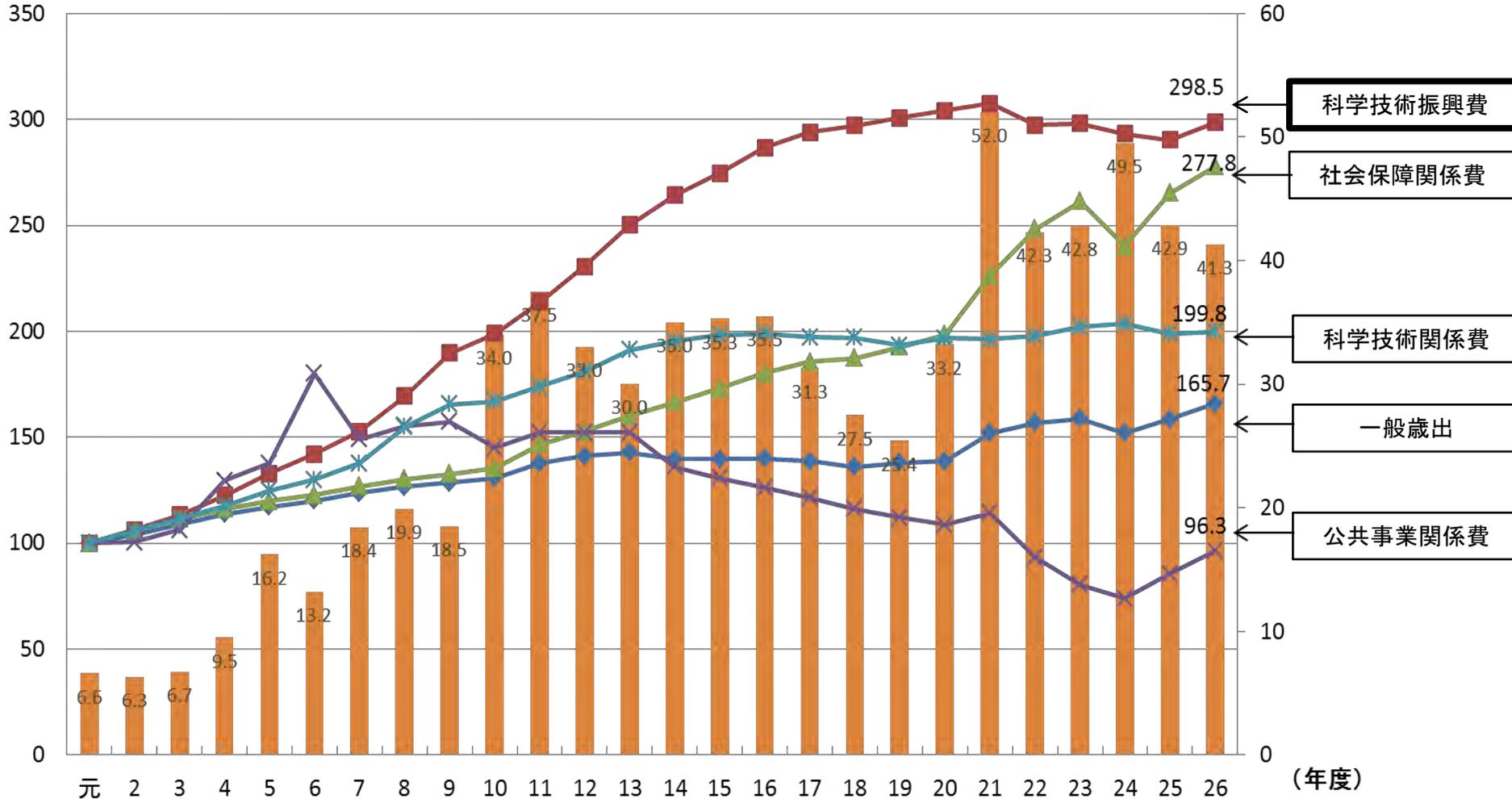
- ① 基盤的経費である一般経費を「基盤的経費」と「改革経費(機能強化対応)」に区分。「改革経費」は一般経費の3割程度とし、学長のリーダーシップを発揮した活用を促す。
- ② 基盤的経費の配分に当たっては、従来の配分方式に加え、地域・分野等各大学の特色に応じた教育研究高度化等の政策課題に対応する特別経費等政策的経費の獲得額を反映し、同経費の配分終了後においても、政策課題対応について自主的に継続する環境整備に寄与する。
- ③ 改革経費の配分に当たっては、各大学が目指す機能強化の方向性ごとに評価基準(客観的指標)を設定。事前に決められた評価基準に基づいて、2年程度ごとに大学の取組みを点数化し、改革経費の配分額に反映する。これにより、大学の改革意欲を刺激するとともに、教育研究組織、学内資源配分を見直す環境整備に寄与する。
- ④ 評価基準については、例えば世界最高の教育拠点であれば、論文数や研究成果など、どれだけ世界の研究に対して影響を与えたかを重視するなど、客観的な評価が可能な内容とする。また、こういった評価項目(論文数〇本など)を採用することで、評価事務負担の軽減を図るとともに、わかり易く透明性の高い評価を目指す。

科学技術関係予算について

科学技術振興費の推移

(主要経費 対平成元年度比：%)

(国債発行額：兆円)



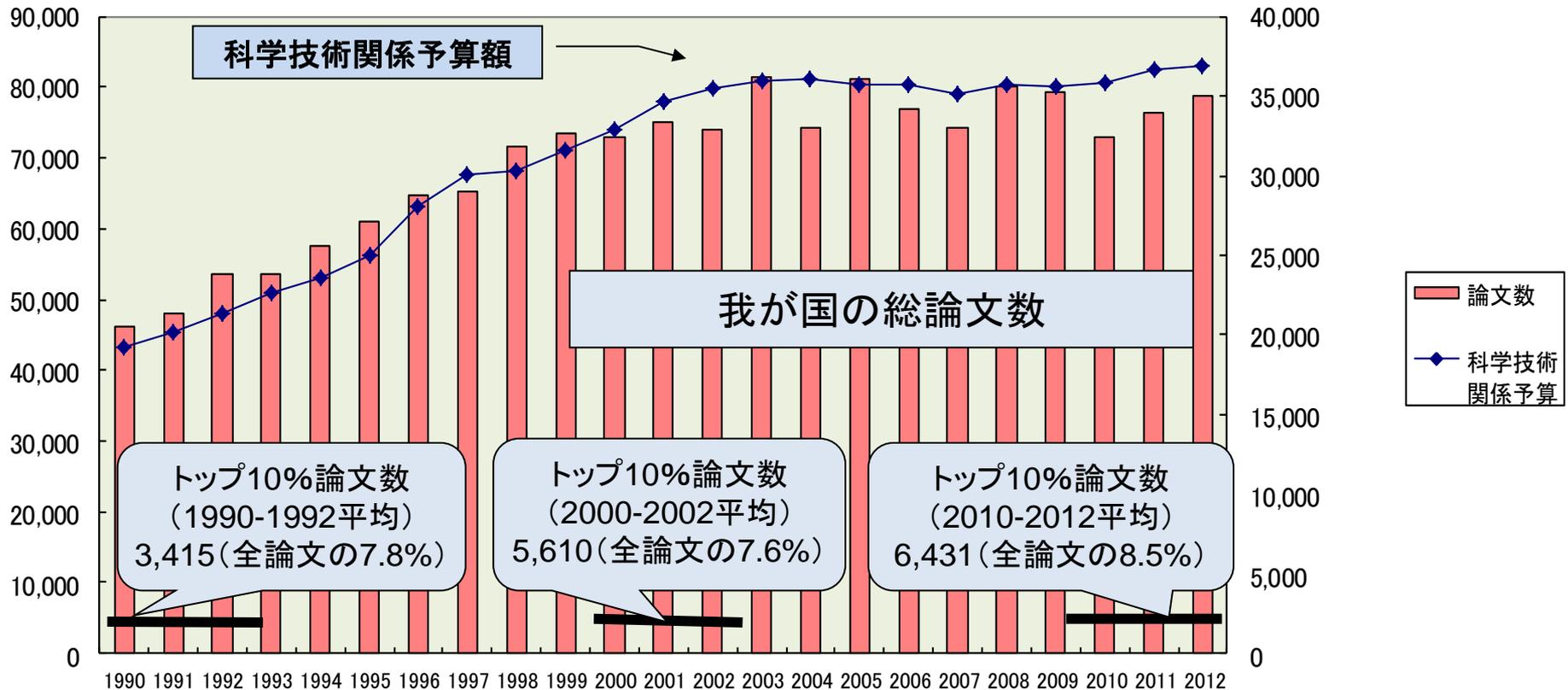
- 科学技術振興費は平成元年度比で約3倍(26年度)と社会保障関係費も超える大きな伸び
- 国債発行額は平成元年度比で約6.3倍(26年度)に大幅に増加し、財政事情は悪化

我が国の科学技術関係予算と論文の量・質の推移

- 科学技術関係予算の伸びに伴い、我が国の総論文数は伸びたものの、被引用度で世界トップ10%に入る質の高い論文数は低水準にとどまる(2010年～2012年平均で8.5%。一方、米15.5%、英16.6%、独14.9%、仏13.8%)。

論文数(件数)

科学技術関係予算(億円)



(注) 出所: 科学技術指標2014より試算。

費用対効果の高い研究アプローチ

[分野融合的研究]

日英独の研究領域への参画領域数の比較

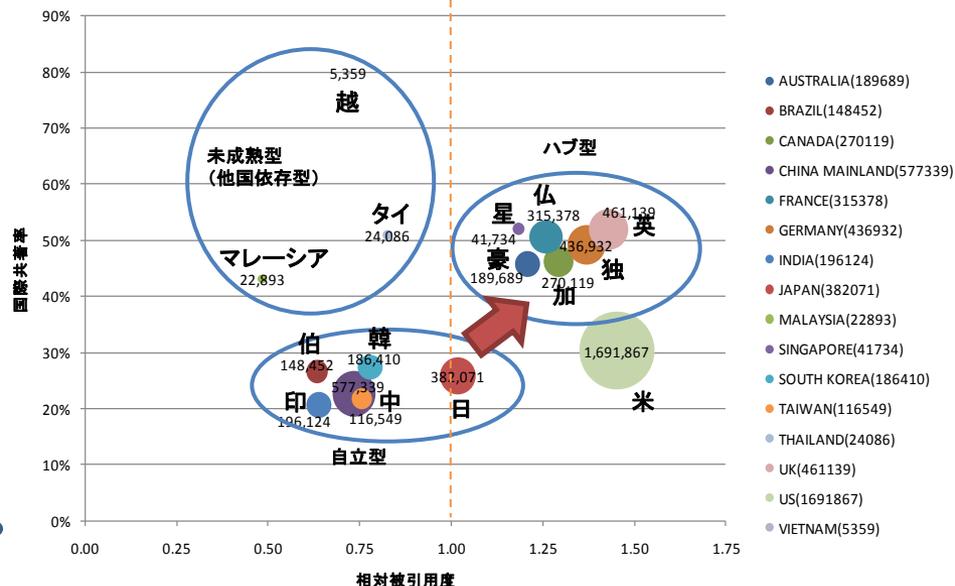
	サイエンス マップ2012	日本	英国	ドイツ
農業科学	13	5	5	7
生物学・生化学	17	4	12	10
化学	62	28	34	35
臨床医学	146	45	106	92
計算機科学	12	3	8	3
経済・経営学	11	0	5	7
工学	52	10	19	15
環境/生態学	11	0	8	6
地球科学	28	18	25	21
免疫学	4	1	2	1
材料科学	12	4	0	7
数学	29	5	10	9
微生物学	6	4	5	4
分子生物学・遺伝学	11	3	9	6
神経科学・行動学	22	6	15	12
薬学・毒性学	5	0	3	1
物理学	82	42	56	60
植物・動物学	31	18	22	21
精神医学/心理学	16	1	9	6
社会科学・一般	27	1	18	7
宇宙科学	8	4	7	7
学際的・分野融合的領域の数	218	72	126	118
総計	823	274	504	455

(出典)文部科学省 科学技術・学術政策研究所、サイエンスマップ2010&2012、NISTEP REPORT No.159、2014年7月

被引用数がtop1%の論文をグループ化して構成される各研究領域において、各国がそのtop1%論文を通じて領域に参画している数を比較すると、近年急増している分野融合的領域(領域数が4年間で45%増)において日本は出遅れている状況

[国際共同研究]

国際共著率と被引用度の関係性

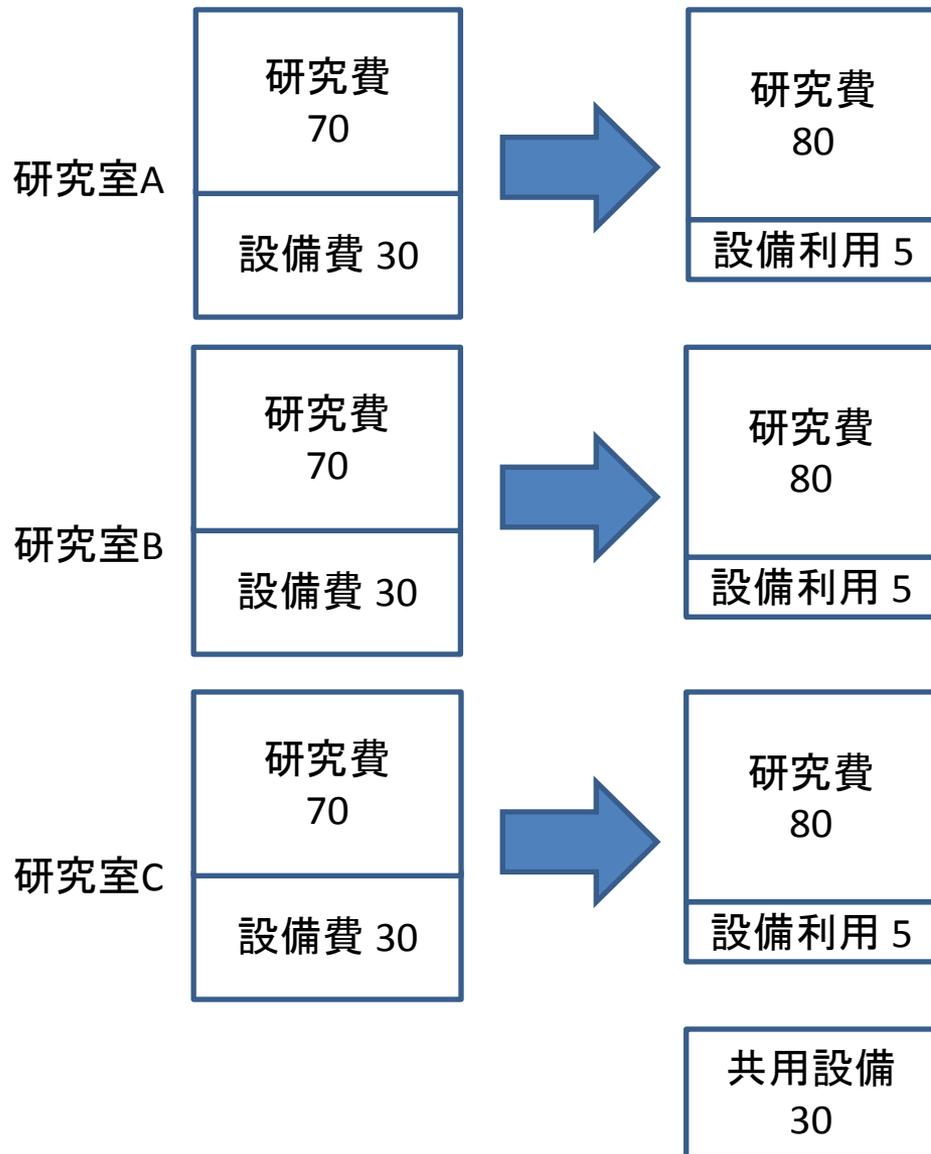


(出典)トムソンロイターInCite、Global Comparison

現在、国際共著率が低く、国内中心に論文を生産しているが、研究者人口も勘案すると、限界があり、国際共著論文を伸ばし、自立型からハブ型に転換する必要

質の高い研究成果が見込まれる国際共同研究や分野融合的研究といったアプローチに「選択と集中」を進め、費用対効果を高めるべきではないか

共用化の一層の促進



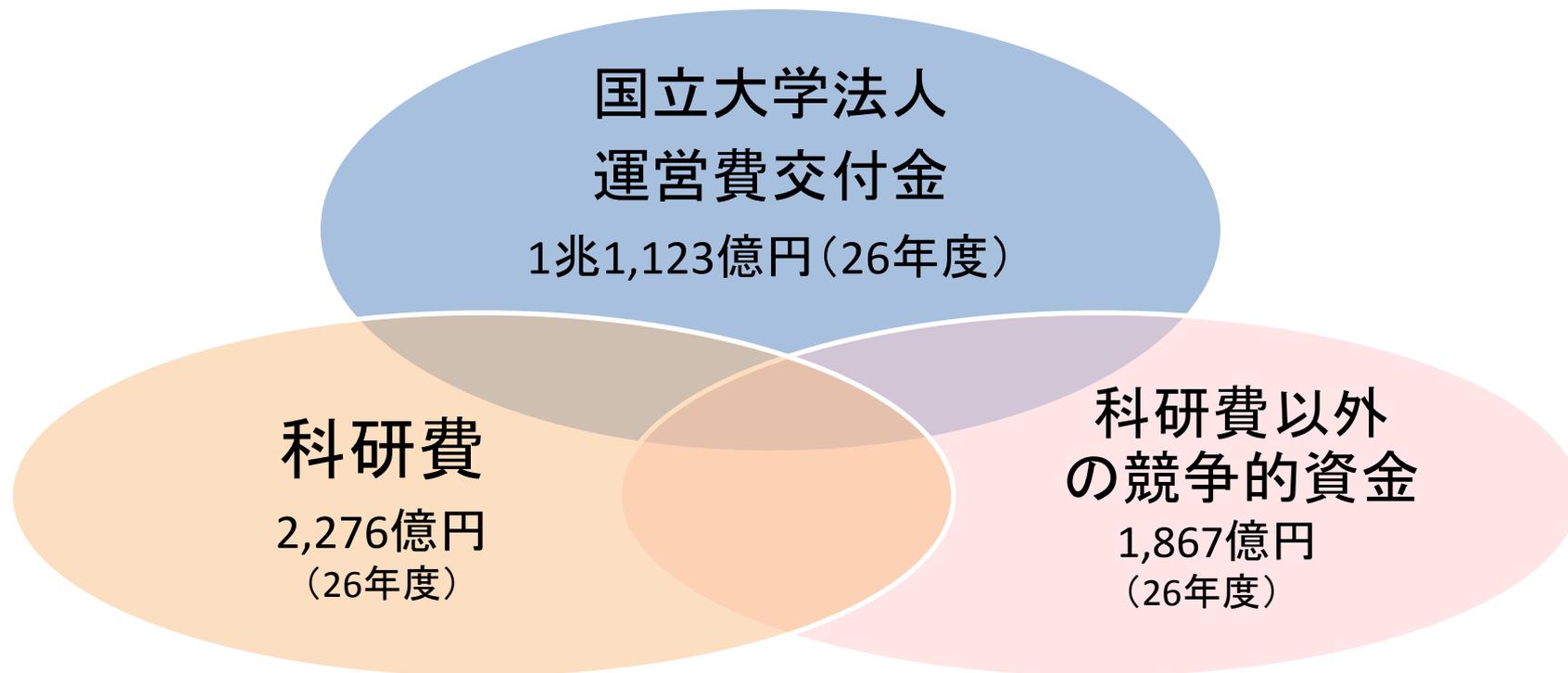
○類似の研究設備が多数整備されることの非効率性に鑑み、高額な汎用大型研究設備の計画的整備と共用化を促進することで研究費支出の効率化を進めるべきではないか。

○電子顕微鏡など研究費で取得した先端機器は、最新機種でなくとも一定の利用ニーズがあることを踏まえ、(メーカーの保証期間も考慮しながら)共用化に回していくことで有効活用を図っていくべきではないか。

○各主体(研究室、大学、行政)が共用化を進めるインセンティブを持つようなスキームを確立するべく検討する必要。

[次期科学技術基本計画に向けた課題]

競争的資金改革



○競争的資金の制度数が増え、多様化が進んだ一方、各制度の趣旨や違いが必ずしも明確ではなく、また、評価結果がその後の資金配分に十分に活用されていないといった問題。一層の生産性向上を目指し、科学研究費補助金(科研費)、科研費以外の競争的資金に加え、大学の運営費交付金も含めた全体像を俯瞰した上で、制度全体の中でそれぞれの位置付けを明確化・再定義し、重複を排除しつつ、制度間の連携強化・統合化を推進するべきではないか。

○こうした制度改革は、今後の大学改革の議論ともリンクできないか。

関連する事業の整理合理化①

(例) 文科省科振費における国際共同研究事業

(数字は億円)

事業名	事業概要	対象国	合意形成相手	支給対象	26年度 予算額	27年度 要求額	実施主体
戦略的国際研究イノベーション共同ラボの形成	共同研究拠点を相手国に形成	全て	トップダウン	人件費、設備備品費、渡航費、滞在費	-	18	内局
戦略的国際共同研究プログラム(SICORP)	日本国と相手国で連携して共同研究	全て	省庁間合意	人件費、研究費	11	15	JST
地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)	日本国と相手国で連携して共同研究	開発途上国	文科省、外務省 JICA合意	人件費、研究費	22	19	JST
戦略的国際科学技術協力推進事業(SIGP)	日本国と相手国で連携して共同研究	全て	省庁間合意	人件費、研究費	3	1	JST
研究拠点形成事業	日本国と相手国で連携して共同研究	全て (日本含め 3か国)	研究者レベル	渡航費、シンポジウム開催費	7	7	JSPS
海外学術振興機関との協力による国際共同研究等(二国間交流)	日本国と相手国で連携して共同研究	全て	学術振興機関	渡航費、シンポジウム開催費	11	14	JSPS
国際共同研究事業	日本国と相手国で連携して共同研究	G8、米国	学術振興機関	人件費、研究費、渡航費 シンポジウム開催費	2	2	JSPS
感染症研究国際展開戦略プログラム	共同研究拠点を相手国に形成	アジア・アフリカ 8か国	トップダウン	人件費、研究費、設備備品費、渡航費、滞在費	18	20	A-MED

関連する事業の整理合理化②

(例)文科省科振費における国際人材交流事業

(数字は億円)

事業名	派遣・受入	対象者	支給対象	26年度 予算額	27年度 要求額	実施主体
頭脳循環を加速する戦略的 国際研究ネットワーク推進事業	派遣・受入	研究グループ	渡航費、滞在費、研究費	20	27	内局
科研費 【優秀な若手研究者の海外挑戦支援】	派遣	若手研究者	渡航費、滞在費、研究費	-	64	内局
科研費 【国際共同研究推進】	派遣・受入	研究者	渡航費、滞在費、研究費	-	49	内局
海外特別研究員事業	派遣	若手研究者	渡航費、滞在費、研究費	21	26	JSPS
外国人特別研究員事業	受入	若手研究者	渡航費、滞在費	36	42	JSPS
日本・アジア青少年 サイエンス交流事業	受入	高校生～若手研究者	渡航費、滞在費	8	16	JST

国際関係・人材育成・産学連携の各分野において、様々な主体が事業を行っているため、全体戦略を構築した上で、重複がある場合は排除し、一層の整理合理化を進めていく必要があるのではないか

理化学研究所問題への対応

課 題	理研アクションプラン (平成26年8月27日)	改革案
資源配分の固定化を防止し、PDCAサイクルを徹底するため、外部の意見も取り入れたガバナンス強化が必要	理研本部に過半数が有識者の「経営戦略会議」及び理事長直轄の「コンプライアンス本部」を設置 CDB組織の解体的な出直しをするため、新センター長を選考した上で、外部有識者を含む「運営会議」を設置	PDCAサイクルを真に実効性あるものにするため、「運営会議」による評価・助言を資金配分に反映することを徹底し、本部のモニタリングの下、特段の理由なく反映されない場合における配分額減額やセンター長解任といった厳しい罰則規定を設置すべき
研究不正を防止するため、実効性のある体系的な体制整備が必要	各センターに研究倫理教育責任者を設置し、研究倫理教育を徹底(教育プログラムの導入等)	ルール順守の実効性を担保するため、義務付けられた研修を受講しない場合や研修確認テストなどに不備があった場合は、一定期間実験室への立ち入り禁止や研究費申請の一時停止などの措置をとるべき

[その他の論点]

○理研に対する予算執行調査における指摘を踏まえ、一括購入や単価契約を徹底し、調達改善に応じない場合は研究費執行を一部停止する等の罰則を導入し、ルール遵守の実効性を担保するべきではないか。

○他の研究開発法人についても総点検した上で、こうしたガバナンス強化・調達改革を徹底するべきではないか。

事業における「選択と集中」の加速化

事業開始

5年～10年後

現行



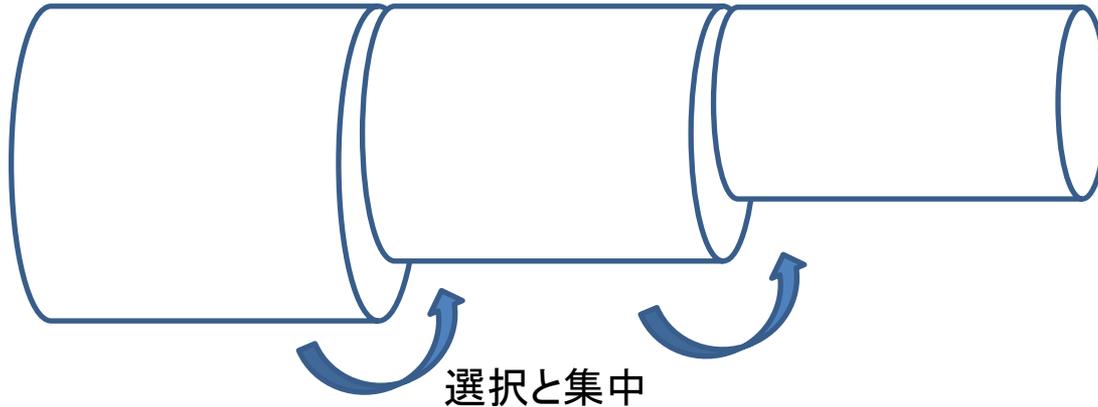
例) センター・オブ・イノベーション (COI) プログラム (10年継続事業) 等

改革案

研究開始

2年後

4年後



産業化・技術化を出口とする事業については、資金配分に規律を働かせ、新陳代謝を図るため、現在は事業開始後5-10年を目途に評価しているところ、原則、研究開始後2年毎に評価し、プロジェクト数を絞り込み「選択と集中」することをルール化するべきではないか

近年の科学技術に関する地域拠点事業

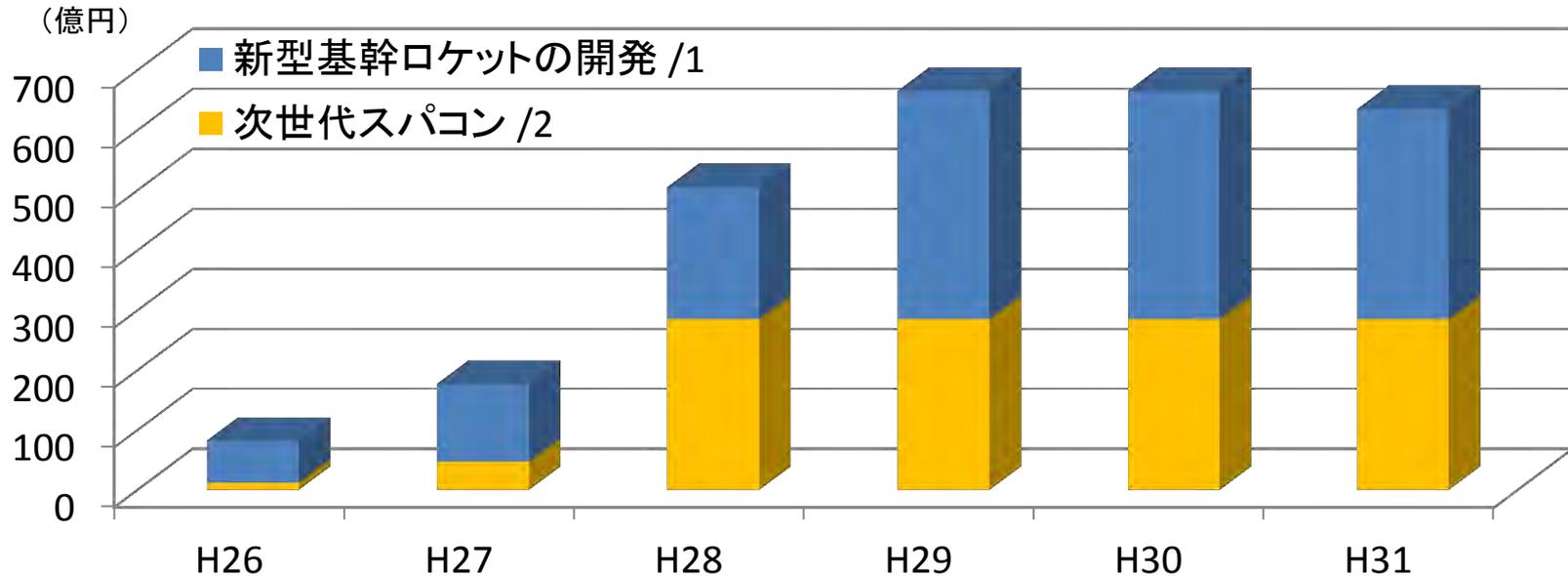
- 重点地域研究開発推進事業(研究成果活用プラザ)(H13～H23、総額548億円)
- 知的クラスター創成事業(H14～H21、総額670億円)
- 都市エリア産学官連携促進事業(H14～H21、総額302億円)
- 地域イノベーションクラスタープログラム(H22～H25、総額121億円)
- 地域イノベーション戦略支援プログラム(H23～、総額317億円、継続)
- 地域発研究開発・実証拠点推進プログラム(H27要求、43億円)

(注)金額については、当初予算及び補正予算の総額

このように地域拠点事業が過去累次にわたって展開されてきたことを踏まえれば、これまでの課題を総括した上で、官民分担のあり方や出口を見据えた戦略を描き、地に足のついた姿にしていく必要があるではないか

大規模プロジェクトの後年度負担

大規模プロジェクトは多額の後年度負担を生じ、予算の硬直化を招く原因



(注1) 平成26年度は予算額、平成27年度は概算要求額、平成28年度以降は文部科学省試算。

(注2) 平成25年12月の総合科学技術会議「エクサスケール・スーパーコンピュータ開発プロジェクトの評価結果」によれば「平成26年度から平成31年度までの6年間に国費総額約1200億円を見込む」とされており、平成26年度予算額12億円、平成27年度概算要求額47億円を除いて、残期間について単純平均をとったもの。

2020年を目途とする中期財政計画の達成に向け、一定規模以上の大規模支出については、要求段階において、プロジェクトを通じた後年度負担とリース等の柔軟なファイナンス方式や官民の費用分担も含めた財源調達の考え方を整理させることとし、自律的に財政再建目標との整合性を確保する仕組みを作るべきではないか

まとめ(科学技術)

- 科学技術振興費は、平成に入ってから3倍に増加しており、社会保障費をも上回る伸び。厳しい財政事情に鑑みれば、もはや量的拡大がのぞめず、「質」の向上を指向するべきではないか。
- 基礎研究分野については、下記の改革を進めるべきではないか。
 1. 質の高い研究成果が見込まれる国際共同研究や分野融合的研究といったアプローチに「選択と集中」を進め、汎用大型研究設備の共用化を促進し研究費支出の効率化を推進
 2. 競争的資金について、科研費、科研費以外の競争的資金に加え、大学の運営費交付金も含めた全体像を俯瞰し、それぞれの位置付けを明確化しつつ、制度間の連携強化・統合化を推進
 3. 国際人材交流や若手研究者の人材育成といった事業は、様々な主体が事業を行っており、全体戦略を構築した上で、重複を排除し、整理合理化を推進
- 理研については、一連の研究不正に鑑み、資源配分のPDCAサイクルを徹底し、ガバナンスを強化する必要があるのではないかと(具体的には、アクションプランを超え、外部有識者による評価・助言の反映を徹底し、理由なく反映されない場合は担当責任者を解任するなど、厳しい罰則を付加)。他の研究開発法人についても総点検し、こうしたガバナンス強化・調達改革を徹底するべきではないか。
- 産業化につなげる研究分野については、新陳代謝を図るため、現在は事業開始後5年を目途に評価しているところ、原則研究開始後2年毎に評価しプロジェクト数を絞り込むことを前提とするべきではないか。
- 地域と産学の連携事業については、過去累次にわたって展開されており、これまでの課題を総括した上で、官民分担のあり方も含め、地に足のついた姿にしていく必要があるのではないか。
- 2020年を目途とする中期財政計画の達成に向け、多額の後年度負担が生じることが多い大規模プロジェクトについては、要求段階において、プロジェクト全体の後年度負担と財源調達の考え方を整理させることとし、自律的に財政再建目標との整合性を確保する仕組みを作るべきではないか。

スポーツ関係予算について

スポーツ予算

- スポーツ予算においては、国際競技力の向上、生涯スポーツ社会の実現及び子どもの体力の向上を図るための施策を実施。
- 26年度予算において255億円を措置。

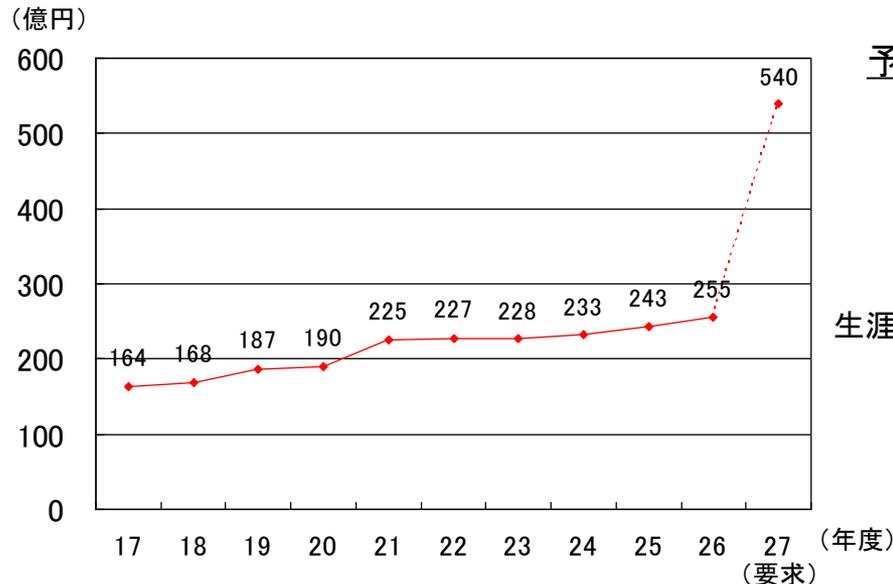
施策の概要

国際競技力の向上： 2020ターゲットエイジ育成・強化プロジェクト、戦略的スポーツ国際貢献事業、日本オリンピック委員会が実施する事業への補助等を実施。

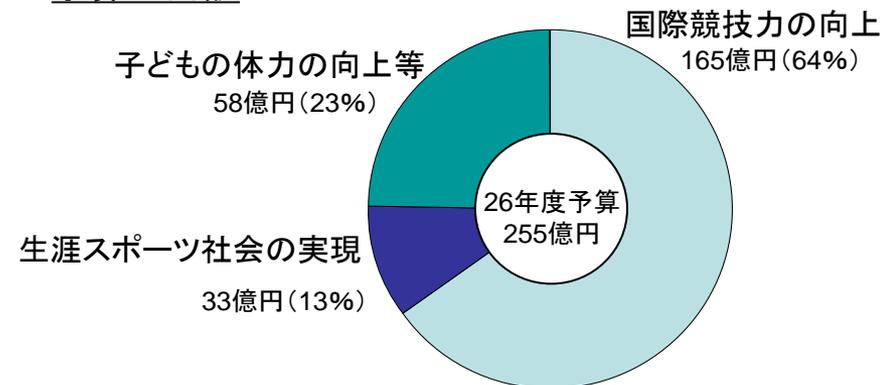
生涯スポーツ社会の実現： 地域スポーツとトップスポーツの好循環推進プロジェクト、日本体育協会が実施する事業への補助、日本障害者スポーツ協会が実施する事業への補助等を実施。

子どもの体力の向上： 24年度から中学校で必修となった武道の円滑な実施に向けた中学校武道場の整備等を実施。

予算の推移

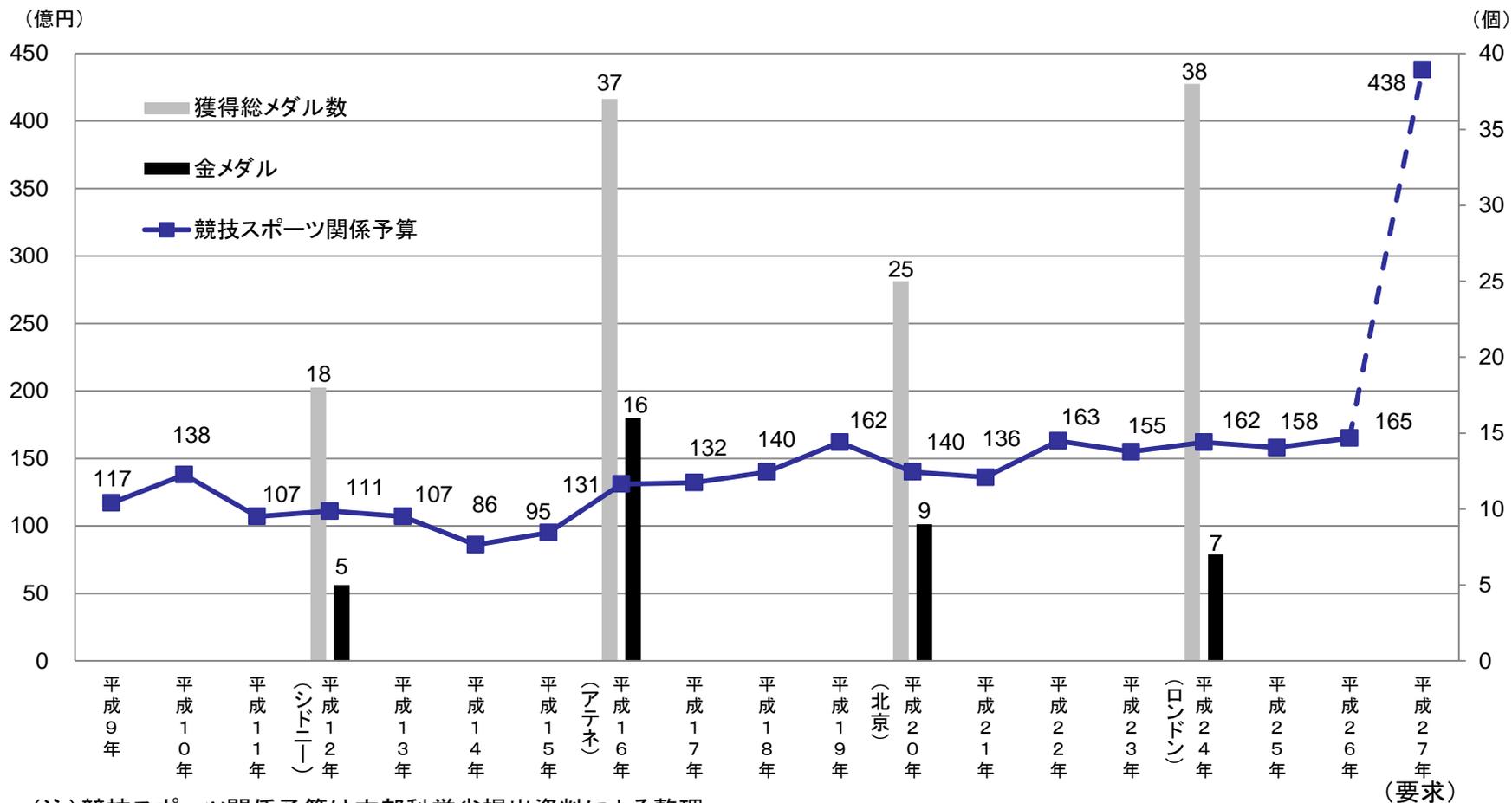


予算の内訳



(注)この他、スポーツ振興くじの収益から年約250億円、JSCスポーツ振興基金から年約8億円、強化費やスポーツ施設整備助成等に配分されている。

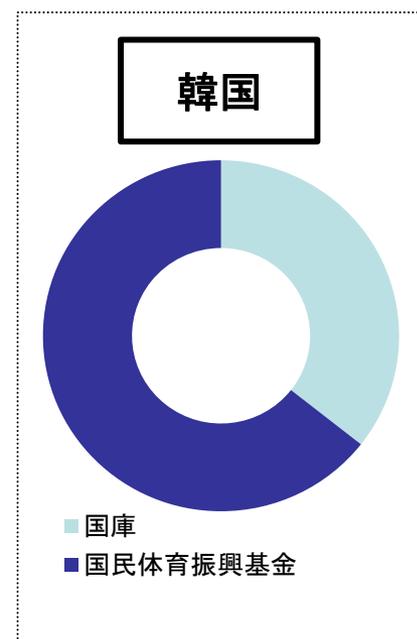
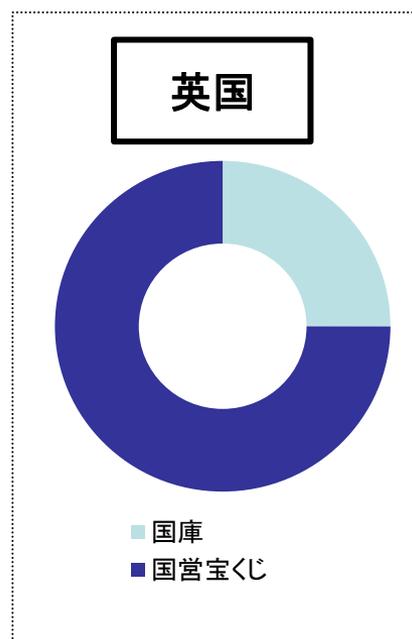
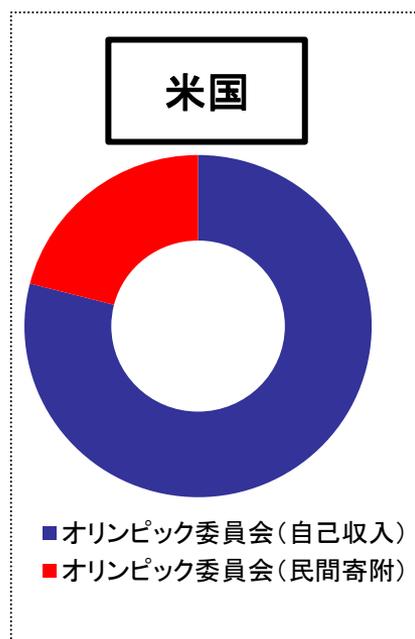
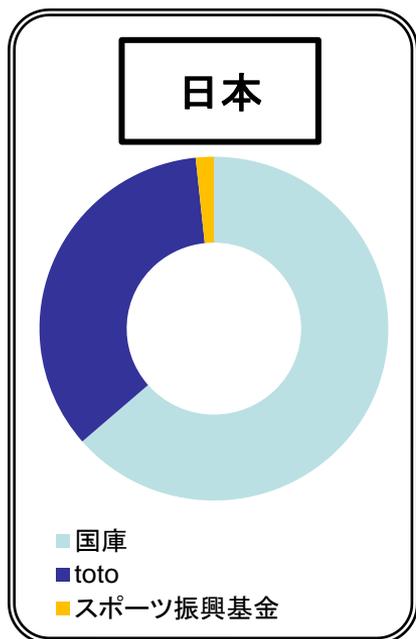
競技スポーツ関係予算とオリンピックメダル獲得数



(注) 競技スポーツ関係予算は文部科学省提出資料による整理。

選手強化予算の多寡とメダル獲得数は必ずしも相関関係になく、真に効果のある施策に重点化する必要

スポーツ関係支出の各国比較



(注1) 2009年度、地方自治体による体育館整備などは含まず

(注2) 韓国の国民体育振興基金は宝くじ収益金、体育振興投票券発行事業の出捐金、基金運用収益及び広告事業収入などで構成

(出典)文部科学省委託調査「スポーツ政策調査研究」(笹川スポーツ財団、平成23年7月)

債務残高の国際比較2014 (対GDP比)

243.5%

105.7%

91.5%

38.0%

(出典)World Economic Outlook Database, April 2014 General government gross debt

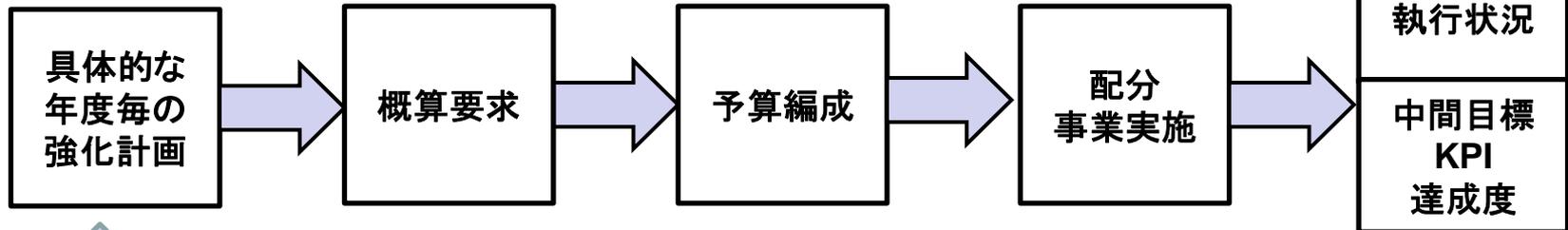
各国の選手強化事業は、国費以外にも、スポーツくじや民間資金で多角的に財源調達されている。スポーツは国民・社会全体で幅広く支える視点が不可欠であり、厳しい日本の財政事情を踏まえれば、民間寄付も含め、国費だけではなく多様な財源で支援することが重要ではないか。

選手強化事業のPDCAサイクル強化

メダル獲得数向上に向けた具体的な選手強化戦略の策定

競技ごとの毎年度の中間目標及びKey Performance Indicator設定
(例: 毎年の世界大会への出場選手数・入賞者数)

[毎年度のPDCAサイクルの徹底]



(注) 執行状況及び中間目標・KPI達成度については、文科省において毎年度公表し、透明性を確保

目標達成に向け、選手強化事業におけるPDCAサイクルを強化するための仕組みが必要なのではないか

スポーツ競技団体の不正受給への対応

- 平成19年3月：国際大会において、取引先に水増し請求させ、差額分をバックさせ、裏金として自ら費消（日本スケート連盟）
- 平成24年3月：競技団体が負担すべき経費を軽減すべく、謝金等の一部を競技団体に還流（全日本テコンドー協会、日本セーリング連盟、日本カーリング連盟、日本カヌー連盟、全日本柔道連盟、日本ホッケー協会、日本ボート協会、日本水泳連盟、日本セーリング連盟、日本近代五種・バイアスロン連合、日本ボブスレー・リュージュ連盟）
- 平成24年11月：会計検査院決算報告による指摘：競技団体が負担すべき経費を軽減すべく、謝金等の一部を競技団体に還流（全日本テコンドー協会、日本セーリング連盟、日本カヌー連盟、日本ホッケー協会、日本近代五種・バイアスロン連合、日本馬術連盟、日本フェンシング協会、日本自転車競技連盟、日本バトミントン協会、日本体操協会、日本レスリング協会）
- 平成24年11月：助成金の過大交付及びコーチ謝金の二重支給（日本ホッケー協会、日本ボート協会、日本フェンシング協会、日本自転車競技連盟、日本体操協会、全日本スキー連盟、日本サッカー協会、日本トライアスロン連合、日本ハンドボール協会、日本バスケット協会）
- 平成25年5月：指導実態のない団体理事を助成対象として推薦し不正に受給、助成金の一部を留保金として不正に徴収（全日本柔道連盟、全日本スキー連盟、日本カーリング連盟）
- 平成25年12月：選手等へ支払う滞在費の会計処理において証拠書類をねつ造（日本フェンシング協会）
- 平成26年4月：競技団体が負担すべき経費を軽減すべく、謝金等の一部を競技団体に還流（日本ホッケー協会）

○相次ぐ競技団体の不正受給や不正経理は国民から厳しい目で見られており、具体的なガバナンス強化策が確実に実施される必要。例えば、補助金の使途についての監査等のコンプライアンス体制の充実についても、選手強化費の配分の際に反映されるべきではないか。

○多岐にわたる選手強化事業について、競技団体の事務負担を軽減すべく、申請におけるフォーマットの統一等運用面の制度改革も進めるべきではないか。

○国民による規律付けを機能させ、モラルハザードを防止するため、民間資金とのマッチングを基本とし、一定の負担を競技団体にも負わせることが必要ではないか。また、財政力が脆弱な競技団体の負担軽減のため、財政力に応じた補助のあり方を検討するのも一案か。

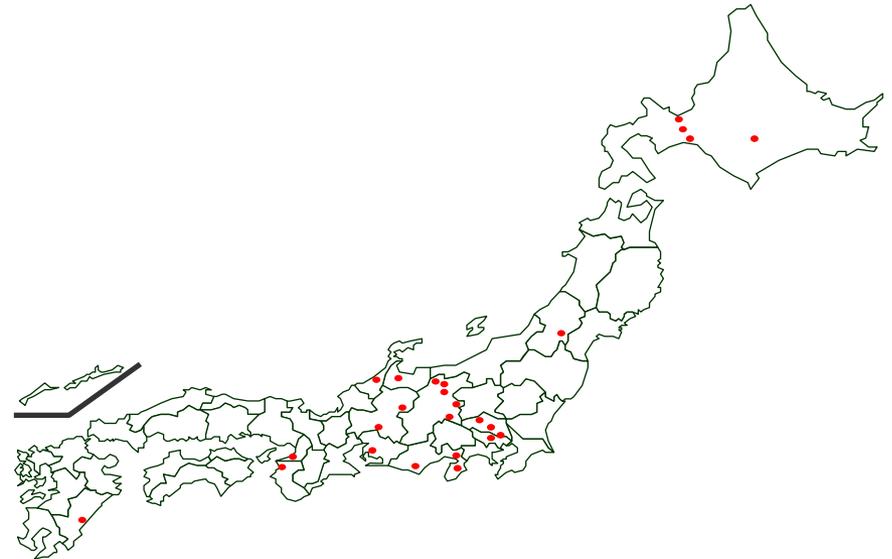
新設する競技施設についての考え方

新国立霞ヶ丘競技場（陸上競技場）



ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点指定施設一覧

20競技等25施設



厳しい財政状況の中、国民の理解を得るため、

(1)既存の計画については、費用のさらなる見直しを進めると共に、提案入札など価格を抑えるような調達手法の活用やネーミングライツ等の自己収入増加策により、できる限り国民負担を抑える努力が必要ではないか。

(2)さらなる恒久的施設の整備については、2020年オリンピック・パラリンピックに向けた有用性に加え、2020年以降のインフラとしての必要性・妥当性を十分に検証し、中長期的に必要とされる規模にする視点が重要ではないか。

まとめ(スポーツ)

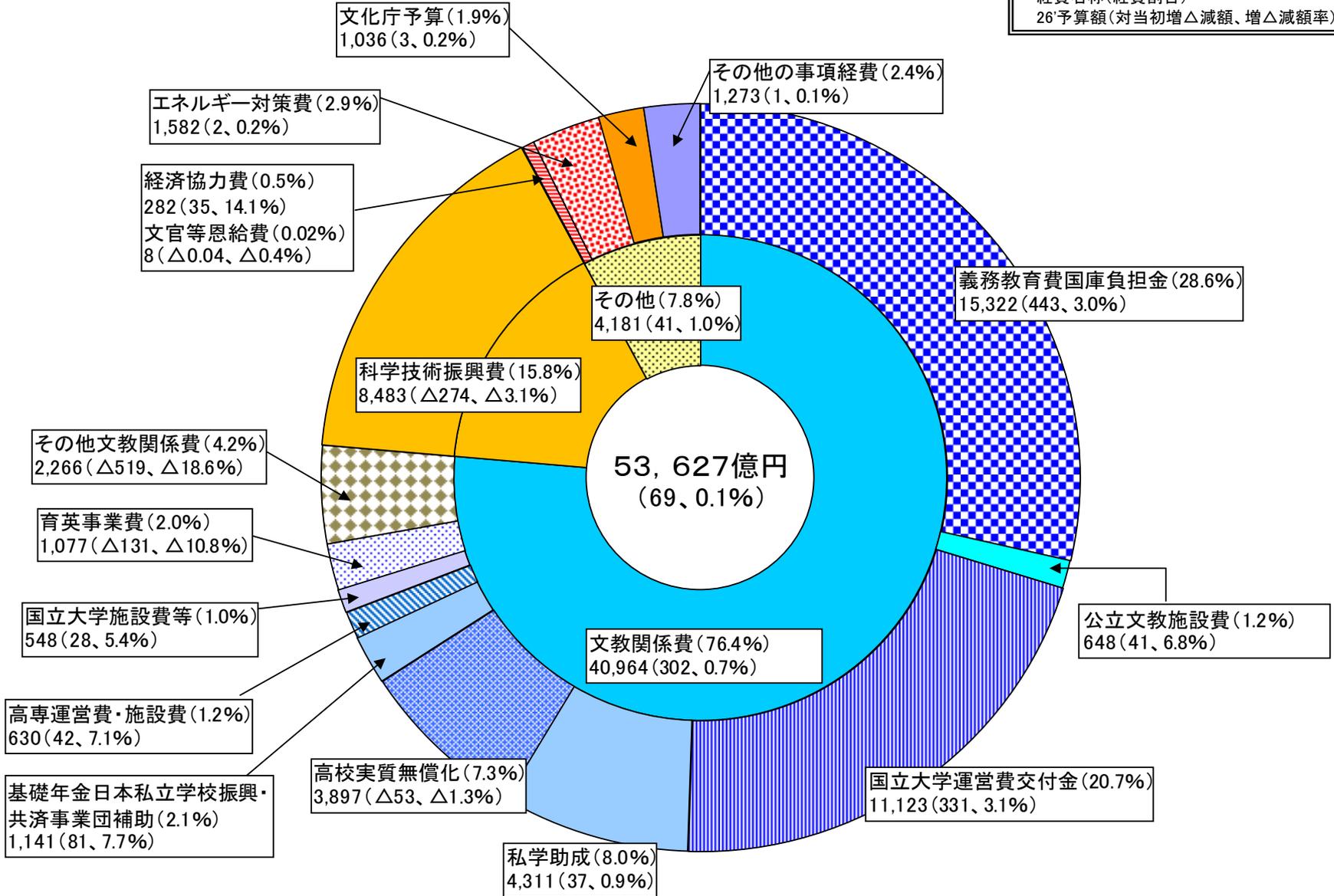
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック関連事業は、厳しい財政事情の下、閣議了解で「国の所要経費は、その必要性等について十分検討を行い、真に必要なものに限って、将来にわたり既定経費の合理化により賄うものとする」とされている趣旨を踏まえる必要があるのではないかとされている。
- 選手強化事業について、
 - 海外の事例も踏まえ、国費以外のスポーツくじや民間資金による多角的な財源調達を進め、民間寄付も含め、国民・社会全体で幅広く支える視点が重要ではないか。
 - 費用対効果を最大化するため、メダル獲得数向上に向けた具体的な戦略を立てた上で、競技ごとにKPIや中間目標(例:世界大会への出場者数など)を定め、毎年のパフォーマンス及び執行状況等を可視化しつつ強化費配分に活用する仕組みを導入し、PDCAを強化させる必要があるのではないかとされている。
 - 相次ぐ競技団体の不正受給を踏まえ、具体的なガバナンス強化策が確実に実施される必要があり、コンプライアンス体制の充実なども資金配分に反映させるべきではないかとされている。
 - 競技団体の事務負担を軽減するべく、助成金申請におけるフォーマットの統一等運用面の制度改革も進めるべきではないかとされている。
 - 民による規律付けを機能させ、モラルハザードを防止するため、民間資金とのマッチングを基本とし、一定の負担を競技団体にも負わせることは必要ではないかとされている。また、競技団体の財政力に応じた補助のあり方も検討すべきではないかとされている。
- 施設整備について、既存計画のものは更なる費用見直しなどで国民負担の最小化を図ると共に、新設の恒久的施設については、2020大会に向けた有用性に加え、2020年以降のインフラとしての必要性・妥当性を十分に検証すると共に、中長期的に必要とされる規模にする視点が重要ではないかとされている。

参考資料

(文教・科学技術)

平成26年度文部科学省予算(一般会計)

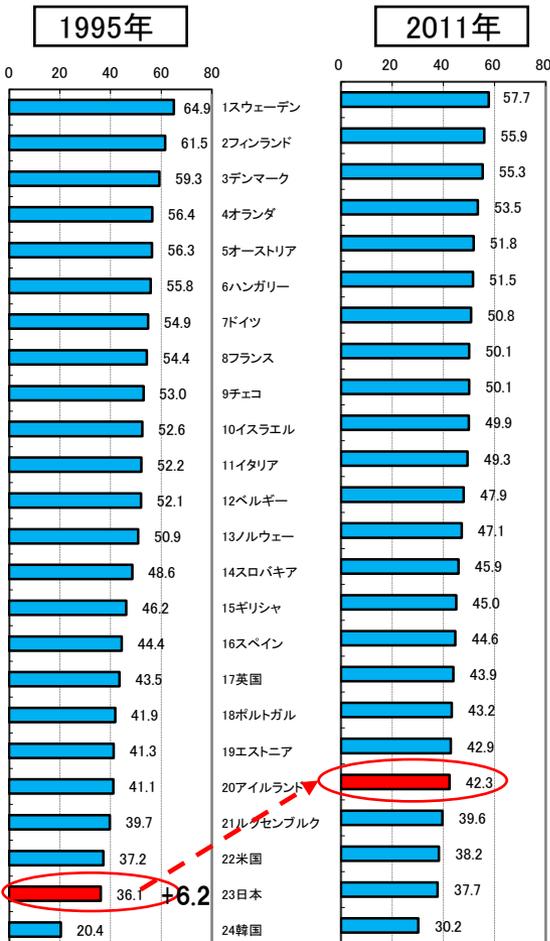
○凡例
 経費名称(経費割合)
 26'予算額(対当初増△減額、増△減額率)



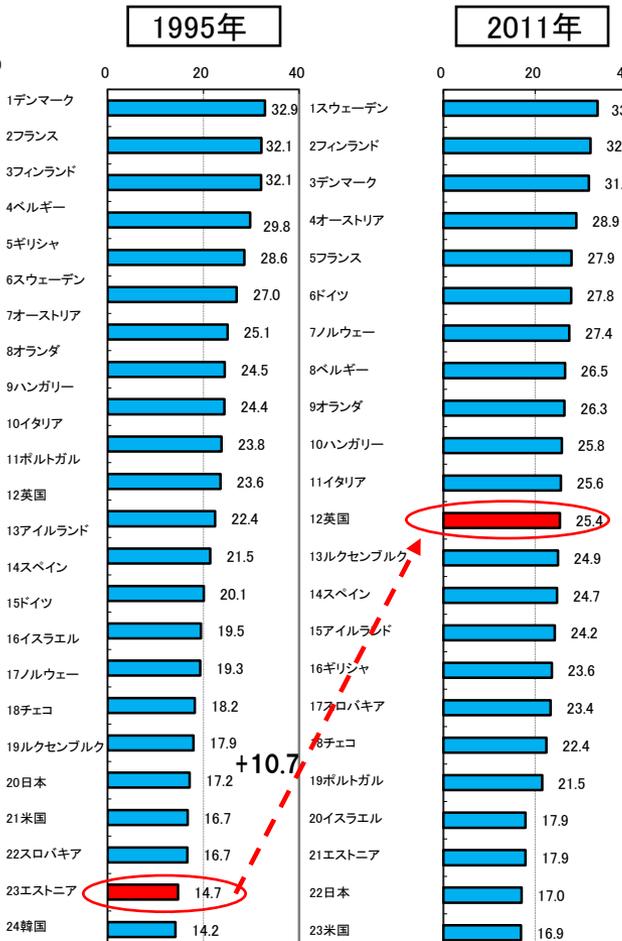
財政状況の推移

日本においては、高齢化により社会保障支出が増加する一方、社会保障以外の支出はOECD諸国中最低の水準にまで減少しています。

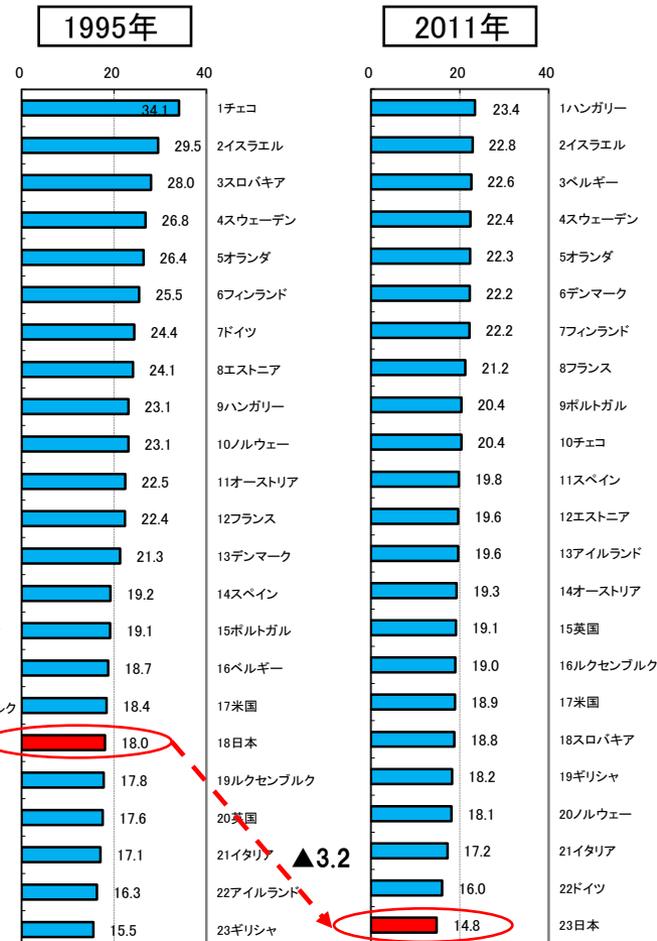
政府の総支出(対GDP比)



政府の社会保障支出(対GDP比)



政府の社会保障以外の支出(対GDP比)
※利払費を除く



(出典) OECD「Stat Extracts National Accounts」、EU「Euro stat Government Finance Statistics」。

(注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

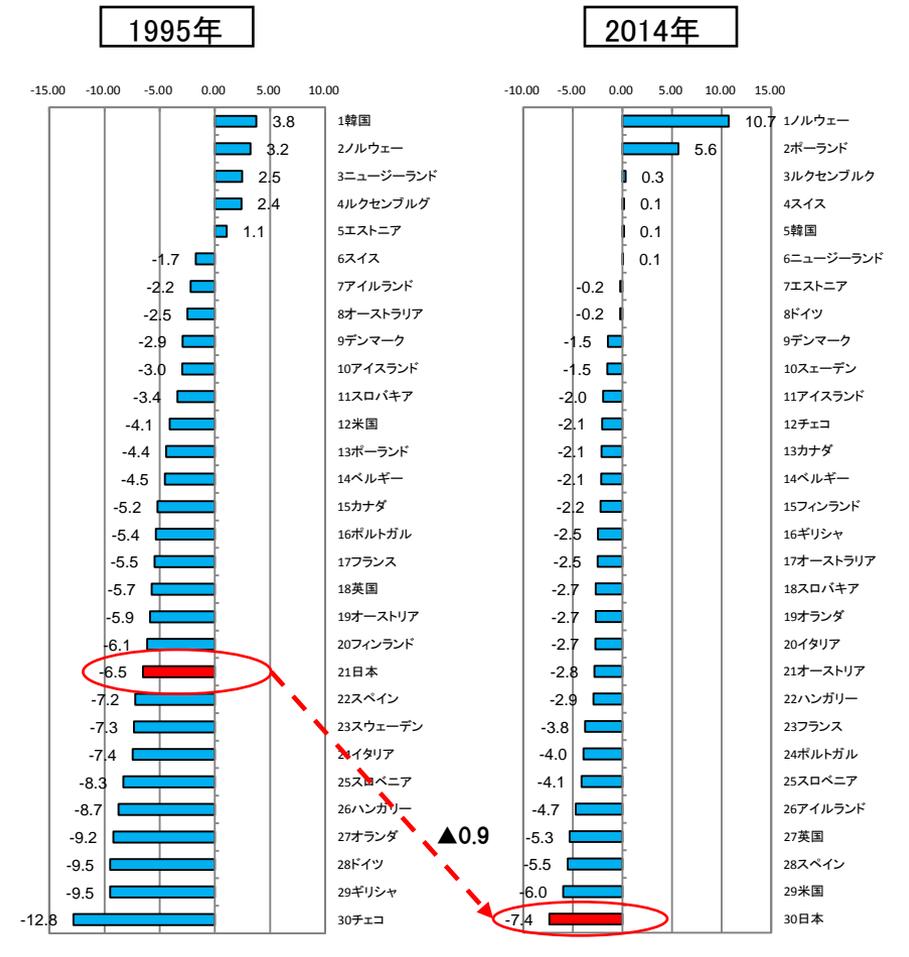
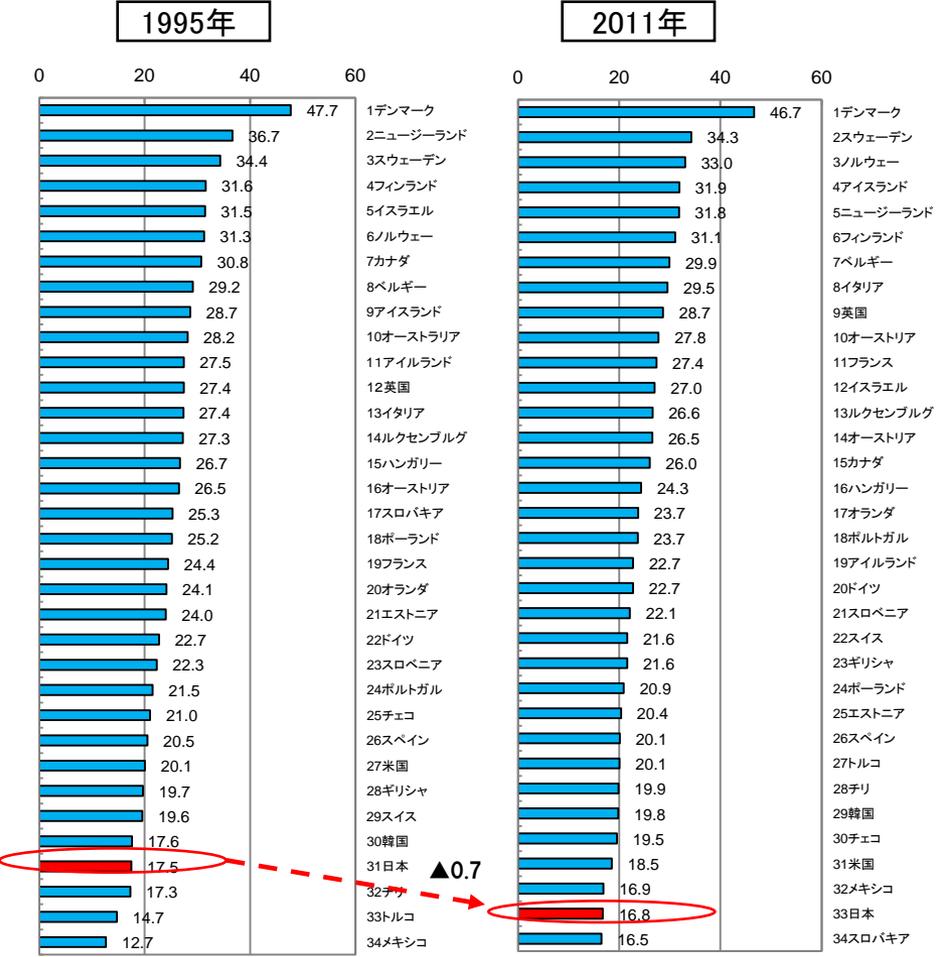
(注2) 政府の総支出には利払費が含まれている。

租税負担率と政府の財政収支の推移（対GDP比）

総支出が増大する一方で、租税収入は減少していることに伴い、財政収支は悪化しています。

政府の租税収入(対GDP比)

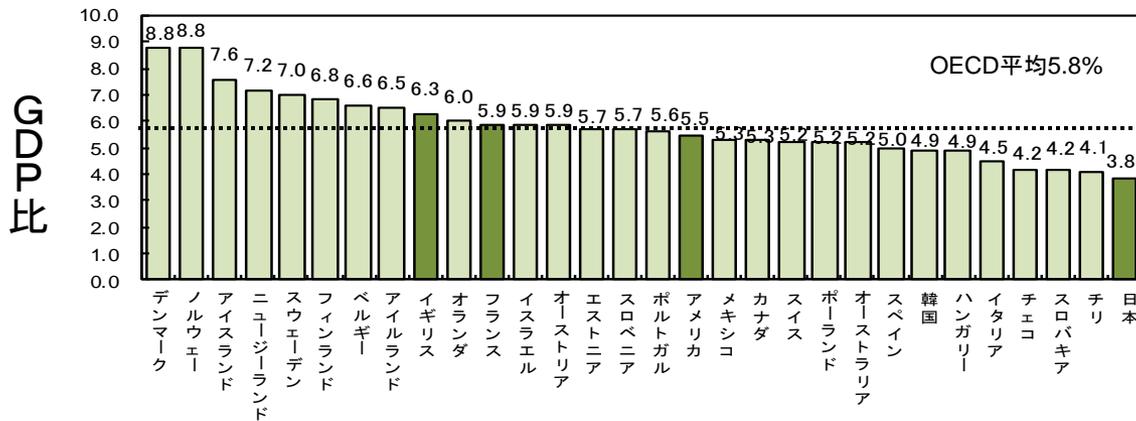
政府の財政収支(対GDP比)



(出典) 租税収入対GDP比はOECD「Revenue Statistics」、同「National accounts」、内閣府「国民経済計算」等、財政収支はOECD「Economic Outlook95」。
 (注1) 租税収入は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。また、2011年の数値は、日本は2011年度。
 (注2) 財政収支の数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。ただし、日本及び米国は社会保障基金を除いたベース。また、日本の2014年の財政収支は単年度限りの特殊要因を除いた数値。

我が国の公財政教育支出と子どもの数

教育機関への公財政支出の対GDP(全教育段階)(2010年)



9.6兆円

公財政教育支出GDP比

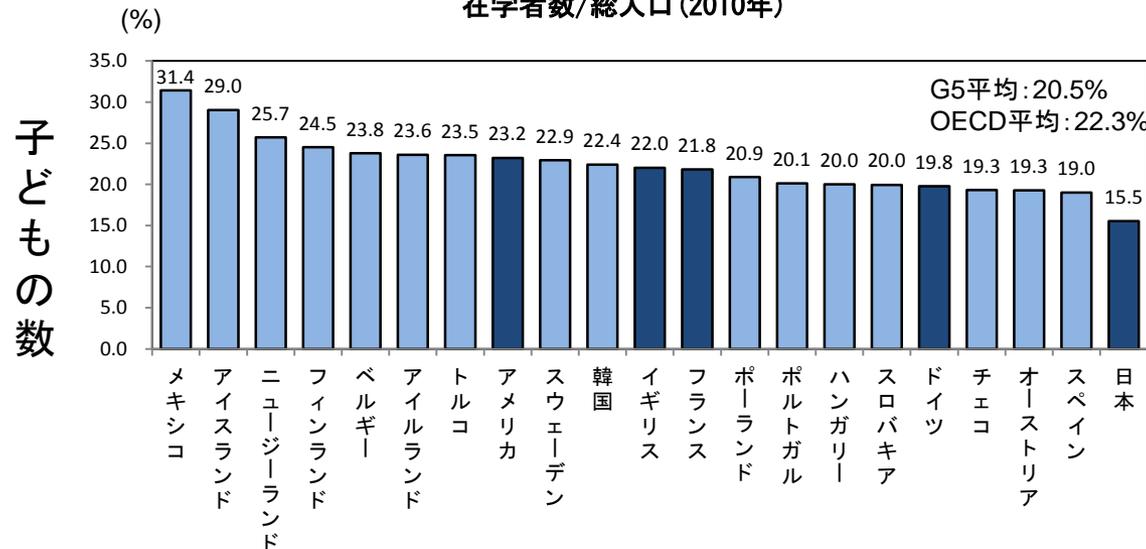
日本 3.8%

OECD平均 5.8%

7割

(注)教育機関以外に対する支出(奨学金等)を含んだ計数である。

在学者数/総人口(2010年)



子どもの数

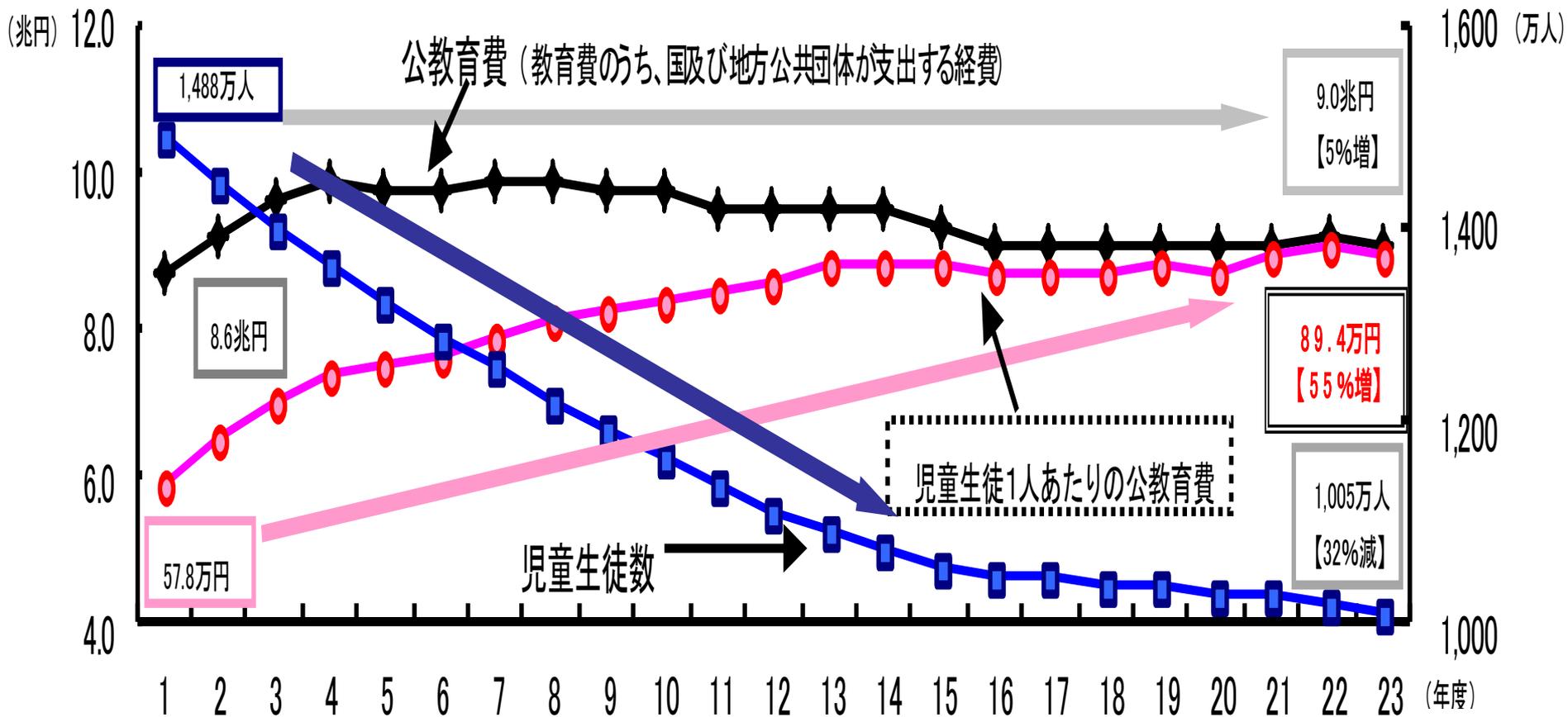
日本 15.5%

OECD平均 22.3%

7割

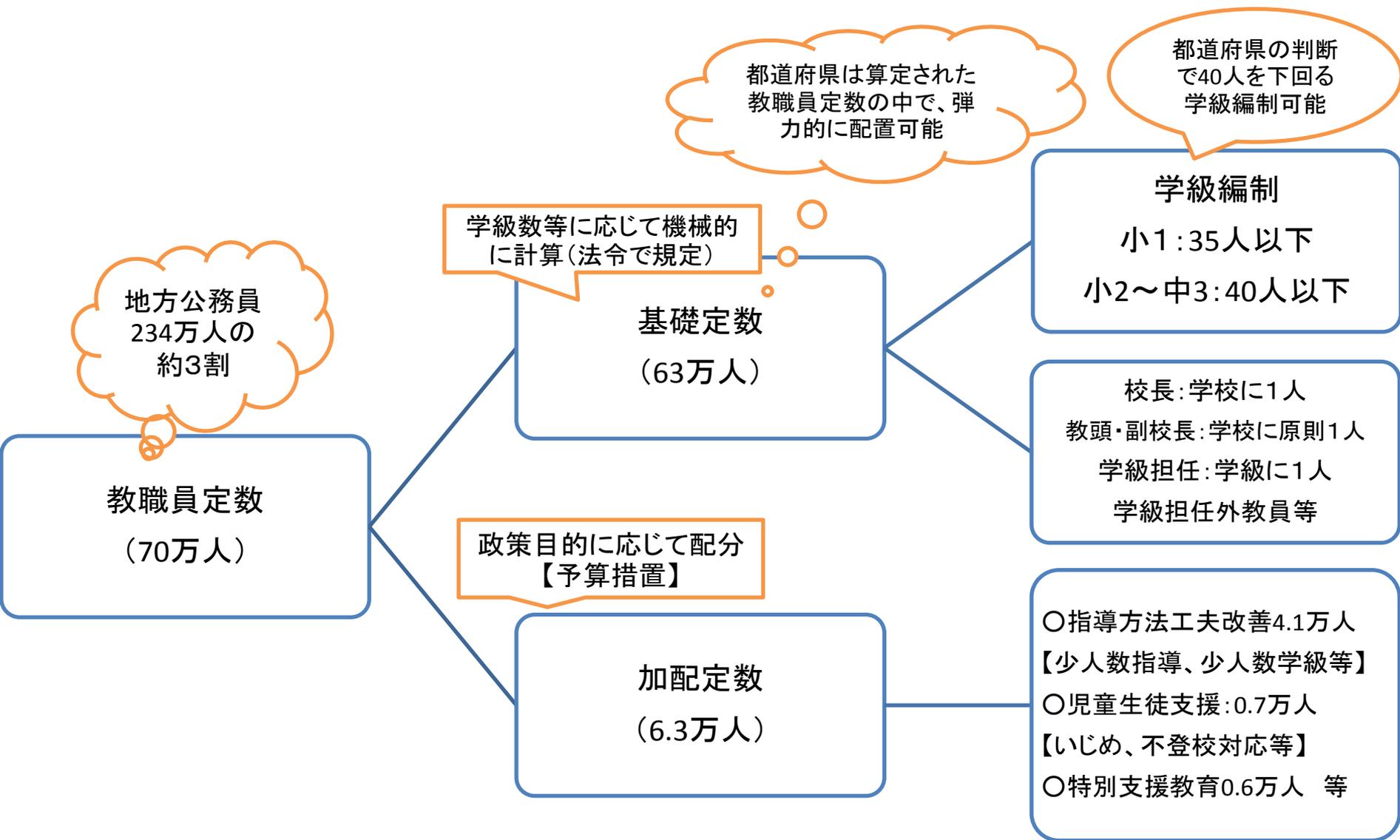
(注)子どもの数は、全教育段階における在学者数であり、フルタイム換算している。

児童生徒一人あたりの公教育費の推移



(出典) 学校基本調査、地方教育費調査

(参考) 公立小中学校の教職員定数の仕組み



教職員定数の合理化

(加配定数に対する予算措置は厳しく政策効果を問う必要)

- 加配定数については、毎年、文部科学省から増員要求が行われており、予算編成過程でその必要性を検討。27年度要求では、2,760人(+60億円)の増員要求が行われている。
- 財政制度等審議会からは、数次にわたり、「厳しい財政状況の下で厳しく政策効果を問う必要がある」「教職員定数を抑制し、大きな効果が得られる施策に対して重点的に予算措置すべき」といった建議が行われている。

【平成26年度予算の編成等に関する建議(抜粋)】
(財政制度等審議会(平成25年11月29日))

- (義務教育費国庫負担金について、)我が国の厳しい財政状況の下で、受益者当たりの予算額が大幅に増加し続けている施策は極めて例外的である。改めて厳しく政策効果が問われなければならない。
- 少人数学級の推進については政策効果がないのは明らかである。また、チームティーチングや習熟度別指導の推進についてもまずはその政策効果をよく検証した上で、既存定数の重点化により対応するのが基本である。
- 財政当局は、小規模校の統合についても推進しつつ、義務教育予算の量的拡大(教職員数増)を抑制し、教育の「質」向上(既存定数の有効活用、外部人材の活用等)に努めるべきである。

【教職員定数の要求数と予算措置の推移】

年度	要求数	予算措置
24年度	+2,900人	+2,800人
25年度	+5,200人	+800人
26年度	+3,800人	▲10人
27年度	+2,760人	-

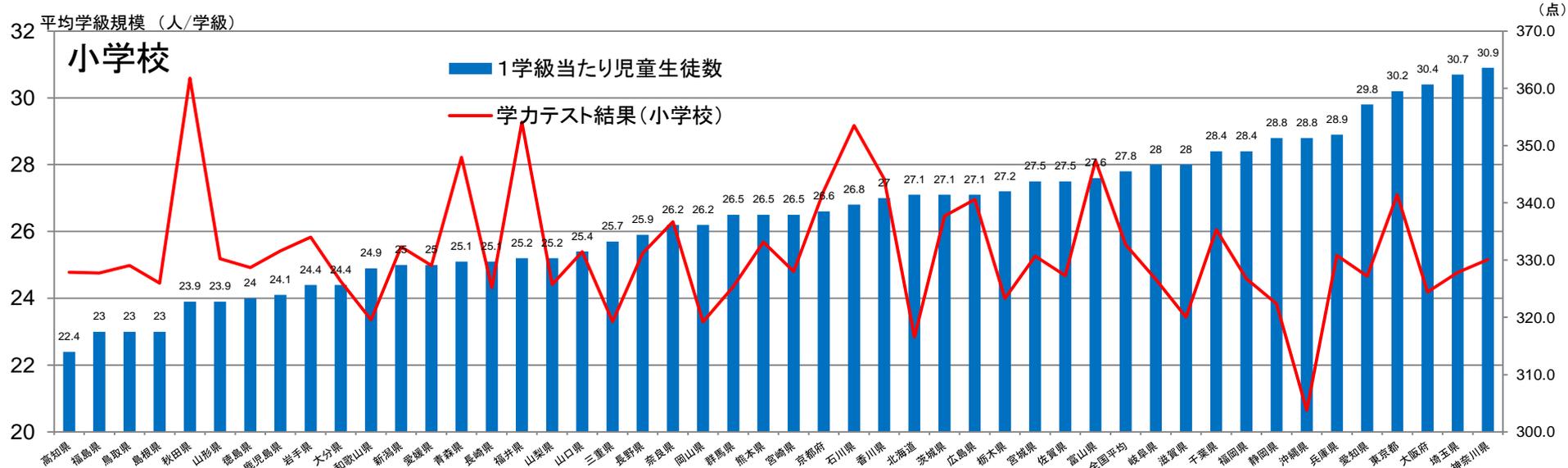
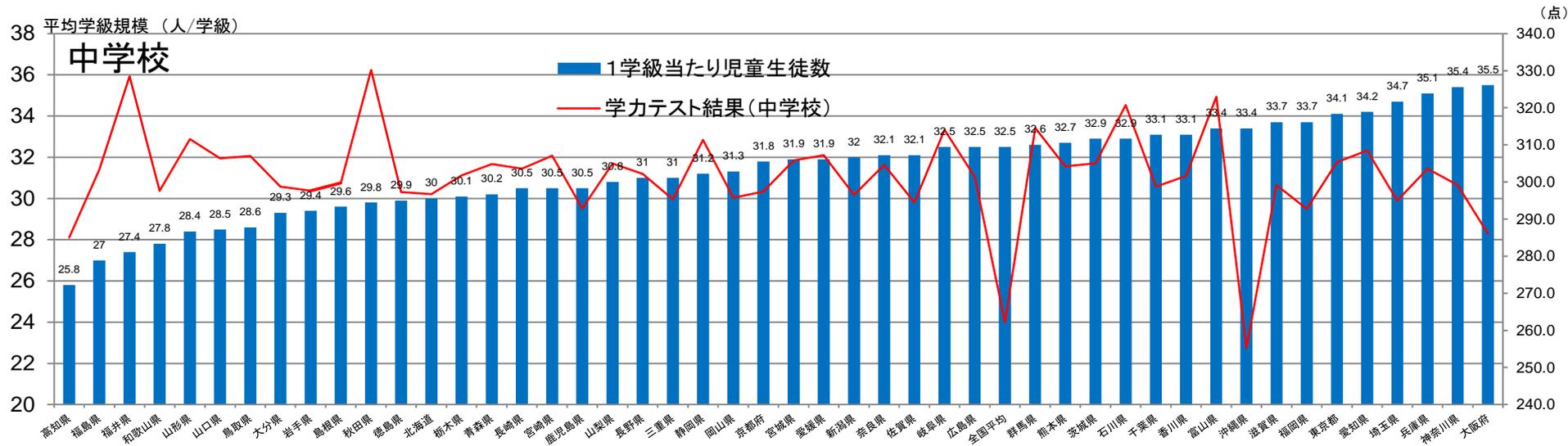
↑国費ベース 約60億円

- ⇒ 文部科学省の教職員増員要求(60億円)は、義務教育関連施策のうち、例えば、「いじめ対策等総合推進事業」(48億円)総予算額を上回る規模。(括弧内は、26年度予算額)
- ⇒ こうした施策への投資による政策効果の大きさと比較して、さらに加配定数を増員するという投資を選択することに合理性は認められないのではないか？

(参考) 26年度予算における主な義務教育関連施策

- ・土曜日の教育活動推進プラン(14億円)
- ・いじめ対策等総合推進事業(48億円)
- ・道徳教育の充実(14億円)
- ・特別支援教育充実事業(28億円)
- ・外部人材の活用(8,000人)(33億円)
- ・英語教育強化地域拠点事業(5億円)

学級規模と学力との間に密接な関係は見出せない。

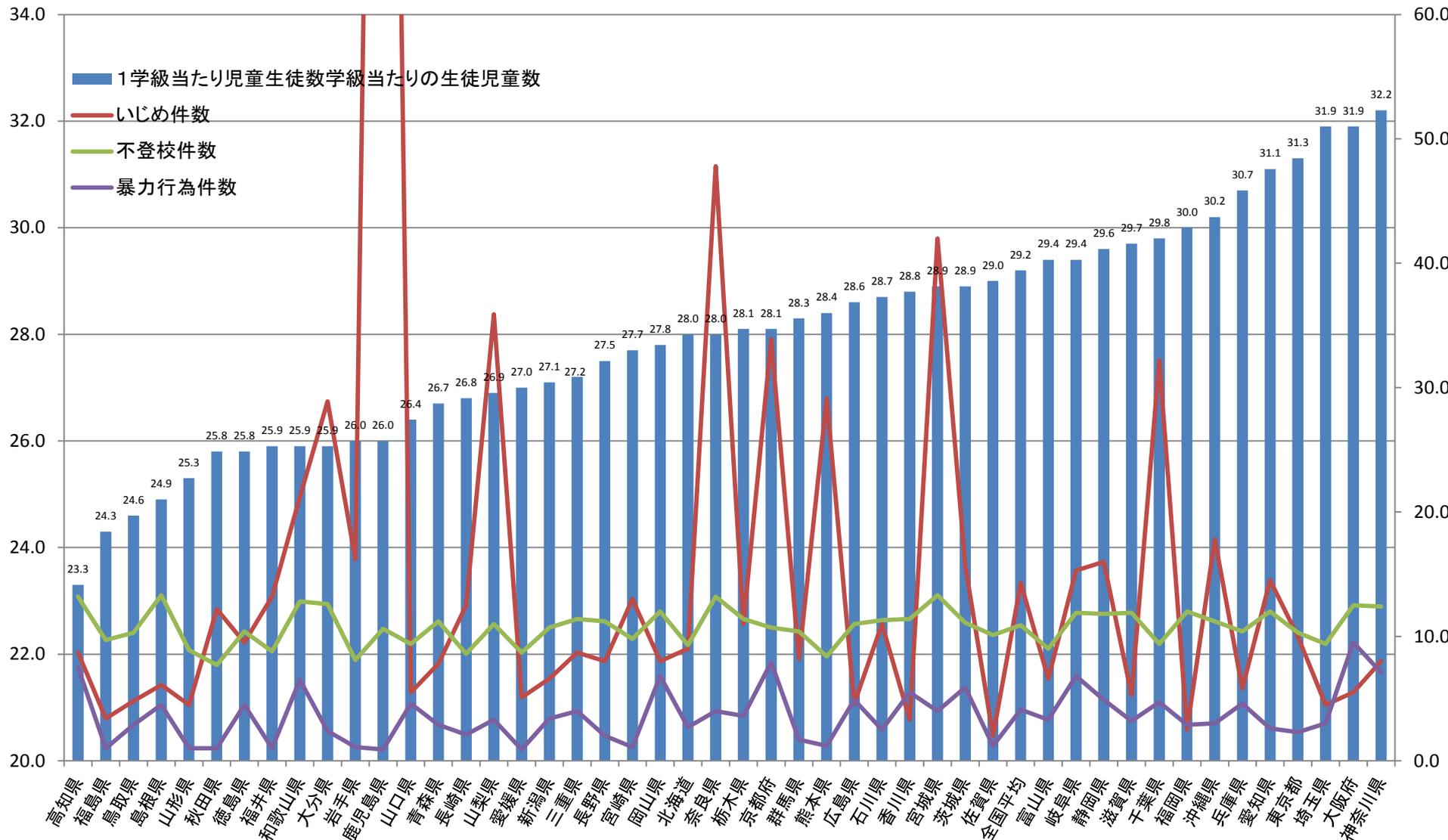


出所: 学校基本調査報告書(平成24年度(H24.5.1))、平成24年度全国学力・学習状況調査【都道府県別】集計結果(国立教育政策研究所)

学級規模と暴力行為・いじめ・不登校の発生件数に密接な関係は見出せない。

小・中学校平均学級規模
(人/学級)

暴力行為、いじめ、不登校件数
(件/児童・生徒1000人)



PISAを教訓とした日本への提言 (OECD 2012 “lessons from PISA for Japan”)

“Effective approach to instruction”から抜粋

・国際比較の結果をみれば、学級規模の縮小に追加資源を充てることが最も効果的という考え方はあまり支持できない。実際、PISAの結果を見れば、成績が良い国は学級規模より教育の質を優先している。日本では教育への追加投資の多くが学級規模の縮小に充てられていることが問題の本質である。(以下略)

“Concluding Remarks”から抜粋

・日本の教育の質に非常に重要なのは教員の質であると多くの関係者が気づいている。しかし教員への要望は増え続けている。

(中略)

・(活動的な市民・労働者となるための能力の取得、個々の学びの支援、カリキュラムの革新といった)こうした教員への要望に対応するため、日本は、教員志願者の集団を最大限活用する方策、教員選抜の仕組み、着任前研修の方策、教員の業績の把握や教員の動機づけの手法、教員に対する継続的な教育と支援、給料の構造、業績不振の教員の改善と業績良好な教員の昇進と更なる責任の与え方を含め、教員育成の手法を考え直さないといけない。

・これまで、日本は教員の質への投資よりも学級規模の縮小を優先する傾向があった。この優先順位は修正される必要があり、この報告書はそのための実例を多く提供している。

(以下略)

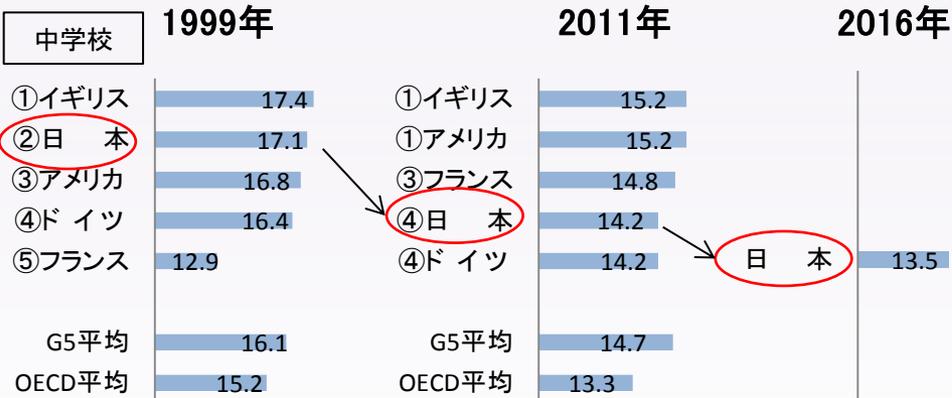
教員負担を軽減するために教員数を増やすべきか

(教員が忙しいのは人手不足が原因とは考えにくい)

○ 教員一人当たりの児童・生徒数は、経済規模の近いG5では、むしろ少ない状況。今後、定数増員を行わなくとも教員一人当たりの児童・生徒数は、少子化の進展により更に低下する見込み。

○ また、TALIS調査においても、学校の雰囲気(暴力行為、遅刻・欠席等)について、日本は参加国平均と比べておおむね良好であり、特別に苛酷な状況にあるわけではない。

教員一人当たり児童・生徒数の国際比較



(出典) Education at a Glance OECD INDICATORS

2016年は、文部科学省の児童生徒数・教職員定数見込等により試算

OECD国際教員指導環境調査(TALIS)

生徒が関連する要因別にみた学校の雰囲気

(単位:%)

国名	遅刻	欠席 (正当理由なし)	カンニング	器物破壊・窃盗	生徒間の脅迫・暴言	生徒間の暴力	教職員への脅迫等	ドラッグ使用・飲酒等
日本	50.6	40.4	0.0	3.1	3.6	1.6	2.2	0.0
アメリカ	73.3	60.7	17.4	5.5	20.9	1.7	4.7	3.5
フランス	61.6	50.9	16.5	6.8	23.7	7.0	3.0	0.9
参加国平均	51.8	38.7	13.2	4.4	16.0	2.3	3.4	1.2

※ 少なくとも1週間に1度は各項目の生徒行動が見られると回答した校長の学校に所属する教員の割合

学校運営の在り方（外部の力の活用）①

（学びの21世紀塾事業（大分県豊後高田市の取組））

事業概要

平成14年度から教育のまちづくりの一環として「学びの21世紀塾」を開講。市内の幼稚園・小学校・中学校、地域住民と連携を取りながら、休日・放課後または長期休暇を利用し、学習支援、実践体験活動、スポーツ活動等の様々なプログラムを提供。

事業内容

事業主体：豊後高田市（人口：23,741人、小学生数：1,023人、中学生数：569人）

受講者数：1,640人（平成23年度）

事業内容：①いきいき土曜日事業（第1・3・5土曜日実施）

- 寺子屋講座（幼・小・中の英会話・国語・算数・数学・パソコン・そろばん・合唱等）
- 水曜日講座（全中学校1・2年生で水曜日の放課後、毎週実施）
- 夏季・冬季特別講座（中学3年生対象の7日間の集中講座）
- 幼稚園文字・英会話教室（週2日、幼稚園への出前授業）
- 寺子屋昭和館・プラチナ館（小学4・5・6年生対象の放課後補充学習）
- テレビ寺子屋講座（ケーブルテレビを活用した小・中学生対象番組の放映）

②わくわく体験活動事業（第2・第4土曜日実施）

- 週末子ども育成活動（日頃できないようなものづくりや体験活動）
- ステップアップ・スクール（3泊4日の集団生活・自主活動等の宿泊体験）

③のびのび放課後活動事業

- スポーツ少年団等の活動推進（各種大会・活動の支援や後援）
- 文化活動団等の活動推進（発表会・展示会等の支援や後援）

効率的かつ効果的な取組のポイント

- ①各講座の受講料はすべて無料
- ②講師は市民ボランティア
- ③土曜日や放課後に開講
- ④学校教育の補完

少ない財政負担で大きな効果

【総事業費】

平成24年度決算 14.6百万円

（参考）義務教育教職員一人当たりの年間コスト（給与費、共済組合負担金、研修費）：約850万円

【成果】

○ 大分県教委が実施する「基礎・基本の定着状況調査」（小学5年生、中学2年生対象）では、平成17年度以降8年連続県内トップ（平成15年度は23郡市中22番目）

○ 平成25年度全国少年軟式野球大会優勝（中学生）

学校運営の在り方（外部の力の活用）②

（小中一貫教育コミュニティ・スクール（東京都三鷹市の取組））

26年度予算 国負担100万円、市負担470万円

事業概要

- 『コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育』として、小・中一貫教育とコミュニティ・スクールを一体化させ、質の高い教育を提供。また、小・中間の相互乗り入れ等により増加する教員の負担を軽減する仕組みとして地域の力を活用。
- コミュニティ・スクール委員会（PTA や住民協議会等の地域の者や学識経験者等で構成）による学校の経営方針の承認や学校の自己評価に対する検証を実施。（学校運営への参画）
- 授業での支援や放課後活動の支援を行う「学習支援」、花壇の整備や通学路見守りなどを行う「環境支援」を実施。（教育活動への参画）

具体的取組み

地域人材の活用により、教員の負担軽減を図りつつ、教育の質を高めることに成功（学習面、生活面で成果が出現）

事業主体

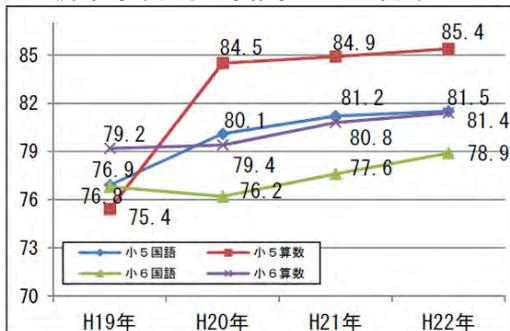
東京都三鷹市（小学生数：8,055人、中学生数：3,232人）

→既存の学校を存続させたまま7校の小・中一貫教育校を編成。各校を〇〇学園と呼称（市内の全小・中学校が対象）。

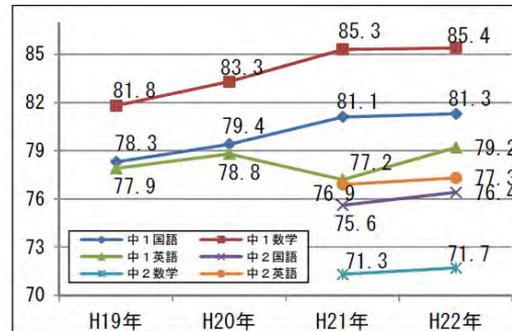
活動事例

- ・保護者や地域の関係者に対して、学校・家庭・地域の重点課題を明らかにするためのアンケート調査を実施。アンケート結果の分析から学習習慣の定着や体力向上などを盛り込んだ「鷹南っ子ジャンプアッププラン」を作成し、課題を地域と学校で共有。＜鷹南学園＞
- ・地域人材を活用した課外（放課後）の補習、教員を目指す学生による授業を実施。＜鷹南学園＞
- ・各小学校に支援組織として「夢育支援ネットワーク」が置かれており、地域人材がストックされている。教員は「いつ、どのような人材の支援を求めるか」をオーダーすれば、適任者が手配される仕組み。＜連雀学園＞
- ・地域住民、保護者などによるスタディ・アドバイザーが授業支援を実施。算数の授業では、教員が理解の遅れている子どもを指導する傍らでスタディ・アドバイザーが他の子どもの面倒をみるなどの活動。＜連雀学園＞
- ・放課後のクラブ活動ではコミュニティ・ティーチャー（=ゲスト・ティーチャー）による支援を実施。（囲碁、生け花、手話など）＜連雀学園＞

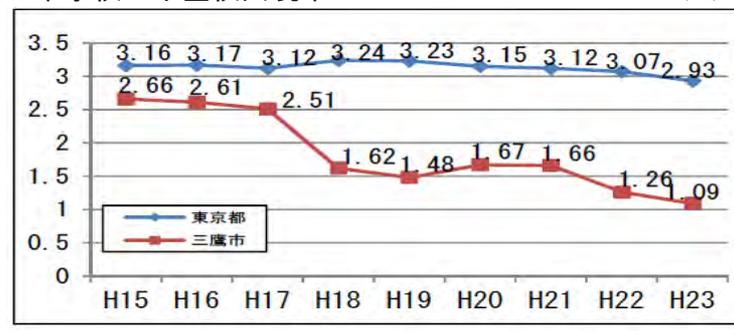
三鷹市学習到達度調査の正答率



(%)



中学校の不登校出現率



(%)

学校規模の適正化

(児童生徒数の減少幅ほど基礎定数が減少しない理由)

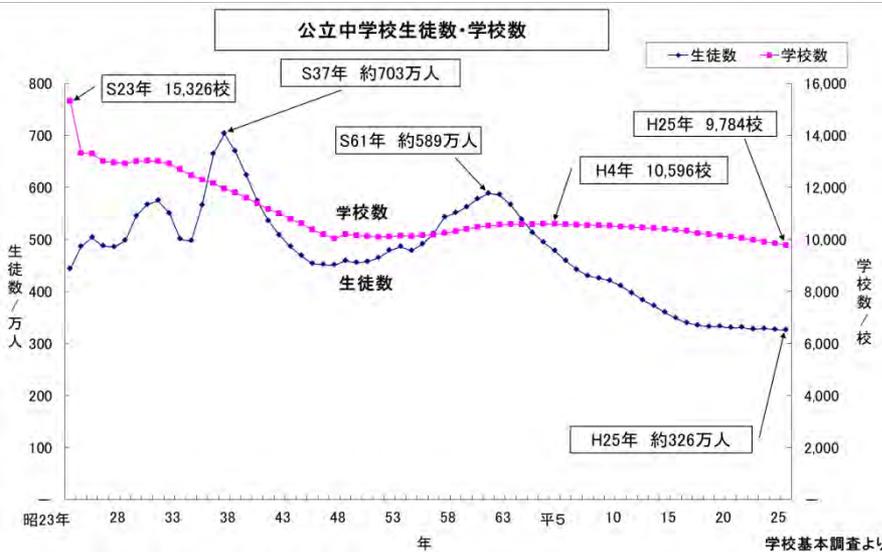
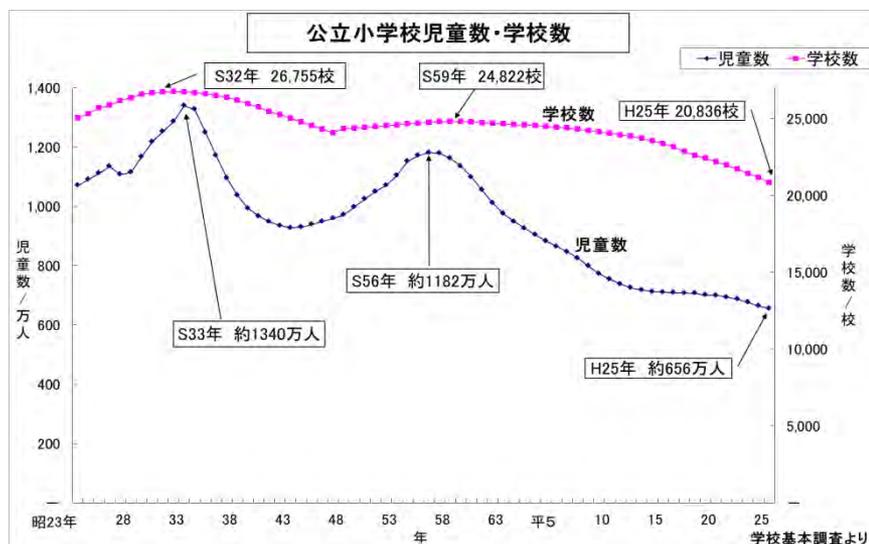
- 要因①
- 基礎定数は学級数をベースに計算しており、学級数減少に至らない少子化は、基礎定数の減少を伴わない。また、学級数減少に至る場合も、基礎定数は児童生徒数の減少ほど減少しない。

【義務標準法による標準的な教職員配置(小学校の場合)】

児童数	学級数	教職員合計	児童生徒40人当たりの教職員数
470人	12学級 (40人、小1は35人)	17.50	1.5人
290人	(25人、小1は20人)		2.4人
235人	6学級 (40人、小1は35人)	10.75	1.8人

校長	副校長 教頭	教諭				教員計	養護 教諭	事務 職員
		学級 担任	担任外	生徒 指導	小計			
1	1	12	1.5	-	13.5	15.5	1	1
1	1	12	1.5	-	13.5	15.5	1	1
1	0.75	6	1	-	7	8.75	1	1

- 要因②
- 児童生徒数の減少幅ほど学校数は減っていない。このため、過小規模校においては、少子化により学級の過少人数化が進む場合が多く(学級数は減少しない)、基礎定数は減少しない。



【参考法令】

学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※中学校については、第79条において準用。

※この規定については昭和33年の省令改正により条文化。(それ以前は学校規模に関する規定はなし)

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学級数がおおむね十二学級から十八学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。
- 2 五学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同項同号中「十八学級」とあるのは、「二十四学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

※昭和33年制定。

※義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第三条第一項

国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

- 四 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一

学校規模の最適化に関する調査 ～平成26年度(2014年度) 予算執行調査～

1. 調査対象

統合して23(2011)年度～25(2013)年度の間に関開校した全国の小中学校

公立小学校 303校(統合前 747校)

公立中学校 97校(統合前 224校)

2. 1校当たりの学級数

5学級以下の小学校はほぼ解消、中学校は約8割が解消。学級数の平均は小学校で約1.7倍、中学校で約1.9倍に増え、全国平均に近づいている。

(小学校)

(単位:校)

		統合前		統合時	
		校数	構成比	校数	構成比
①	5学級以下	335	45.3%	8	3.1%
②	6～11学級	334	45.2%	138	53.5%
③	12～18学級	59	8.0%	88	34.1%
④	19学級以上	11	1.5%	24	9.3%
	合計	739	100.0%	258	100.0%
	平均	6.2学級/1校		10.4学級/1校	
	(参考)全国平均			13.2学級/1校	

(中学校)

(単位:校)

		統合前		統合時	
		校数	構成比	校数	構成比
①	5学級以下	124	55.9%	19	19.6%
②	6～11学級	83	37.4%	39	40.2%
③	12～18学級	15	6.8%	30	30.9%
④	19学級以上	0	0.0%	9	9.3%
	合計	222	100.0%	97	100.0%
	平均	5.6学級/1校		10.4学級/1校	
	(参考)全国平均			11.8学級/1校	

← 標準規模

3. 教職員数

教職員全体で約3～4割削減する一方、1校当たりの担任外教員は、加配措置等の活用により平均2～4名程度増員となっている。

(小学校)

(単位:人)

		合計			1校当たり平均		
		統合前	統合後	増減	統合前	統合後	増減
①	校長・教頭	1,441	636	▲ 805	1.9	2.1	0.2
②	教諭	6,434	4,609	▲ 1,825	8.6	15.2	6.6
	うち担任外	1,785	1,446	▲ 339	2.4	4.8	2.4
③	職員	2,210	1,277	▲ 933	3.0	4.2	1.3
	合計	10,085	6,522	▲ 3,563	13.5	21.5	8.0
				▲35.3%			

(中学校)

(単位:人)

		合計			1校当たり平均		
		統合前	統合後	増減	統合前	統合後	増減
①	校長・教頭	437	200	▲ 237	2.0	2.1	0.1
②	教諭	2,812	2,041	▲ 771	12.6	21.0	8.5
	うち担任外	1,560	1,037	▲ 523	7.0	10.7	3.7
③	職員	637	379	▲ 258	2.8	3.9	1.1
	合計	3,886	2,620	▲ 1,266	17.3	27.0	9.7
				▲32.6%			

4. 学校運営費

☞ 人件費を中心として、小中合計で約210億円の運営費が効率化されている。

(児童・生徒一人当たりでは、約3割の効率化)

(小学校)

(単位:億円)

		累計		
		統合前	統合後	増減
①	市町村	87	68	▲ 19
②	都道府県+国	413	268	▲ 145
	公費合計	500	336	▲ 163
	うち人件費	449	291	▲ 158
	うち管理費	51	46	▲ 5
	児童一人当たり 運営費	92万円	65万円	▲27万円 (▲29%)

(中学校)

(単位:億円)

		累計		
		統合前	統合後	増減
①	市町村	32	24	▲ 8
②	都道府県	143	104	▲ 39
	公費合計	175	129	▲ 47
	うち人件費	158	114	▲ 44
	うち管理費	18	14	▲ 3
	児童一人当たり 運営費	88万円	66万円	▲23万円 (▲26%)

5. アンケート結果

☞ 一定規模の集団形成による様々なメリットから、保護者・子どもの約7割は肯定的な評価をしている。(否定的な評価は約11%)

設置者も教育環境の向上、予算面などでの効率化を良かった面としてあげている。

設置者の評価

統合して良かった点

- 適正規模での教育が可能となった 38.3%
- 生徒の精神面、行動面での良い影響 22.5%
- 予算面での効率化が図られた 19.3%
- 教員の意欲が高まった 9.9%
- など

教職員配置上の効果

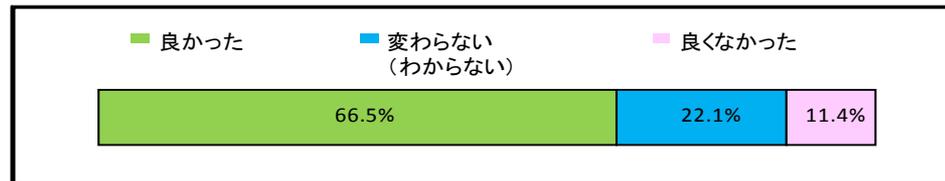
- 生徒指導の充実 29.7%
- 少人数指導が可能となった 23.3%
- 習熟度別授業が可能となった 16.5%
- 特別支援教育の充実 9.9%
- など

学力の変化

- 良くなった 27.3%
- 悪くなった 0.8%
- 変わらない 43.6%
- わからない 27.3%

保護者・児童生徒の評価(小中学校)

○ 総合評価



○ 統合して良かった点

- 友達がたくさんできる 52.9%
- クラブ活動が活発になる 28.3%
- クラス替えができる 10.8%
- など

○ 統合して困った点

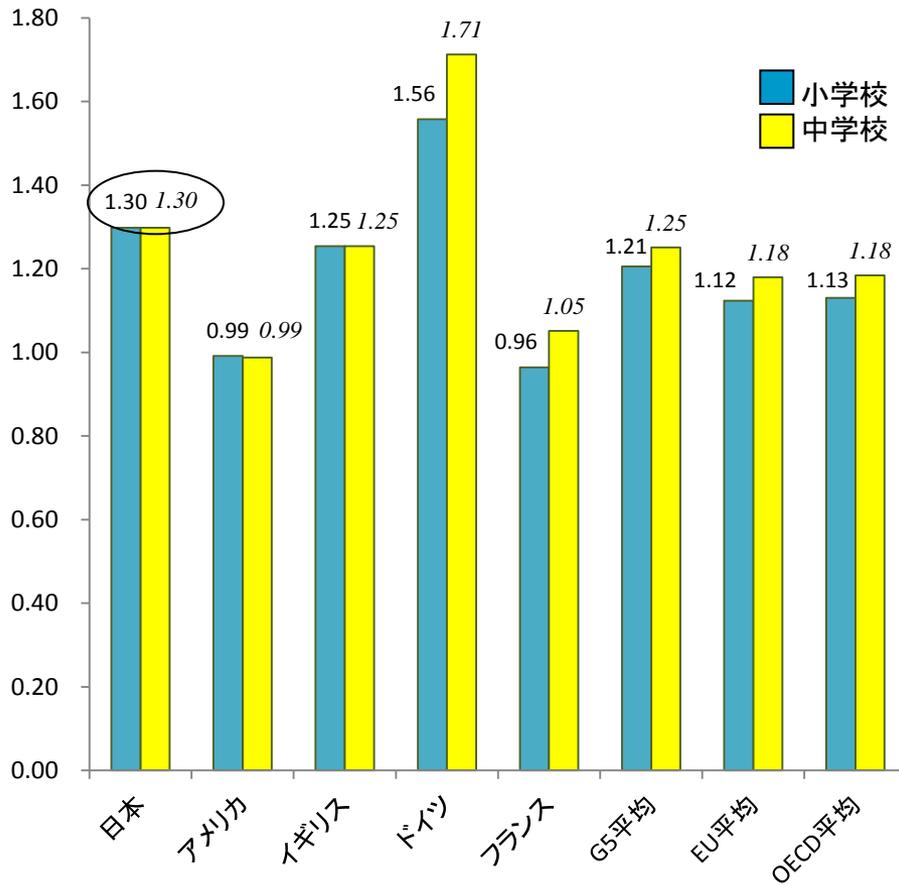
- 小規模校の方がきめ細かい指導をしてもらえる 26.0%
- 学校との関わりが薄くなった 18.6%
- 通学距離が遠くなった 18.4%
- など

教員給与の見直しについて①

(教員の給与水準の国際比較)

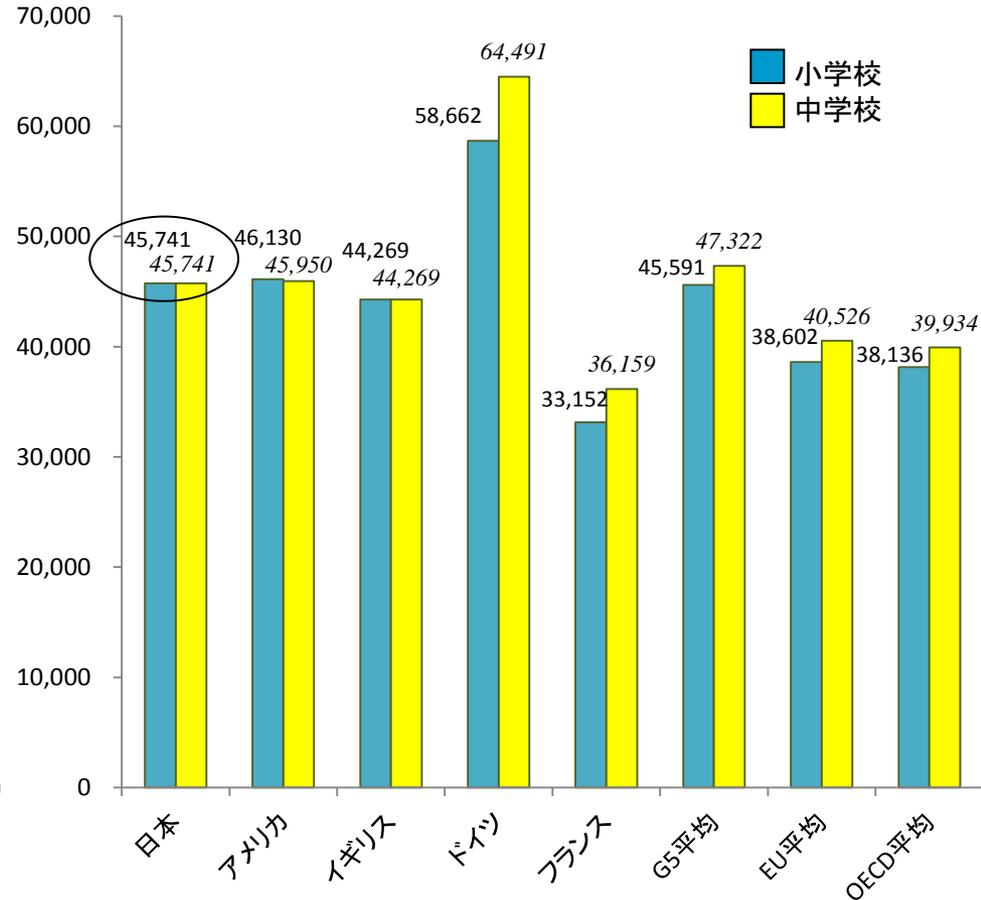
勤続15年の教員給与(対一人当たりGDP比、2011年)

単位:倍



勤続15年の教員給与(米ドル換算額、2011年)

単位:米ドル



教員給与の見直しについて②

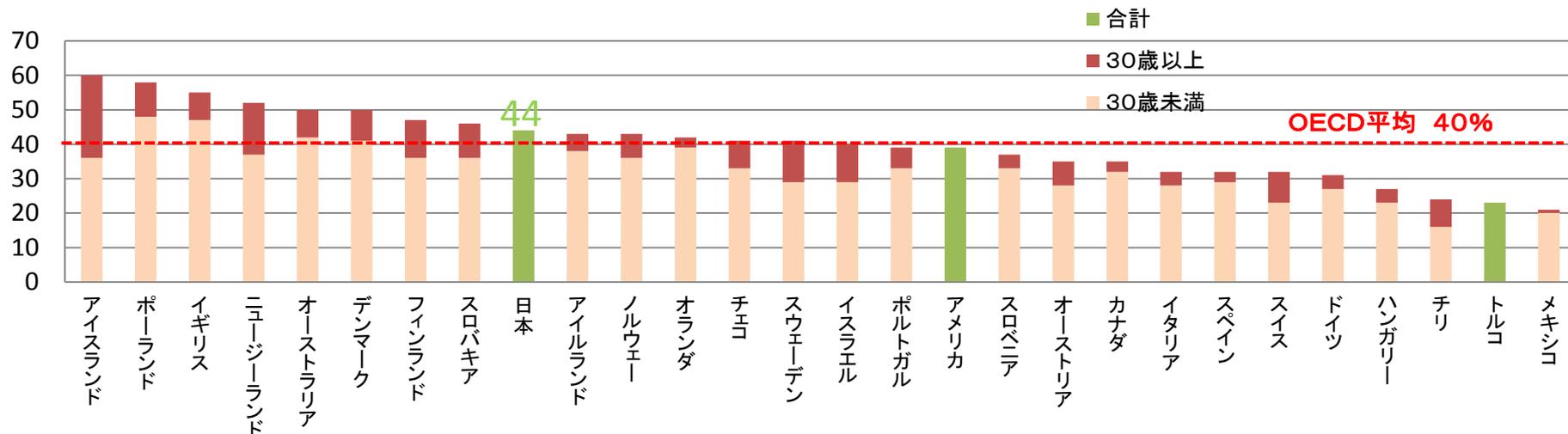
(教員給与の見直し経緯)

	2008年度(H20)			2009年度(H21)			2010年度(H22)			2011年度(H23)			合計
	2008.4	2008.10	2009.1	2009.4	2009.10	2010.1	2010.4	2011.1	2011.4	2012.1			
副校長・主幹 教諭・指導教 諭の導入	+11億円 (通年分)												
部活動手当の 教員特殊業務 手当の改善		+13億円 (6ヶ月分)		+13億円 (6ヶ月分)									
義務教育等教 員特別手当の 縮減	(3.8%)		3.0%			2.2%			1.5%				
			▲19億円 (3ヶ月分)	▲56億円 (9ヶ月分)	▲19億円 (3ヶ月分)	▲56億円 (9ヶ月分)	▲15億円 (3ヶ月分)	▲45億円 (9ヶ月分)					
給料の調整額 の縮減	(調整数2)			調整数1.5			調整数1.25						
				▲4億円 (3ヶ月分)	▲21億円 (9ヶ月分)	▲2億円 (3ヶ月分)	▲10億円 (9ヶ月分)						
予算増減	▲19億円			▲79億円			▲94億円			▲55億円		▲247億円	
	+24億円			+13億円			-			-		+37億円	
計	+5億円			▲66億円			▲94億円			▲55億円		▲210億円	

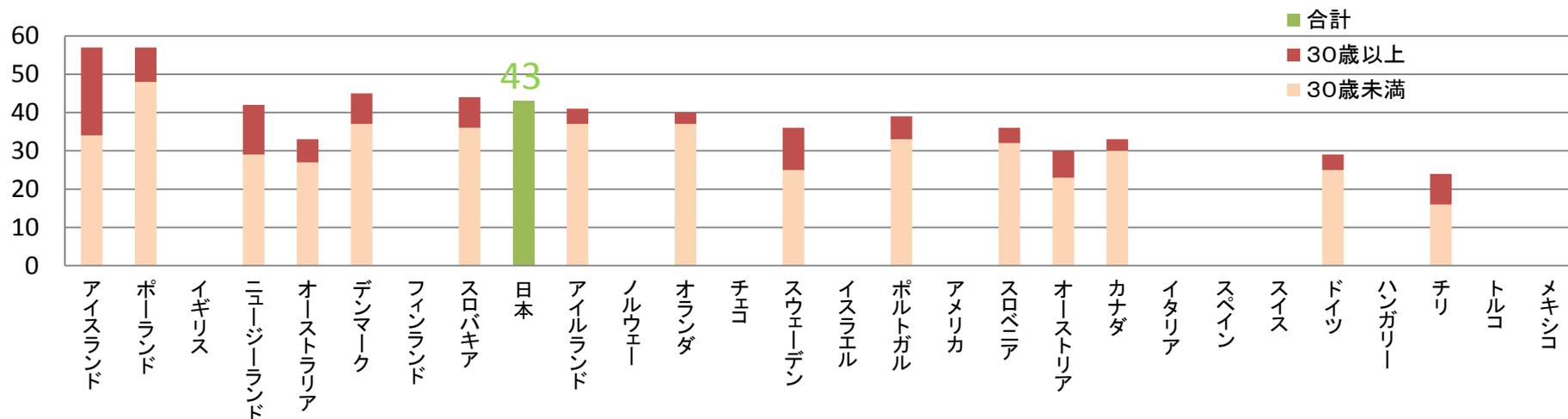
⇒ 文科省・財務省が減額を表明した430億円のうち、約220億円が未実施。

○我が国の高等教育の卒業率は、すでに諸外国と比べて高い水準。

【大学型高等教育の卒業率(留学生を含めた場合)】

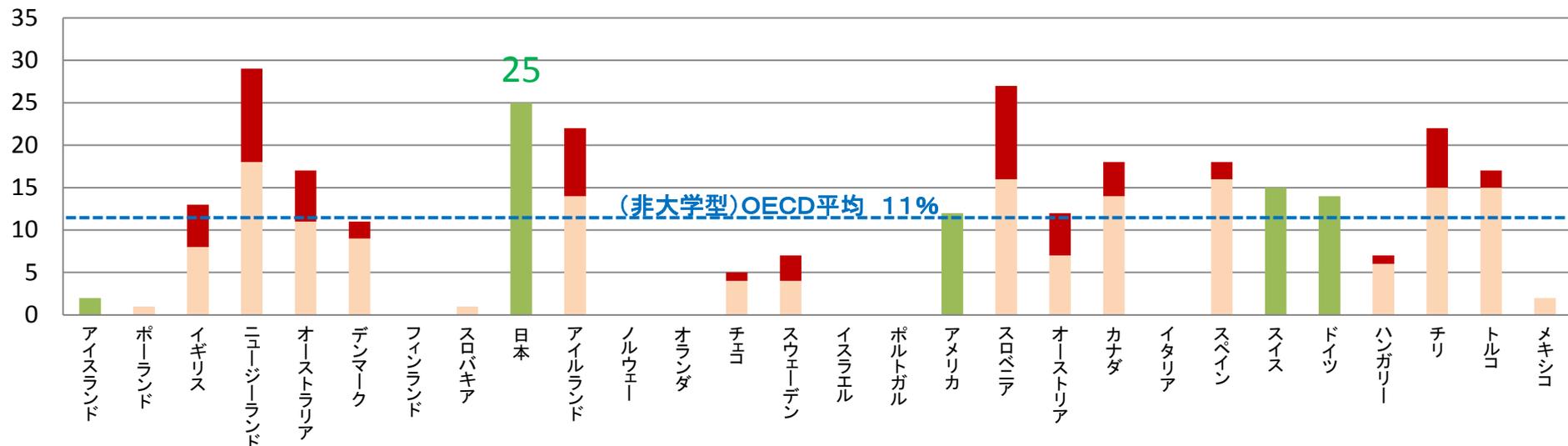


【大学型高等教育の卒業率(留学生を除いた場合)】

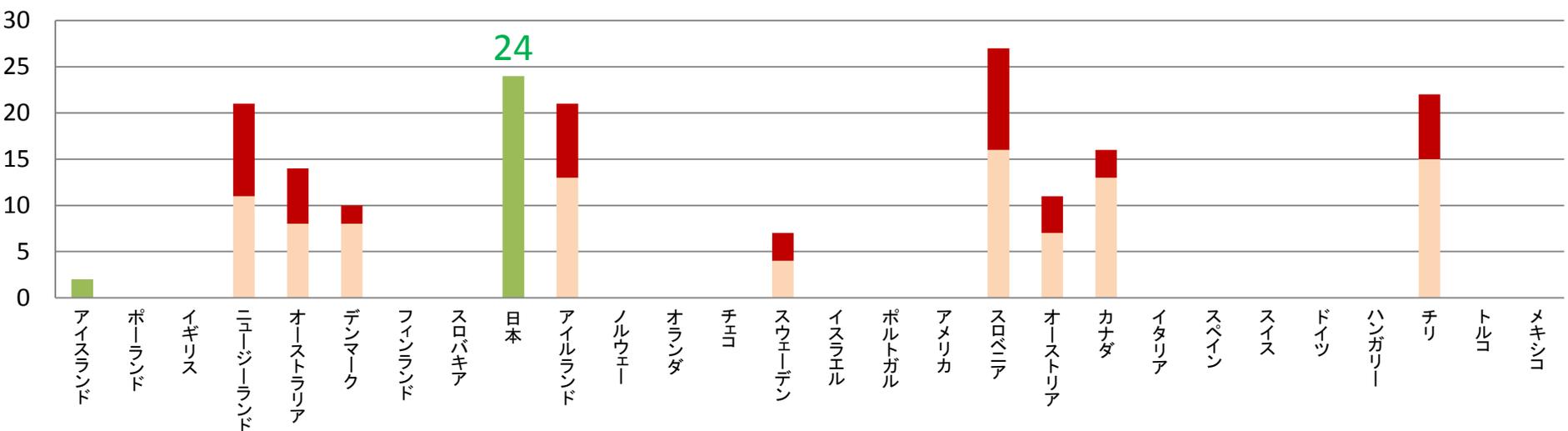


※日本、アメリカ、トルコの卒業率は各国の標準卒業年齢における卒業率であり、日本では21～23歳

【非大学型高等教育の卒業率(留学生を含めた場合)】



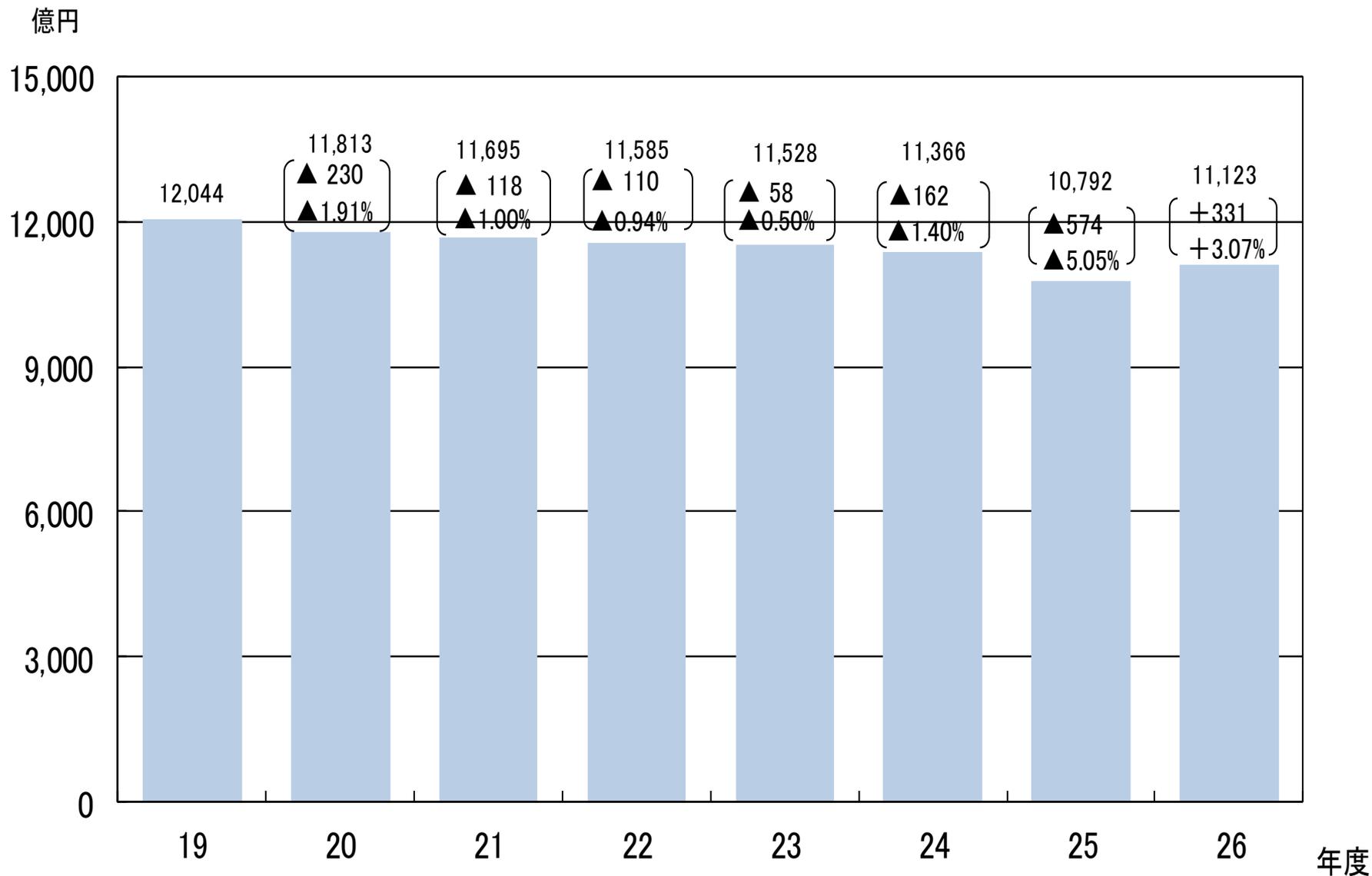
【非大学型高等教育の卒業率(留学生を除いた場合)】



※日本、アメリカ、スイス、ドイツ、アイスランドの卒業率は各国の標準卒業年齢における卒業率であり、日本では19歳

出典:「図表で見る教育(2013年版)」

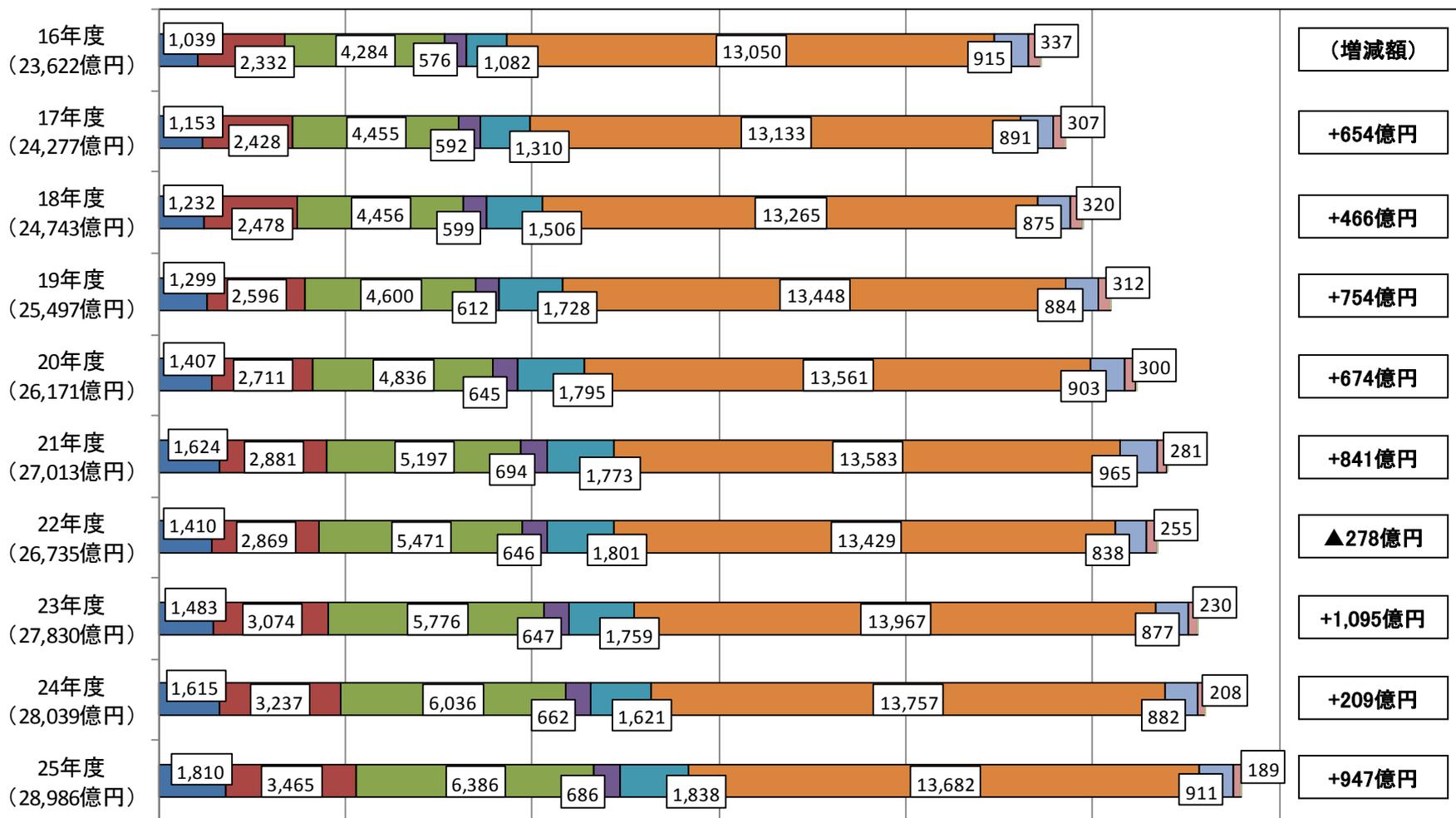
国立大学法人運営費交付金(当初予算)の推移



※ 24～26年度は復興特会を含まない。

国立大学法人事業費推移表

■教育経費 ■研究経費 ■診療経費 ■教育研究支援経費 ■受託経費等 ■人件費 ■一般管理費 ■支払利息 ■その他



(注)1. 16年度の教育研究支援経費は受託研究等も含めている。
 2. 計数は財務諸表の損益計算書の金額を記載している。
 3. 上記には病院経費を含めている

特色ある国立大学について

- 国立大学86校のうち、いわゆる総合大学は47校を占め、各都道府県に1校の割合となっている。
- これら総合大学については、類似の学部構成となっていることに加え、学部間の資源配分(予算、定員等)が固定化する傾向があり、特色ある大学運営が行われているとは言い難い。

社会系に特化

- ・小樽商科大学
- ・一橋大学

工学に特化

- ・室蘭工業大学
- ・長岡技術科学大学
- ・京都工業繊維大学
- ・九州工業大学 等

総合大学(47校)

人文、法経、理学、工学、農学、
医歯薬保健、教育・教員養成等
複数の学部を設置。

※その他多数の国立大学が存在。

医学に特化

- ・旭川医科大学
- ・東京医科歯科大学
- ・浜松歯科大学
- ・滋賀医科大学

教員養成に特化

- ・北海道教育大学
- ・東京学芸大学
- ・奈良教育大学
- ・福岡教育大学 等

【参考】カリフォルニア州では、州憲法(第Ⅹ条第9項)及び州法等に基づいて、州立大学が3グループに機能別分化されており、州政府は、その分化に応じて、必要な財政支出等を行っている。

①UC(University of California)

- ・Davis、Berkeley等の10大学は、州内の成績上位12.5%内の者を主に受入れ。
- ・研究や大学院教育を重視し、学部教育、修士プログラム、各分野のPhDプログラム、プロフェッショナル・スクールを担う。

②CSU(California State University)

- ・23大学は、州内の成績上位1/3以内の者を主に受入れ。
- ・学部教育、修士プログラム、看護・農学など特定応用分野のPhDプログラム、教員養成を担う。

③CCC(California Community College)

- ・112大学があり、入学者に関する要件はない。
- ・職業教育と学士課程の1・2年次に相当する一般教育を担う。

大学改革に係る全体像

我が国が直面する課題、将来想定される状況

- 急速な少子化高齢、(生産年齢)人口減少への対応
- グローバル化によるボーダーレス化への対応
- 新興国台頭等に伴うイノベーション創出の必要性

等

- ・定員割れする私立大学
- ・紋切型の国立大学法人

大学改革実行プラン

1. 大学機能の再構築

- ① 大学教育の質的変換と大学入試改革
- ② グローバル化に対応した人材育成
- ③ 地域再生の核となる大学作り(COC構想の推進)
- ④ 研究力強化:世界的な研究成果とイノベーションの創出

2. 大学ガバナンスの充実・強化

- ① 国立大学改革
- ② 大学改革を促すシステム、基盤整備
- ③ 財政基盤の確立とメリハリのある資金配分の実施
- ④ 大学の質保証の徹底推進

国立大学改革基本方針

- 各大学のミッション再定義
- 大学のガバナンス改革、学長のリーダーシップ発揮
- 人材・システムのグローバル化
- イノベーションを創出するための教育等
- 人事・給与システムの改革等
- 社会的な役割等を踏まえた専門分野の振興

- ・大学の特性を活かした重点化が行われるか(ハリだけでなくメリもあるか)
- ・実質的な改革の目標達成に繋がるか

「国立大学改革プラン」

教育再生会議

- ・グローバル化対応
- ・イノベーション創出のための教育
- ・社会に送り出す教育機能の強化
- ・社会人の学び直しの強化
- ・大学のガバナンス改革

等

第2期教育振興基本計画

- ・大学教育の質的転換
- ・大学の質の保証
- ・グローバル人材育成の強化
- ・大学におけるガバナンスの強化

等

経済財政運営と改革の基本方針

- ・世界トップレベルの学力達成
- ・グローバル化による人材力の強化等
- ・ガバナンス強化による大学改革等
- ・社会人の学び直し

等

日本再興戦略

- ・世界トップレベル大学群の形成
- ・イノベーション機能の抜本強化
- ・人事給与システム改革
- ・大学改革を支える基盤強化

等

「国立大学改革プラン」に掲げられた目標(抜粋)

○国立大学改革プランでは、改革を実施し、機能強化を行う大学へ運営費交付金等によって重点支援を行うこととしている。そのための財源は運営費交付金の配分見直しによって確保する予定。
また、改革の実現状況を確認するため、国立大学法人の評価手法についても見直しを行うこととしている。

第3期中期目標期間に目指す国立大学の在り方

各大学の強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学

各大学の機能強化の方向性

- ◆世界最高の教育研究の展開拠点
- ◆全国的な教育研究拠点
- ◆地域活性化の中核的拠点

教育研究組織、学内資源配分の見直し目標

- 各大学の強み・特色・社会的役割(ミッション)を25年度中に整理・公表 ⇒ 公表済
- ミッションを踏まえ、学内資源配分(予算、人材、施設等)の最適化、大学の枠を超えた連携、人材養成機能強化等の改革を行う大学に対し、**国立大学法人運営費交付金等により重点支援**
- 改革加速期間(26~27年度)に各大学の改革の取組みへの配分及びその影響を受ける**国立大学法人運営費交付金の額を3~4割に**
- 第3期の中期目標・中期計画の検討に当たっては、各大学のミッションを踏まえ、計画的に**教育研究組織の再編成、学内資源配分を最適化**

運営費交付金の配分方法見直し
が、大学改革の重要なポイント

自主的・自立的な改善・発展を促す仕組みの構築

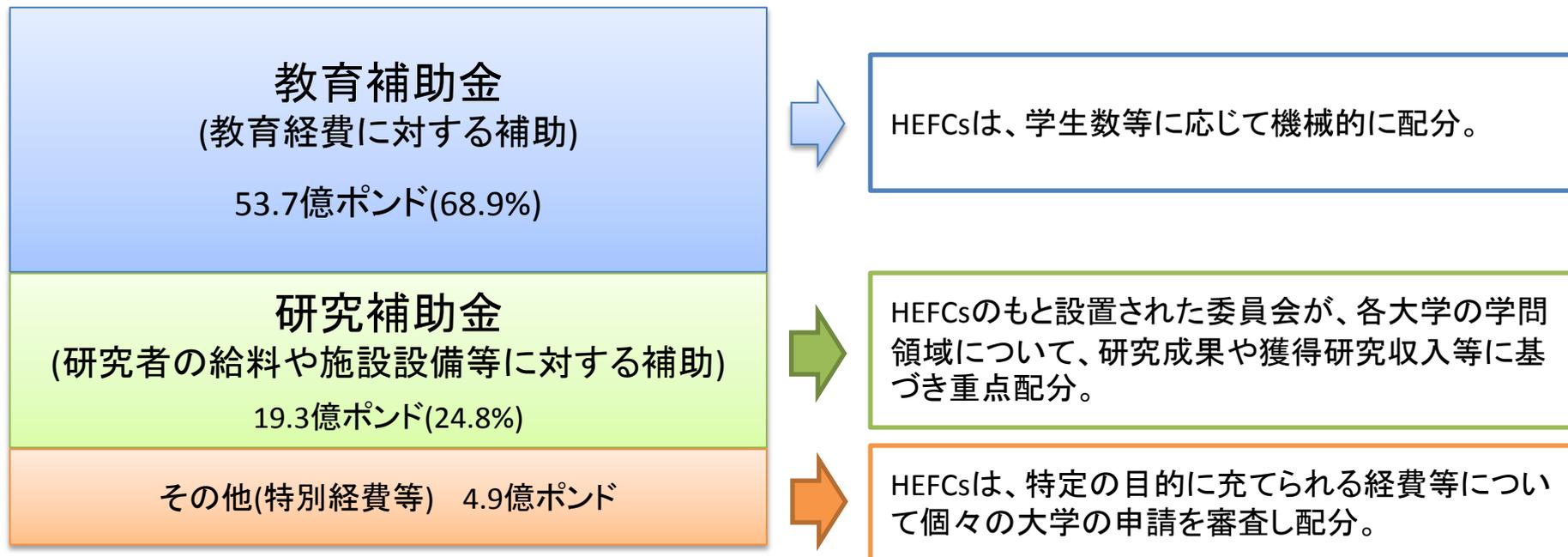
- 第三期における**運営費交付金**や**評価の在り方**については、平成27年度までに検討し**抜本的に見直す**
- 新たな**改革の実現状況**を、その取組に応じた方法で**可視化・チェック**し、**その結果を予算配分に反映**

諸外国の取組み (イギリスにおける大学交付金制度について)

- イギリスでは、政府から独立した機関である高等教育財政審議会(HEFCs)^(注1)が各大学に交付金を配分している。
- 配分される交付金の額は、全体の7割を占める教育補助金については、学生数等に応じて機械的に配分される。また、全体の1/4を占める研究補助金については、研究成果や獲得研究収入等に基づき重点配分される。
- これにより、イギリスでは研究補助金について各大学の成果に応じた重点化がなされている。

大学に対する交付金制度の内訳

(数値は2011/2012年の値)



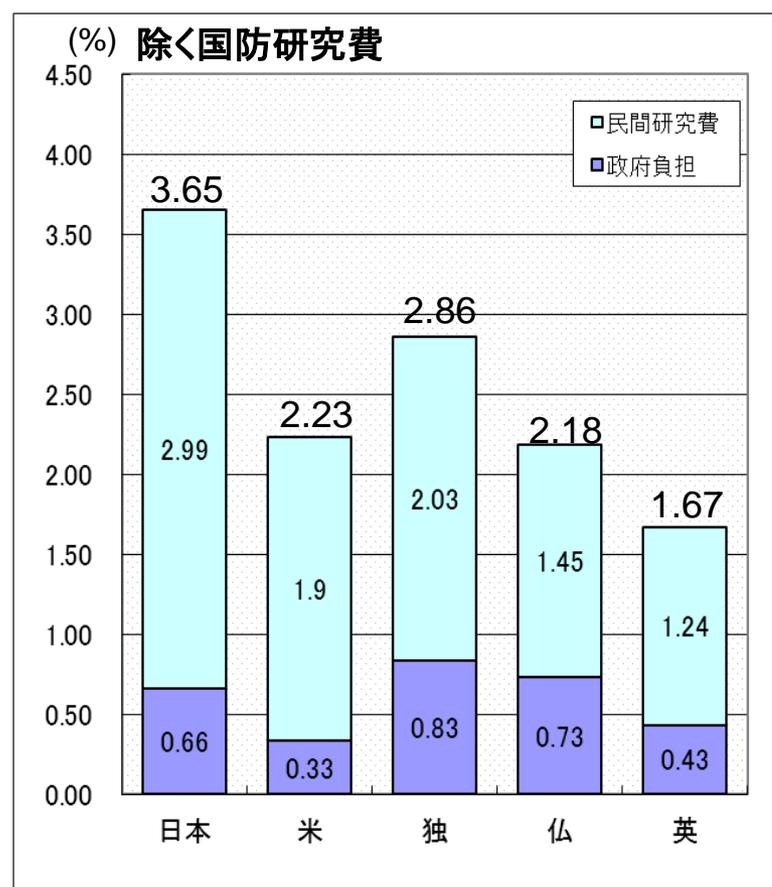
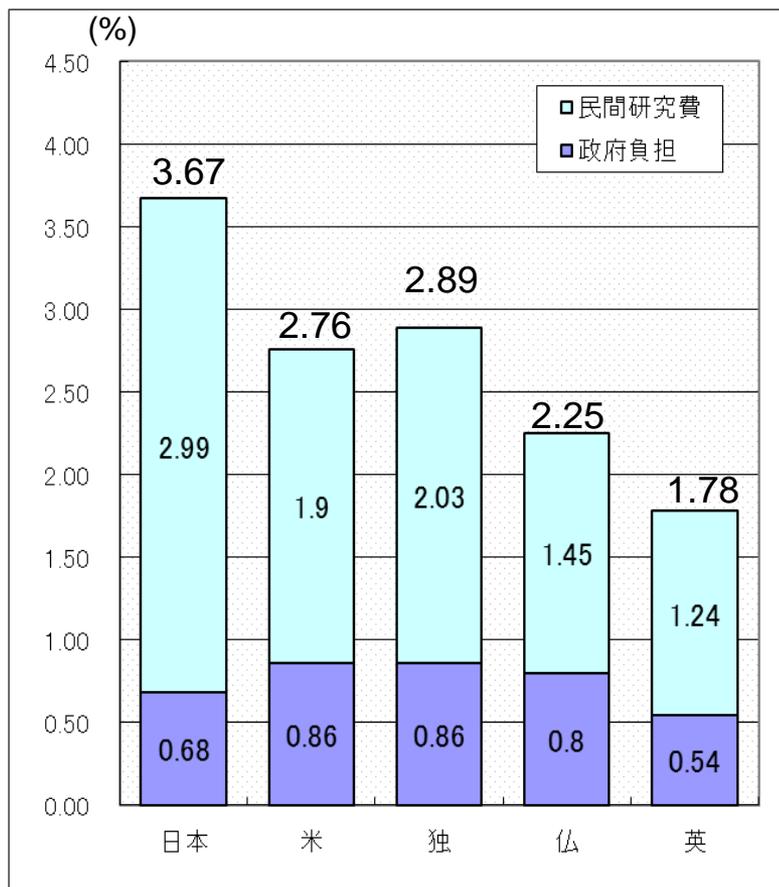
(注1) HEFCsは独立法人の形態をとり、イングランド、ウェールズ、北アイルランド、スコットランドの各高等教育財政審議会から構成される。HEFCsは交付金の配分・交付を自らの権限で行う一方、その用途についての説明責任を有し、分配に係る年次報告書を提出する義務を負う。また、HEFCsは大学の経営状況のモニタリング、経営診断、リスク管理サービス等も行う。

(注2) その他、研究プロジェクトを行うに当たって直接的に必要となる経費(19.3億ポンド)については研究審議会が、政府で実施する研究に必要な経費(8.1億ポンド)については各政府がそれぞれ補助金を交付している。

(出典) Higher Education Statistics Agency “HE Finance Plus 2011/2012” (2013年3月)

(参考文献) 国立大学財務・経営センター「英国大学における大学経営の指針—財務管理を中心にして」(2003年8月)、同「大学の設置形態に関する調査研究」(2010年9月)、中央教育審議会大学分科会大学行財政部会(第3回)配布資料(2010年4月26日)

主要国における研究開発費の対GDP比



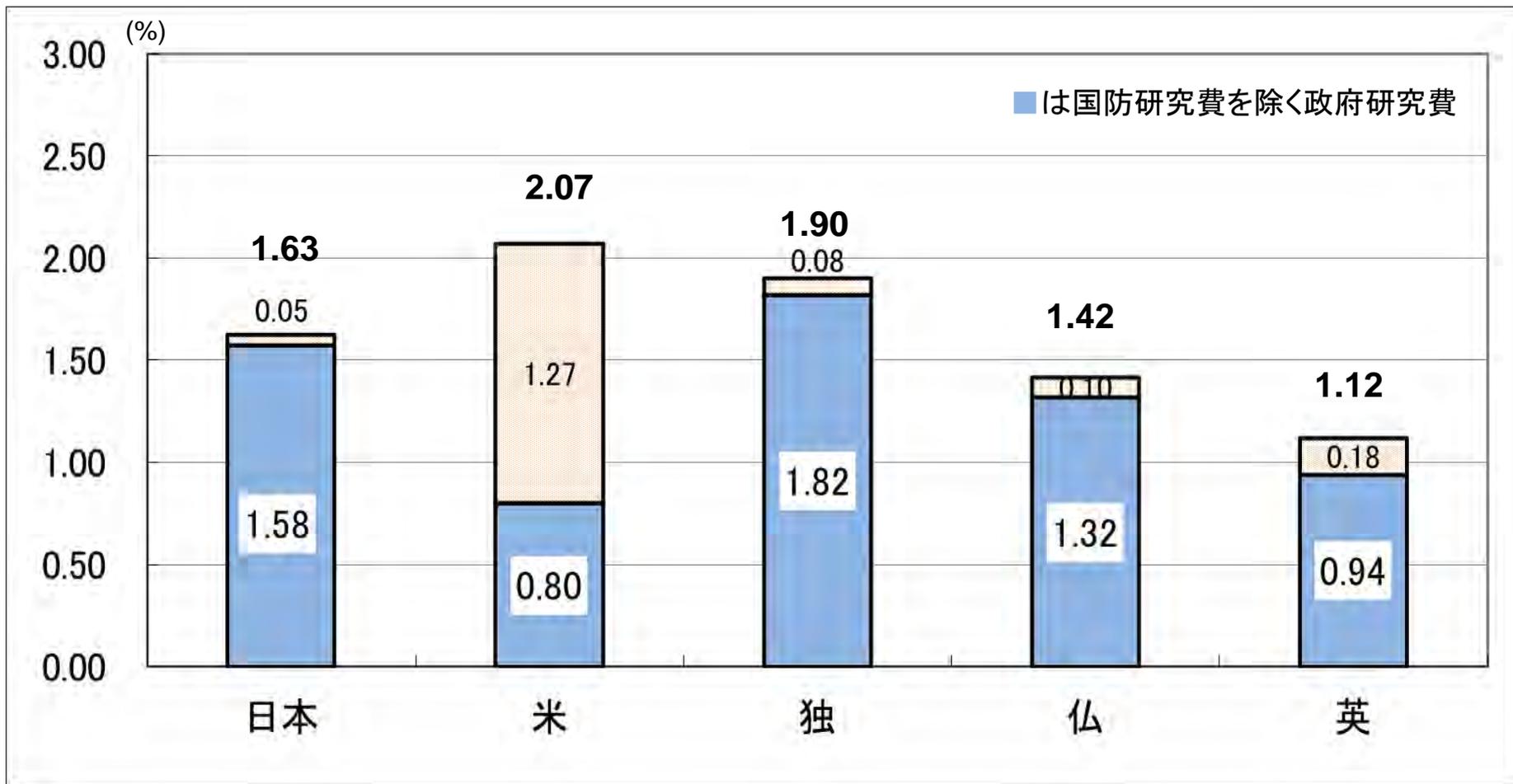
(注)2011年度の数值。 出所:平成26年版科学技術要覧から試算。

【参考】人口1万人当たりの研究者数(2013年)

日本	米国	独国	仏国	英国
65.6人	40.2人	41.8人	38.3人	39.7人

出所:平成26年版科学技術要覧

一般政府総支出に占める政府研究費の割合



(注)2011年度の 数値。

出所：平成26年版科学技術要覧及びOECD Economic Outlook 93から試算

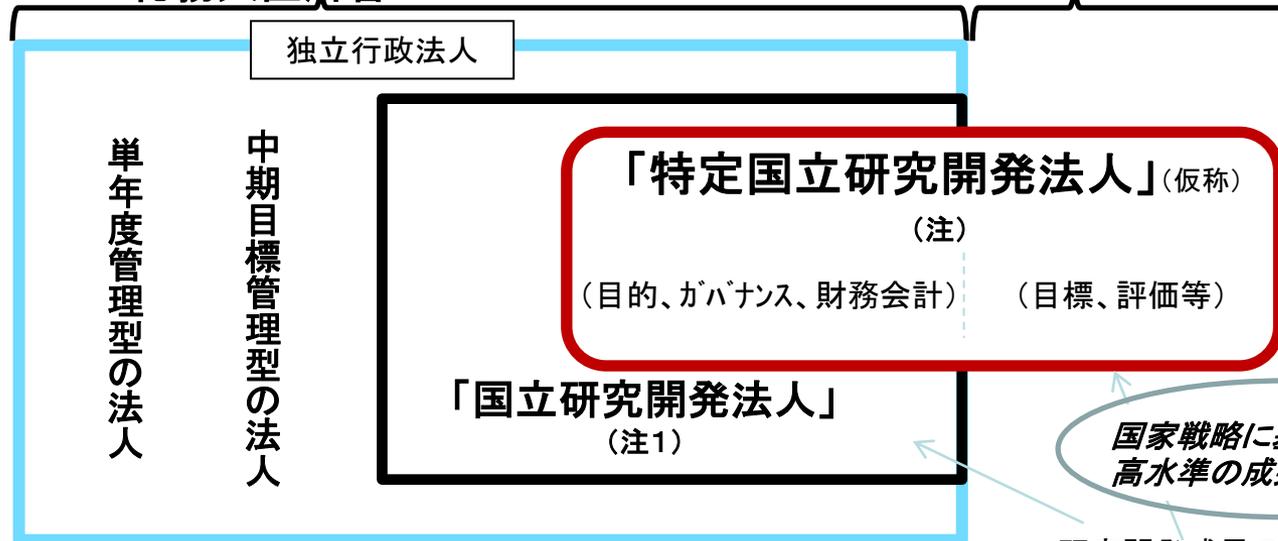
国立研究開発法人制度の創設

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）：

- ① 研究開発型の法人を他の法人とは異なるカテゴリーとして位置づけ。研究開発成果の最大化を第一目的とし、そのために必要な仕組みを整備（目標期間の長期化、報酬・給与などの運用の柔軟化等）。
- ② 研究開発型の法人のうち、世界トップレベルの成果を生み出す創造的業務を担う法人については、独法通則法の適用を前提として、目標や評価への総合科学技術会議・主務大臣の強い関与や業務運営上の特別な措置等を、国家戦略上の観点からの特例を定める別法によって講ずる。

独法通則法のルール
（目的、目標、評価、業務運営、財務会計、
人事管理等に関するもの）
総務大臣所管

別法の定めるルール（※）
（目標、評価、業務運営等に関するもの）
内閣総理大臣（科技担当）＋総務大臣所管



(注)「特定国立研究開発法人」の対象となる法人候補として、理化学研究所及び産業技術総合研究所を総合科学技術会議で決定(平成26年3月12日)。

国家戦略に基づき世界最高水準の成果を目指す

研究開発成果の最大化が目的

※ 今後の予定：平成27年度からの新たな研究開発法人制度の実施に向け、「特定国立研究開発法人(仮称)」に係る別法案について、可能な限り早急に国会提出を目指す。

国立研究開発法人向け支出

(単位:百万円)

		運営費交付金等		増減額
		25年度当初	26年度予算額	
1	(独)物質・材料研究機構(NIMS)	14,185	13,634	▲ 551
2	(独)防災科学技術研究所(防災研)	7,063	7,349	286
3	(独)放射線医学総合研究所(放医研)	10,063	9,586	▲ 476
4	(独)科学技術振興機構(JST)	123,050	119,940	▲ 3,110
5	(独)理化学研究所(理研)	78,833	78,024	▲ 809
6	(独)宇宙航空研究開発機構(JAXA)	196,121	186,481	▲ 9,640
7	(独)海洋研究開発機構(JAMSTEC)	36,294	34,482	▲ 1,812
8	(独)日本原子力研究開発機構(JAEA)	168,733	177,336	8,603
合計		634,341	626,833	▲ 7,508

※「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」(平成26年6月13日公布)において国立研究開発法人に分類された文部科学省所管の法人(8法人)

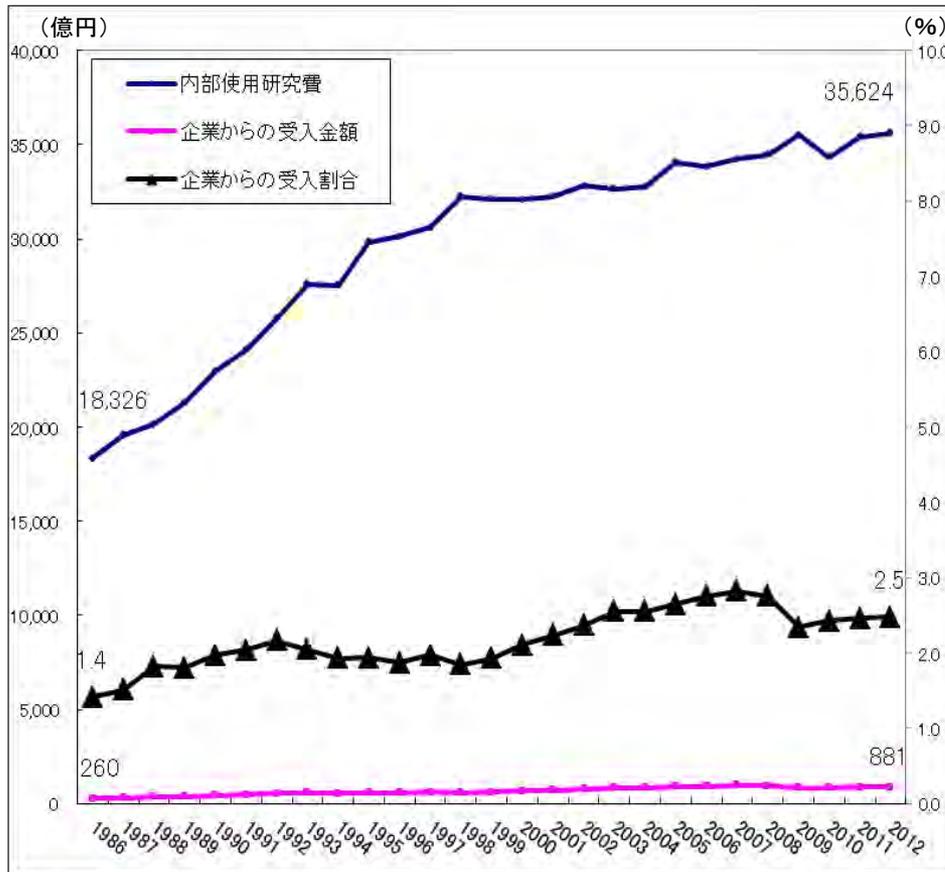
※JAEAにはエネルギー対策特別会計分を含む。

※上記8法人の平成26年度一般会計科振費は合計4,517億円(文科省科振費の約53%)

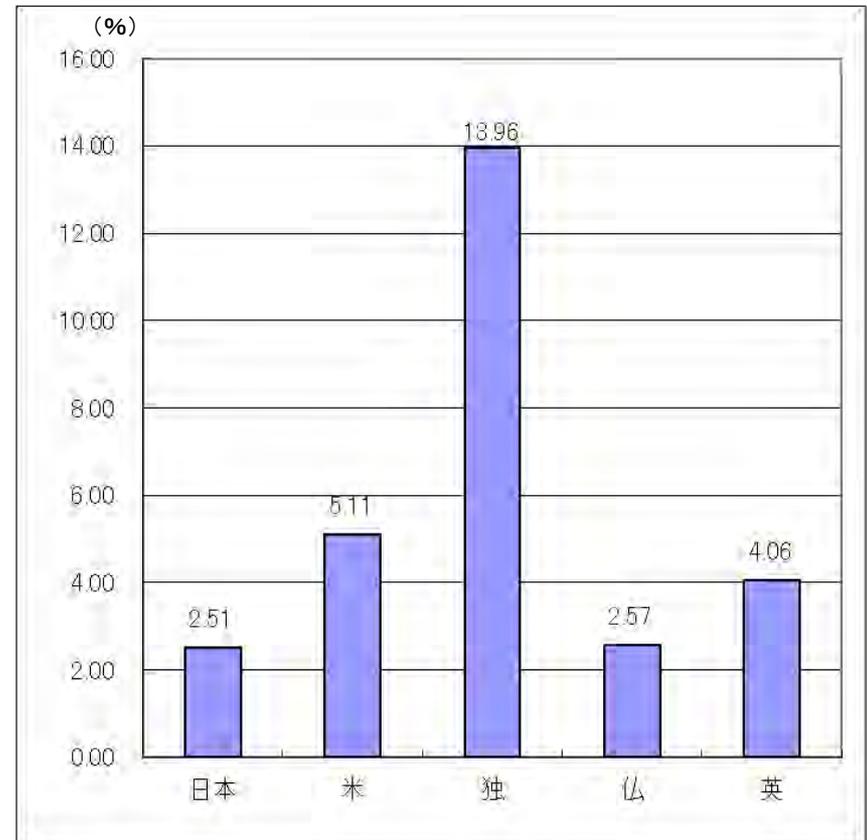
大学等が企業から受け入れた研究開発費

○産学連携を示す指標の一つである、大学等が企業から受け入れた研究開発費は低い水準で推移しており、大学等の研究開発費全体の2%程度にとどまっている。

大学等における内部使用研究費と企業から受け入れた金額及び割合の推移



大学等研究費の企業等負担割合の国際比較



(注) 出所: 科学技術指標2014から試算 2011年度比較

オリンピック・パラリンピック開催に係る国の関与について

平成32年（2020年）第32回オリンピック競技大会・第16回パラリンピック競技大会の東京招致について
（平成23年12月13日 閣議了解）

オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、国際親善、スポーツの振興等に大きな意義を有するものであり、また、東日本大震災からの復興を示すものともなるものであることから、平成32年（2020年）第32回オリンピック競技大会・第16回パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）を東京都が招請することを了解する。

政府としては、東京都の大会招請に当たり、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第27条に基づき、大会の円滑な我が国への招致又は開催のために必要な措置を講ずるものとする。

なお、現在、国・地方とも財政改革が緊要な課題であることに鑑み、簡素を旨とし、別紙に掲げる方針により対処するものとする。

別 紙

1 大会の開催に係る施設については、既存施設の活用を図ること。

また、施設の新設・改善その他の公共事業については、その必要性等について十分検討を行い、多様な財源の確保に努めつつ、その規模を通常の公共事業費の中での優先的配分により対処し得るものとし、国庫補助負担率等国の財政措置は、通常のものとする。

2 新設する施設の将来にわたる管理・運営については地元の責任と負担を主体として行われるものとする。

3 大会運営費は適正な入場料の設定、放映権収入等の事業収入等により賄われるものとする。

4 国の所要経費は、その必要性等について十分検討を行い、真に必要なものに限って、将来にわたり既定経費の合理化により賄うものとする。

関係地方団体においてもその所要財源の確保に努めるよう要請すること。